

73
86r



始



B153
11

73-86

增補
訂正

竹越與三郎著

二千五百年史

二酉社發兌

大正
5. 4. 25
購求

二千五百年史に題す

鳩は矮樹短草を忘るゝ能はず、鴨は水澤沼池を忘るゝ能はず
國民は歴史の外に出づる能はず。氣質の偏、積習の力、本性とな
りて、脱せんと欲するも脱する能はざる桎梏を心に生ずるが
爲なり。

國民は如何なる生活を爲せし乎。如何なる思想を懷きし乎。如
何なる本性を示したる乎。而して如何にして理想に向つて其
桎梏を脱せんとしたる乎。是れ歴史家が最大目的として描か
ざる可らざるものなり。我が國古今幾多の歴史家、能く此目的
を遂げしもの果して幾人かある。

若し一のニールバルあらしめば、宣命と萬葉集のみによりても

猶ほ能く王朝時代の風俗思想を描き出すを得たりしならん。若し一個のモンゼンモンゼンあらしめば、民間の私乗日記も一大國史を織り成せしならん。若し一個のフラウドフラウドあらしめば、我が鳥國の英雄も無意義なる形容詞の外に眞面目を描き出されしならん。若し一個のマコーレーマコーレーあらしめば、源平二氏の争闘、北條足利の興廢も武力の争に止まらずして、一大根本的思想より來りしものなるを發見せるならん。若し一個のバツクルバツクルあらしめば、王朝の衰亡、新民の崛起を論ずるに順逆王霸を以てするの外、別に物質的原因を發見せしならん。若し一個のフリイマンフリイマンあらしめば、北方の山水、南方の海濱も亦世變を來たす原因たりしを發見せしならん。日本國民の本性を語るべき材料は決して少からざるなり。然るに此間一人の眞歴史家を見ず、僅に一の新井白石ありて心識高邁、已に高等批評を國史に

二

加へんと欲したりと雖も、惜い哉、時勢は遂に彼をして爲さんと欲する所を爲さしめざりき。余、今獨力古今を網羅して二千五百年間國民の生活思想を描き、前人の未だ曾て爲さざる處を爲さんとす。自ら力を揣らざるが如しと雖も、余豈に敢て自ら僭して一個の方式を立つと云はんや。また唯だ泰西古今名流の方式を融化して、之を國史に應用したるのみ。

明治丙申五月

著者識す

二千五百年史目次

第一章 不文の歴史

太古史に現はれたる日本……………	一
世界の二大文明日本に混化す……………	三
日本南島文明の差異ある所以……………	四
日本に於ける支那文明の敗北……………	五

第二章 大和朝廷の成立

(神武紀元より七
百三十年に至る)

神武天皇の系統……………	七
出雲朝廷と神武一家の抗争……………	七
神武の東征……………	八
血族を重んずる古風……………	一
土人の血皇室に入る……………	二
神武時代の國民生活……………	二
兩皇族相争ふ……………	四
忘れられたる四百年間の記事……………	五
邊境の民主化に服せず……………	六
始めて租税を收む……………	七
宗教心の激變……………	八
大和朝廷權力の發達……………	一〇
奴隸の制度……………	一一

目次

第三章 大和朝廷權勢の擴張

(神武紀元七百三十年よ
り九百五十年に至る)

標本的日本婦人……………	二二
三韓文明の風化……………	二三
任那日本に屬す……………	二六
武器と帝位を更ふ……………	二六
景行天皇九州を征す……………	二八
熊襲は何の族か……………	三〇
九州に於ける女酋の勢力……………	三一
日本武尊の九州征伐……………	三二
武内宿禰奏して東夷を討つ……………	三三
當時征戰の危難……………	三五
旅長制度の發達……………	三六
皇族及び武内族、大伴族二族の發達……………	三八
神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す……………	四〇
三韓の服屬……………	四二

第四章 外國文明の感化

(神武紀元九百二十
年より千年に至る)

三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果……………	四五
支那文明の侵漸……………	四九
支那經典國民の心性を和ぐ……………	五一

第五章 雄族の發達

(神武紀元年より千五百五十年に至る)

- 權臣の跋扈……………五五
- 女を座長に奉るの風……………五六
- 社會の變革、姓氏の混亂……………五八
- 三韓漸く背叛す……………六〇
- 物質的進歩……………六二
- 顯宗天皇の即位……………六四
- 平群族の專權……………六五
- 歌垣に於て男女相戀ふるの風……………六六
- 平群族衰へて大伴族起る……………六七
- 雄略、武烈兩天皇の無限君權……………六七
- 臣下天皇を作る……………七〇

第六章 三韓の離叛

(神武紀元千五百五十年より千二百年に至る)

- 三韓益々日本に遠ざかる……………七二
- 磐井九州に據つて叛す……………七三
- 新羅百濟日本に離叛す……………七五
- 後宮勢力の發達……………七六
- 大伴物部の二族相争ふ……………七八
- 任那回復の政策……………七九

第七章 宗教的黨争

(神武紀元千二百年より千三百年に至る)

- 佛教の渡來……………八二
- 佛教の採否、進歩保守兩黨の争となる……………八五
- 百濟衰へて新羅盛なり……………八七
- 我が軍新羅を攻めて大敗す……………八九
- 貴族生活の進歩……………九〇
- 物部中臣聯結して蘇我氏と争ふ……………九二
- 物部中臣兩氏の大敗……………九四
- 古來の名族悉く絶え蘇我氏獨り榮ゆ……………九六
- 厩戸皇子の政制草定……………九七
- 隋朝との交通……………一〇一
- 蘇我氏の專横……………一〇二
- 中大兄皇子中臣鎌足等蘇我氏を滅ぼす……………一〇四

第八章 空前絶後の國體變革

(紀元千三百年より千三百三十年に至る)

- 大化革新前の國狀……………一〇七
- 大化の國政變革、王政初めて生じ國家初めて成る……………一〇
- 大化革新の主義及び要目……………一一
- 君民共治の誓言……………一三
- 天智天皇の性情……………一四
- 大化前後國民の生活及び思想……………一五

第九章 壬申之亂

(神武紀元千三百三十一年)

- 高麗全く亡ぶ……………一二六
- 天智、大海人と適はず……………一二
- 壬申の亂……………一二
- 兩軍の兵勢……………一三一
- 大海人六ヶ月にして天下を一統す……………一三二
- 壬申の亂の結果……………一三三

第十章 淨見原の朝廷

(神武紀元千三百三十一年より千三百六十年に至る)

- 天武前後社會の進歩……………一三五
- 天武天皇の改革……………一三六
- 天武天皇神佛を信ず……………一三八
- 持統天皇の治世……………一三九
- 外人、北狄、南蠻の歸服……………一四〇
- 生産、法制の進歩……………一四一

第十一章 平城時代(上)

目次

第十二章 平城時代(下)

(神武紀元千四百年より千四百四十一年に至る)

- 蝦夷卑人の背叛、兵農區分の發端……………一六〇
- 聖武天皇の奢侈迷信……………一六一
- 光明子皇后となる、后位の變化……………一六二
- 平城時代文學の發達及び柿本人麿呂……………一六三

○ 日本文字の確定……………一六五

○ 藤原氏盛にして諸王飢ゑんとす……………一六六

○ 玄昉、橘氏、藤原氏と對抗す……………一六七

○ 藤原の廣嗣反す……………一六八

○ 本地垂迹の説起つて金銅盧舎那佛生ず……………一六九

○ 神佛隨所に混交す……………一七一

○ 新羅名分上に於ても日本を離る……………一七一

○ 藤原の仲麻呂、橘、大伴、佐伯の諸族を壓服す……………一七二

○ 仲麻呂政體を變革し、女皇等僧侶政府を作る……………一七四

○ 藤原仲麻呂、安祿山の亂に備へんがため新羅を撃たんとす……………一七四

○ 僧侶政府、太政官を吞み、道鏡大臣禪師となる……………一七五

○ 道鏡の人物及び地位……………一七六

○ 道鏡皇位を望む……………一七九

○ 諸藤、光仁を擁立す……………一八二

○ 吉備の眞備歎かる……………一八三

○ 剛膽なる諸藤……………一八五

○ 百川、勅を矯めて皇后を逐ふ……………一八六

第十三章 平安時代の曙色

(神武紀元千四百四十二年より千四百七十年に至る)

○ 平城時代の當初に於ける國民の思想及び生活……………一八八

○ 貴族と寺院、平民を壓す……………一九〇

○ 政制紛亂、豪族上下を欺く……………一九一

○ 大皇帝桓武の性質……………一九三

○ 蝦夷の背叛……………一九四

○ 桓武の宗教及び革弊……………一九五

○ 桓武天皇の政策、皇室を平人の上に立つ……………一九六

○ 北狄難祖と應じ大舉して叛く……………一九八

○ 誇榮とすべき大皇帝……………二〇〇

○ 北征、北人を崛起せしむ……………二〇〇

○ 坂上氏起つて藤原氏と抗す……………二〇二

○ 藥子、仲成の亂……………二〇三

○ 社會の組織變革して國守の權張る……………二〇五

○ 社會經濟上の紛亂……………二〇七

○ 舊族地方に去り、新族地方より入る……………二〇九

○ 平安時代の宗教思想……………二一〇

○ 平安時代の文學……………二一二

第十四章 藤原氏專制時代

(神武紀元千四百七十年より千五百九十年に至る)

○ 政制漸く變じて藏人、檢非違使を生ず……………二一八

○ 男女命名の風一變す……………二一九

○ 生活風俗の變……………二二〇

○ 社會亂離の勢疊々として成る……………二二一

○ 小黨敗北、藤原氏遂に大權を握る……………二二二

○ 僞善謙退の風、朝廷に盛なり……………二二四

○ 盜賊蜂起して外敵來らんとす……………二二六

第十六章 貴族、武門、寺院の三角争闘

(神武紀元千六百八十年より千七百三十四年に至る)

○ 國民の性情一變す……………二六八

○ 利害の佛教一變して歴世教となる……………二七〇

○ 寺院武力を養うて朝廷に抗す……………二七三

○ 地方の豪族發達して武門を爲す……………二七四

○ 僧侶跋扈して武門を苦しむ……………二七六

○ 安倍貞任叛す……………二七八

○ 後三條天皇藤原氏の權を抑ふ……………二八〇

○ 白河天皇の親政……………二八三

○ 白河の侯佛政治寺院を猖獗ならしむ……………二八四

○ 出羽の夷俘清原武衡叛す……………二八五

○ 寺院朝廷に迫る……………二八七

第十七章 源平二氏崛起して平氏先づ政權を執る

(神武紀元千七百三十四年より千八百三十七年に至る)

○ 白河蹕蹕、噴火山上に踊躍す……………二八九

○ 平氏の特性……………二九〇

第十五章 藤原氏專制時代(下)

(神武紀元千五百九十年より千六百八十年に至る)

○ 貴族の軟弱迷信……………二四一

○ 藤原の純友叛す……………二四一

○ 平將門叛す……………二四五

○ 和文の發達……………二四七

○ 平安時代の和歌……………二四八

○ 社交の發達、風流の進歩……………二四九

○ 亂離の兆村上の時に現はる……………二五一

○ 源高明、滿仲廢立を謀る……………二五二

○ 兼通圓融天皇に迫つて關白を得、兼家圓融天皇に迫つて禪位せしむ……………二五四

○ 兼家華山天皇を欺きて帝位を捨てしむ……………二五六

○ 藤原道長出で、藤原の權空前絶後なり……………二五八

○ 貴族の文彩風流淫蕩の習俗……………二六〇

源氏の發達及び其特性……………二九〇
 天下大亂の兆……………二九三
 保元の亂……………二九五
 源氏の平氏に凌がれし所以……………三〇一
 僧侶、盜兵となる……………三〇二
 平氏に非ざる者は人に非ず……………三〇二
 平氏顛覆の陰謀……………三〇四
 平氏の地位、清盛の政策……………三〇四

第十八章 北人の天下(上)

源氏政權を攪る

(神武紀元千八百四十年よ
り千八百五十三年に至る)

源の頼政兵を起す……………三〇八
 頼政の敗死、福原の遷都……………三〇九
 源の頼朝兵を擧ぐ……………三一〇
 頼朝鎌倉に據る……………三一〇
 源の義仲起る……………三一〇
 平軍戦はずして富士河に敗る……………三一三
 平氏寺院を敵とす……………三一四
 清盛死して平氏衰ふ……………三一五
 頼朝、義仲と争ふ……………三一六
 義仲、平氏を西に追ふ……………三一八
 法皇義仲を厭ふ……………三一九

第十九章 北人の天下(下)

北條氏の治世

(神武紀元千八百四十九年よ
り千九百七十二年に至る)

義經及び藤原泰衡亡ぶ……………三三八
 頼朝死して鎌倉の基礎動く……………三三九
 文武兩黨の争……………三四一
 頼家幽せらる……………三四四
 北條時政將軍の廢立を謀る……………三四五
 和田義盛北條氏に反抗して敗る……………三四六
 實朝暗殺せらる……………三四七
 政子と義時……………三四八
 後鳥羽上皇、鎌倉政府を覆さんとす……………三四九

天皇の御謀叛……………三五二
 南人の貴族的王朝主義、北人の武斷的民政主義……………三五三
 天下鎌倉を謳歌す……………三五五
 北條泰時の政治、貞永式目……………三五六
 鎌倉以前の文學……………三五九
 思想文學の變、其政治との關係……………三六一
 桓武より北條時代に至る宗教の變遷……………三六四
 皇族鎌倉に媚附す、泰時の死去……………三六六
 北條經時、將軍頼經を廢す……………三六七
 三浦氏敗れ、五攝家生じ、皇子將軍となる……………三六八
 鎌倉武士氣質……………三七〇
 鎌倉の土風を作りし文學……………三七二
 將軍宗尊廢せらる、元の勃興、時宗元使を追ふ……………三七四
 第一回の元寇……………三七六
 元軍風濤に逢うて歸る……………三七七
 支那侵略の雄圖、第二回の元寇顛覆す……………三七八
 鎌倉の内亂、皇位の争奪、皇位有期の閑職となる……………三八一
 皇族人物を出し、南北武力平均し、北條氏民心を失ふ、
 僧侶再び武力を生ず……………三八四

第二十章 後醍醐の親政

(神武紀元千九百七十二年よ
り千九百九十六年に至る)

北條高時の失政驕侈……………三八八
 後醍醐出づ、中宮廉子政治に與かる……………三八九

第二十一章 足利氏の治世

(神武紀元千九百九十六年
より二千百廿五年に至る)

所在の武士、北條氏の命を奉ぜず……………三九一
 朝廷、武士と結びて鎌倉を覆さんとす……………三九二
 後醍醐、寺院に頼つて北條氏を謀る……………三九四
 皇族兩派相陷擄し、後醍醐蒙塵を恐れて脱走す……………三九五
 正成の現出、後醍醐隱岐に遷さる……………三九六
 北軍戰志なく、所在の豪族、北條氏に背く、新田義貞、
 赤松圓心出づ……………三九六
 足利高氏六波羅を陥る……………三九九
 義貞鎌倉を覆す……………四〇〇
 王朝武士黨の反目、人心王政を厭ふ……………四〇一
 公卿と武士と、南人と北人と、後醍醐と尊氏と、足利
 と新田と、相對抗す……………四〇四
 後醍醐尊氏を除かんとし、尊氏鎌倉に自立す……………四〇六
 大將軍は北方の皇位、義貞、尊氏を征す……………四〇七
 義貞の位地、尊氏の人物……………四〇九
 北人の政治、時代思想の精神となる……………四一一
 尊氏京都を取り敗れて九州に走る……………四一三
 正成、尊氏を防ぎて敗死す……………四一五
 尊氏、光明天皇を擁立す……………四一七
 京畿の戰、後醍醐、尊氏と和し、義貞北國に逃る……………四一八
 北行京軍の困厄、義貞の人物……………四二〇
 後醍醐逃れて吉野に藏る……………四三二

戦争地方的となる、金が崎城陥る……………四二三
 戦亂何故に収まらざるか、顯家義貞の敗死、後醍醐の
 崩御……………四二四
 後醍醐は何故に敗れし乎……………四二六
 建武式目、尊氏の税法……………四二七
 楠正行……………四二八
 足利時代の武士氣質、及び其變化の原因……………四二九
 直義と師直の衝突……………四三二
 直冬、直義、尊氏交も相争ふ……………四三四
 南軍北帝を執ふ、尊氏等光厳帝を立つ……………四三五
 尊氏の死、和田興良の降服、北朝強臣の反覆……………四三七
 足利氏の權執事に移る……………四三八
 細川頼之の善政、新田義宗の敗死、楠正儀の降伏、菊
 池氏の廢亡……………四三九
 豪族自ら擅にす、鎌倉氏滿の異圖、細川頼之翻けらる……………四四二
 山名氏及び細川氏榮ゆ……………四四三
 足利義滿天下を一統し、南北兩朝を混一す……………四四四
 義滿の人物、當時の好尚及び美政……………四四五
 倭寇起つて支那、朝鮮を犯す……………四四七
 支那貿易、海賊、らつば、義滿、明の封冊を受く……………四四九
 公卿義滿に媚附す、義滿死して法皇號を贈らる……………四五二
 京都、鎌倉の内紛……………四五二
 義教の勵精、持氏の自立……………四五三
 赤松滿祐、義教を殺す、赤松氏亡ぶ……………四五五
 畠山氏將軍を制す、山名、細川の二氏大なり……………四五七

義政帝王の儀を具ふ、騎奢より徳政を生ず……………四五八
 足利時代の技藝……………四五九
 足利時代の文學……………四六〇

第二十二章 戰國時代

(神武紀元二千百廿七年より
二千二百三十七年に至る)

應仁の大亂、將軍義政、其室當子……………四六三
 混圓十一年……………四六六
 京師荒廢して公卿四散し、一向宗獨り榮ゆ……………四六九
 政權下に移り、舊社會解けて新結合生ぜんとす……………四七〇
 伊勢長氏の成功、畠山、細川の争奪、天皇崩じて葬る
 の財なし……………四七一
 大内義興京都の權を擅る、貴族食を四方に乞うて生く……………四七二
 貴族、將軍を擁するも功なし……………四七三
 南人、北人、疲勞して新勢力中央諸州に生ず……………四七四
 駿河の今川氏……………四七五
 武田晴信の人物、軍隊、政治……………四七六
 織田信長……………四七八
 徳川家康……………四七九
 朝倉義景、淺井長政……………四八〇
 上杉景虎、山陰、九州、奥羽の豪族……………四八〇
 寺院の武力、再發して數諸侯に匹敵す……………四八二
 上杉景虎、武田晴信と戦ひ北條氏を攻む……………四八四
 西洋諸國との交通、基督教來る、大内義隆亡ぶ……………四八五

毛利氏著はる……………四八七
 京都の無政府……………四八七
 武田北條今川の同盟、織田信長、今川義元を亡ぼす……………四八八
 信長、家康と同盟す、義輝殺さる、三好、松永、吉輝
 を殺す、信長の上洛……………四八九
 信長、淺井、淺倉を破り、比叡山、本願寺の僧兵を破
 り、基督教を保護す……………四九一
 信長の政、義昭、信長を忌む、晴信の死……………四九四
 義昭信長と戦うて敗る……………四九五
 小黨滅亡、大侯崛起の運、政權下に移る、舊社會の聯
 鎖悉く絶ゆ……………四九六
 社會の新結合力、忠義心の發芽……………四九七
 兵農分別、城下の發達、戰術の變遷……………四九九
 信長の城郭陣法世風を一變す、部下の人物、毛利征伐……………五〇〇

第二十三章 秀吉の一統

(神武紀元二千二百三十八年
より二千二百六十年に至る)

秀吉の人物及び地位……………五〇三
 武田氏亡ぶ……………五〇五
 明智光秀、信長を殺す……………五〇六
 秀吉、高松城を取り毛利氏と和す……………五〇八
 秀吉、光秀を亡ぼす……………五〇九
 秀吉、反對黨を亡ぼして天下を取る……………五一〇
 家康、織田氏に黨して秀吉と戦ふ……………五一一

根來僧兵の降伏、秀吉關白となる、新民福興の勢極る……………五一三
 佐々、上杉、島津、徳川の服屬、諸侯の誓文、金配り……………五一四
 東北諸豪の來附、北條氏政の降伏、伊達政宗の屈伏……………五一七
 民戸の武器を收めて大佛を作る、田制改革、當時の經
 濟事情……………五一八
 學問の缺乏、東常縁、紹巴、藤原の慍高……………五二〇
 社會行樂……………五二〇
 宗教の權力盛にして信仰衰ふ、秀吉基督教を抑へんと
 す……………五二一
 國民の氣風、習俗、法律、及び道德……………五二三
 倭寇の猖獗、呂床の入貢、秀吉明を征せんとす……………五二六
 秀吉子を失す、外征の議決す……………五二八
 秀吉親軍の軍容、征明軍の部署……………五三〇
 明の國狀、朝鮮の微弱、行長平壤を取る……………五三一
 秀吉授兵を發す、行長明軍を破る、諸將の不和、兵力
 足らずして秀吉泣く……………五三四
 北京の狼狽、沈惟敬、行長と和を議す……………五三六
 朝鮮の土寇起る、愛親覺羅の族下朝鮮を助けんとす、
 李如松、平壤を取る、明軍の大敗……………五三七
 和議再び起る、秀吉の意氣衰ふ……………五五四
 日明兩國の退兵、朝鮮抄掠の爲に衰ふ……………五五六
 秀頼生る、秀次殺さる、淀君出づ……………五五七
 沈惟敬の詐偽現はる……………五五八
 再度の外征諸將功なし、秀吉の死、諸侯紛争……………五五九
 外征軍歸る……………五六四

第二十四章 德川氏覇權の確定

(神武紀元二千二百六十年よ)
(リ二千二百六十五年に至る)

德川家康の人物及び地位……………五六五
 家康の敵手……………五六六
 石田三成の人物及び地位……………五六八
 家康の擅私、三成等家康を責む、細川忠興三成の策を破る……………五六八
 上杉景勝、直江兼續、佐竹義宣、三成に同盟す……………五五八
 三成の反間成らず、景勝兵を挙げ家康之を攻めんとす……………五五九
 三成諸侯を糾合して兵を擧ぐ、家康躊躇す……………五六〇
 三成、家康兩軍の形勢……………五六二
 關が原の戦、三成黨の大敗……………五六四
 景勝以下、家康に服屬す……………五六六
 家康、府を江戸に開く、征夷大將軍の任官……………五六七

第二十五章 德川氏の盛世

(神武紀元二千二百六十六年よ)
(リ二千三百七十六年に至る)

封建成つて平人安楽を得、産業進む……………五六九
 淀君の人物、家康之を激發す、大阪兵を擧ぐ……………五七〇
 大阪敗北して和す……………五七四
 大阪の再擧、秀頼淀君の自殺……………五七五
 藤原の惺惺、林羅山、文運の興隆、宋學武士の學となる……………五七六
 家康の法令、銷武の手段……………五七八

德川時代の憲法……………五八二
 家康の一統政略、其の功過……………五八三
 家康死して、其像を西南に向かしむ……………五八五
 泰平の空氣、秀忠の女を女御とす……………五八六
 幕府中の黨争、本多正純放たる、春日局……………五八七
 家光諸侯を臣とす……………五八八
 不形儀の改易、五人組の制、士農衣服の禁制……………五八九
 後水尾帝德川氏に憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛……………五九〇
 耶穌教徒の迫害、鳥原の教徒兵を擧ぐ……………五九二
 島原亂徒の敗北、信仰試験の酷刑……………五九四
 海外遠征の雄圖、運糧に於ける日本人……………五九六
 明の覆亡、遣臣來つてを乞ふ……………五九七
 藤樹、蕃山、奴隸の全滅……………五九八
 德川武士氣質……………六〇〇
 生活、美術、行樂、工藝の進歩……………六〇二
 浪人の抱負、由井正雪……………六〇三
 家網將軍となる、正雪叛を謀つて敗る……………六〇四
 浪人滅じて遊俠の徒興る……………六〇六
 公卿江戸に頼附す……………六〇七
 酒井忠清の專權、大奥婦女政治に容喙す、皇親を將軍とするの議、綱吉の迎立……………六〇八
 堀田正俊の重農政策……………六一〇
 將軍綱吉學を好む、諸侯學に向ふ……………六一〇
 池田光政、熊澤蕃山……………六一〇
 會津の保科正之、山崎闇斎、神道の隆盛、異端排撃……………六一三

第二十六章 德川氏の末世

(神武紀元二千三百七十七年よ)
(リ二千五百二十七年に至る)

吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動……………六三九
 富力、武力を呑み、大農小農を呑み、市府村落を呑む……………六四〇
 肉欲の天國、江戸大阪の比較、南人の戀愛思想北人を感化す……………六四二
 儒佛の争一變して儒林相互の攻伐となる、明晉の勢力……………六四二

仁齋、徂徠、順庵……………六四二
 史學、和歌、戯曲、俗歌、國民の自覺……………六四七
 吉宗幕府の規模を縮少す……………六四九
 諸第制度の缺點、上下醉生夢死の時……………六五二
 田沼意次、市府抑制策、忠義の風町人の間に生ず……………六五四
 士風の三變、農民諸侯に反抗す……………六五六
 政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳……………六五七
 田沼意次の外藩援引策、群黨意次を攻む、意次の收斂……………六五九
 江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落……………六六二
 松平定信、尾大不振の勢、定信の復古政治、平民の勢力……………六六四
 學問上の人心を統一す、當時學問の沿革、折衷學、考證學、心學……………六六八
 官學私學の争論、異學禁止の令……………六七〇
 和漢學の狀態、和學の研究、幕府を危うす……………六七二
 光格の生父尊號の議……………六七四
 露西亞の勃興、東下の歴史、林子平……………六七五
 定信の墜落は何故か、意次との比較、松平信明の執政……………六七七
 露人北邊に寇す、國防の經營……………六七八
 露國との交綏、異船砲撃令、人心の沈睡……………六八一
 封建の効、人民の自立、市府の發達……………六八二
 江戸生活の榮華、江戸文學の再變、其喜劇的特色、再び肉欲の天國……………六八三
 幕府財政の窮乏……………六八六
 諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治……………六八六

目次

制、封建内容の崩壊……………六八八
 諸第微弱にして、外様大名自立の志あり……………六九〇
 天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂……………六九二
 家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ……………六九三
 歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外船擊攘政略……………六九四
 蘭學の起原、鹽社の獄……………六九五
 忠邦の勤儉政治、財政改革、忠邦の人物敗北……………六九七
 佛艦琉球に來る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘水野忠邦に代る、處士横議の兆……………七〇一
 歐米通商を求む、對外策問、人心の沸騰……………七〇二
 荷蘭國王の密旨、正弘之を難す、ペルリー開國を迫る……………七〇四
 幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に服せず……………七〇六
 吉田寅次郎、佐久間修理の監禁、壯士の現出……………七〇九
 封建制度の中心力消滅……………七一〇
 國家なる理想の現出、脱藩浪人の輩出……………七一三
 第二の關が原、尊王攘夷論の現出……………七一四
 藤田東湖の人物、幕政内外政策の矛盾、堀田正篤出づ……………七一五
 幕府の政策開國に決す、ハルリス延見の禮……………七一七
 ハルリスの外交顧問、踏査令の廢止、日米通商條約……………七一九
 勇進黨開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨……………七二〇
 朝廷、幕府を苦しましむ、世子の争……………七二三
 井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす……………七二六
 群黨直弼を責む、直弼水戸公以下を屈す……………七二七
 直弼の人物、擅權、家茂將軍となる……………七二九

京都、長州藩士の手に落つ、列藩會議によりて幕府を制せんとす……………七三〇
 間部詮房の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息……………七三〇
 公武合體黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行……………七三二
 井伊直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す……………七三四
 安藤信正の執政、討幕論起る、和宮の降嫁……………七三五
 薩長權を争ふ、外人襲撃の風、平野二郎討幕の議を上る……………七三七
 薩摩の公武合體説、幕府遂に屈して政權朝廷に歸す……………七三八

附録

一年表……………一三八
 一系圖……………一三四
 一年數早見表……………二
 一索引……………一一二

二千五百年史

竹越與三郎著

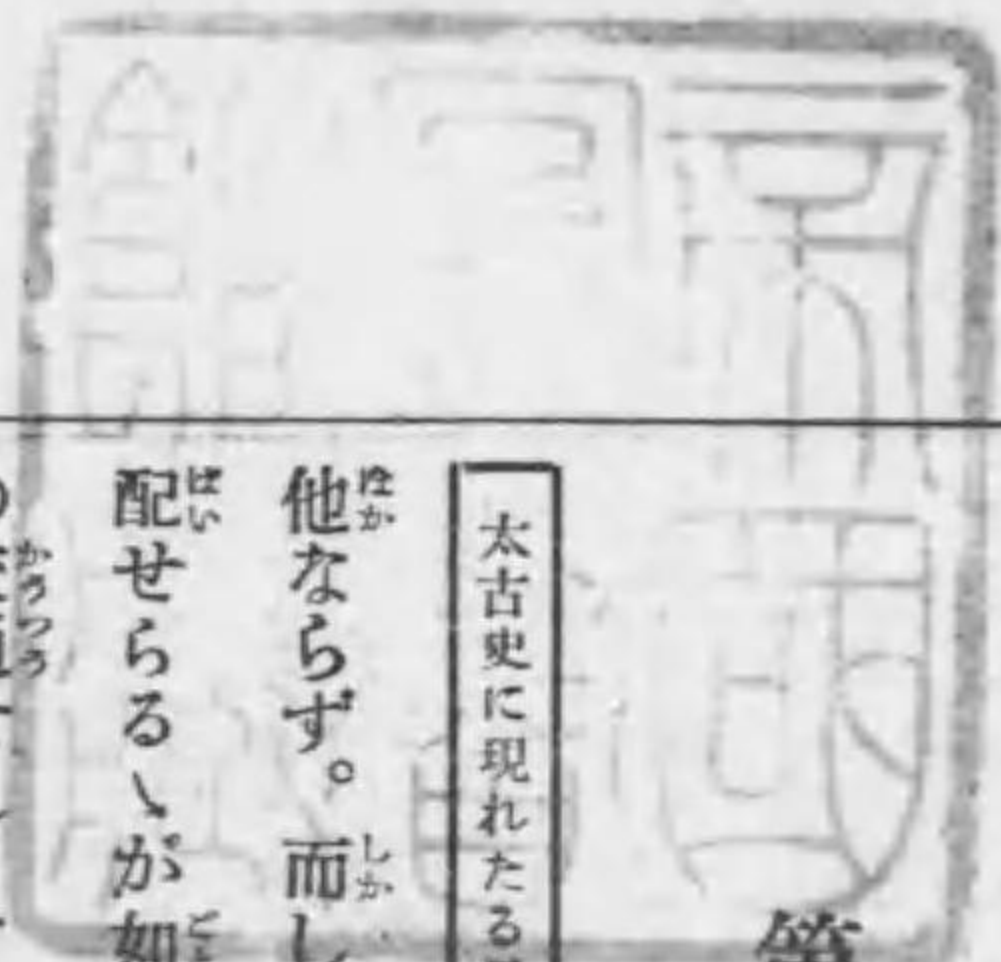
第一章 不文の歴史

太古史に現れたる日本 波濤の拍つ所は文明の起る所なり。何となれば文明は人と人との交通の結果に他ならず。而して草木の種子が風に散布せられ、鳥獸の身體に附着し、その胃腑に入りて天が下に分配せらるゝが如く、太古にありては人類は多く風と海潮とによりて無意識的に世界に分配せられ、その交通せんとするや、また多くは風と海潮との力に依頼せしが故なり。されば希臘・フニシアの開化も斯の如くにして進み、支那大陸の開化も山東江淮の地より起りしが如く、日本文明の歴史も、また、まづ海岸人民の記事によりて開かる。

我が太古の歴史は信用すべきにも、信用すべからざるにも、唯、古事記と、日本書紀と古語拾遺とあるのみ。以上の歴史は其の編纂せられたる當時にありて、中央政府と交通ありし國國にある古來の

不文の歴史 太古史に現れたる日本

*舊事記、天書の如きは全然信すべからず



傳説を蒐集したるものにして、史家強ひて之を纂めて綜合的連絡を附せんと試みたるものなりと雖も、今日より之を見れば、此中、ユーカリ樹の木陰に蹲踞して鳳梨を食ふネグリートの傳説もあり。被髪文身、海波を家として蛟龍と争ふマレー人種の傳説もあり。門前には鳥居を立て、貴族の證とする暹羅人の傳説もあり。青銅の器具、形象の文字、優に文明の域に進みたる支那人種の傳説もあり。穹廬の内牛馬を殺し、歌謠して日を消す蒙古人種の傳説もあり。款冬の葉の下に蟄居せる小人種の傳説もあり。有ゆる地方、有ゆる人種の相異なる傳説を集めたる形跡、歴史として掩ふべからず。これ皆各人種の祖先が、其本土の口碑を傳へて、新故郷なる日本に及ぼせるものにして、其想像の狀、説明の法、生活の風、天地に對する思想の性質に於て、歴然相混すべからざる區分を有す。今人が以上の古史を讀みて、茫乎として其際涯なきに窮し、遂に信すべからずと云ふものは、古の歴史家が是等各人種の習慣口碑を合して、強ひて一となさんとし、西端の神人、忽として東端に現はるゝが如き説明を爲したるが故のみ。故に奇跡を行ひたるが如き神人は、一二にあらず。東西南北各々別に之ありしを思はゞ、我が古典は忽ちに信すべき傳説とならん。而して其傳説の性質相異なるにも係らず、是等の歴史に現れたる日本は、多くは伊豫・讃岐・對馬・阿波・土佐・隱岐・筑紫・豊國・肥國・熊曾國・壹岐・佐渡・備前の小豆島・大島・女島・出雲・伯耆・日向・伊勢等の海岸に過ぎず。已にして荒唐時代は去つて、

*間無勝間とは堅く
密に編みて透目な
き籠を云ふ

稍や信用すべき時代に至るも、歴史に顯はれたる日本は、越後・上總・陸奥・攝津等の海岸國に過ぎざり。且、其人事に於て説く所も、海幸(魚を釣るを云ふ)と云ひ、間無勝間の小船と云ひ、綿津美(海洋)の神と云ひ、神、海を渡れりと云ひ、鯛、鉤を食へりと云ひ、鹽満珠と云ひ、鹽乾珠と云ひ、(是れ干満の時を云ふのみ)鰐魚が人を送れりと云ひ、海を光らすの神と云ひ、皆海事に關係あらざるはなし。是によりて之を見れば我が日本の開化も、世界の例に洩れずして、海岸より始まりたるものにして、我が祖先の多くは、天風と海潮とによりて、送られたる海國人種なりしを知るべきなり。

世界の二大文明日本に混化す

翻つて當時世界の形勢を考ふるに、また此の推測を助くるものあり。太古の人民は意外に大膽にして其の事業の規模は意外に廣大にして而も意外に航海の術に長けたり。記録せられたる世界の歴史はアレクサンドルの征戰、ネブカトネザルの大勝等、赫赫たる武勳のみを報ずと雖も、不文の歴史なる習慣、遺物、言語、人種の骨格等より類推すれば、歴史以外、人種競争の大征戰は意外に廣く行はれ、フキニシア人の文明は、獨り歴史の傳ふるが如く、印度に達したるのみならず、神武天皇紀元の前數百年、早く已に印度・交趾を経て、フヒリツピン群島に達し、而してフキニシア人の經過せる海路は、更に印度人の襲ふ所となり、歐亞大陸の勢威は、漸漸南東に下り來り、セミチツク人種なるフキニシアの文明と、ハミチツク人種なる印度アリヤンの文明とは南洋島中に於て

ルジャンドル氏の
世界人類一系論に
は人類、文明の潮
流印度よりベンガ
ル、交趾支那より
フヒリツピン日本
本島より蝦夷ヶ島
に移り、是より黒
龍江によりてカム
サツカに移り、米
國の北西岸に移り
て、ウナルジニヤ
諸州に入りし形跡
ありと爲す。小金
井博士またコロポ
ツクルと云ふ古人
種、蝦夷の爲めに
窘迫せられて北方
に渡り遂にエスキ
モー種族となると
爲す。人種の波は
酒々として南より
北に及ぶ也。

或る程度まで發達
したる人種に於
て、果して墮落し
るものか、ラウリ
ンソンは國民起原
論に於て、進化は
大勢なりとの議論
を駁して、實際野
蠻に退歩したる人
種を數へたり。即
ち希臘の一部ゲロ
ニは山間に退きし

がため敵人の皮を
着るの民となり
また世界高等語の
一なるサンスクリ
ットを語りし印度
セロンの民は、今
は墮落して數百萬
の語を有するのみ
にて十の數を數ふ
る能はず、此他墮
落人種の例少から
ずと爲せり。

不文の歴史 日本南島文明の差異ある所以

新に一大化合を始めたるもの、如し。而してフキニシアよりフヒリツピン群島、フヒリツピン群島より日本に至るまで、沿道の國土に於ける、傳説の多くは海原を主とするの點に於て、海魚を以て人語を爲さしむるの點に於て、言語の性質に於て、婚姻の風に於て、淫齒の風に於て、家居の風に於て、人身御供の風に於て、骨格に於て、神木を尊ぶの點に於て、跣足の風に於て、婚嫁に處女を尊ぶの風に於て、男子の陰を祭るの點に於て、皆一様の形跡ありて、セミチツク・ハミチツクの兩文明が此地を經過して日本に至れるを示す。

日本南島文明の差異ある所以

若しそれ一葉の輕舟を放つて、一時間に百里を馳する南洋奔流の暖潮に乗じて行く所を縦にせば、自然の勢、必ず九州東部の海岸に達すべく、然らずんば肥前の西を繞りて日本海に達すべし。九州の東部に達したるものにして、猶ほ潮流を離れずんば、大隅佐多岬の邊より、海岸に沿うて流る、暖潮に乗じて自然に豊後の海に入り、花彩島の名ある山陽道の多島海に寄り、紀伊・和泉の海岸に沿ひて東海道に來り、天照大神が常世の敷波の寄する所なるが故に我を祭れと命じたりと云ふ伊勢の海に達するを知らん。思ふに此潮流が海波の動く所を我家とせる歐亞大陸の優等なる人種を引き來つて、日本九州海岸に散布せしものそれ幾何ぞ。斯くて同一なる文明系統を有するに係らず、南洋諸島に止りしものは強烈なる日光の恩恵を濫用し豊美なる菓樹の下に睡眠して、自然

と争ふことを知らず、また劣等なる人種と相接するの故を以て、文明上の競争なきがために墮落し、之に反して日本に來れるものは北陸・山陰・九州の西岸より支那大陸の文明を負ひて進入したる人種と激甚なる争を爲したるがため、高度の發達を爲したるものならん。

日本に於ける支那文明の敗北

然れども蒙古人種にして日本を先有せる大國主命は、遂に出雲の海濱に於て武甕槌命に降りて王業を失し、而して日本國民は其の始に於て支那文明の代表たる象形文字を以て、國字とせず、フキニシア人が貿易によりて世界の民に交通せるより、各國の言語を寫さんとして發明せる聲音文字の文明に傾きて、自然に『いろは』四十七字を生ずるに至りしを見れば、また以て太古日本の沿岸に於ける人種競争の結果は、支那人種の勝利とならずして、南洋を經由したる人種の勝利となりし遺證と云ふべき乎。神武天皇の祖父、彦火火出見尊が海に入り、海神の女によりて、水を乾すの珠と、水を生ずるの珠とを得て、其兄を苦しめたりと云ふ古傳は、實は月の力によりて、海潮に干満あるを利用したるに過ぎずして、明に我が國祖が世界に於て始めて月球と海水の干満とに密接の關係あることを發明せるフキニシア人の文明を知りたるものなるを證明す。故に我が太古の歴史は今日の人種を作るに至るまで、幾多の人種が相混合したる歴史にして、此點に於ては、支那人種が東夷・南蠻・北狄・西戎の雜人種なるが如く、英國の人種がアングロ・サクソン・羅馬人の血液の相合したるも

日本人種の區別に關しては説者の論尙ほ一定せず。然れども多くは最古の人種はコロポツ

のなるが如く、今人種の脈管には、幾多の雜血、充滿せりと云ふべきなり。然りと雖も是等は寧ろ人種學・考古學の領分にして、國民歴史の範圍の外にあり。眞の國民歴史は、神武天皇より始まる。

クルと稱する小人種にして、秋冬の葉の下に住居するが如く小に、常に穴居して貝を食ふの種族なりしと云ふ。其遺跡は今の貝塚にあり。博士小金井氏最もコロポツタルの説に詳なり。而して之に次ぎて來れるものは今のアイヌ人種にして、アイヌは即ち蝦夷なるべしと云ふ。(石器時代の人種は此蝦夷なりと)此

「文明の起源に關する最新學説」人類の祖先の一に出づるや、學者多、同意すれども、其起源の何處にあるやに至つては一定の説なし。或はチゲリス・ユウフレイト河の邊にありと云ひ、或は北極にありと云ひ、紛々として定まらず。然れども其始めて文明社會を作りは、多くの學者、埃及にありとなす。然るに近年佛蘭西の學士ドクトル、ル、ブロンジョン中央亞米利加のメキシコ森林を探險すること十二年、遂に人類最初の起原はメキシコ灣の半島ユカタンに在りと爲す。彼の云ふ所によればメキシコの文明、埃及に移り、埃及より更に亞細亞、歐羅巴に移りたり。曰くユカタンの古語は埃及文字と相似たり。曰く聖書の記事中のアダム、イブの事、カインアベルの事皆ユカタン人の歴史にして、聖書以外の意義あり。曰く希臘のアルファベットはユカタンに起りし大洪水を歌ひたる歌也。(いろはが佛説の歌なるが如く)ユカタンの古名はマヤにしてマヤは最初の國を意味す。曰くユカタンの位地はプラトリーの記せるアトランチスの島嶼と符合す。曰く大洪水は基督紀元前八千六十年と。是近時考古學上の破天荒の説にして、着々として考據あり。若し此説にして眞實ならんか、日本はメキシコより直接に渡來したるものありしなるべし。ドクトル、ブロンジョン探險のために財産を蕩盡して其大著述を公にするを得ず。今後の考古學は此方面に於て必ず一大發見あらん。

【日歐文明類似の參考説】教授ジョセフ、イドキン氏は日本にある神人傳を以てパピロン神人傳と同一の傾向ありとなし、且つ此神人傳の始めて唱へられたは、基督紀元即ち垂仁天皇以前にあらざるべしとなす。其説によれば太陽を女性とするはパピロンより始まりし風にして、蒙古にも存し、日本の天照大神もまた女性にして太陽なりと信ぜらる。是明かにヘルシヤ神學を加味したる北方佛敎の共に教へる所にして、天照大神は即ちヘルシヤ人のミスラス神なるべし(ミスラス神はベルシヤ人の神にして二三世紀頃歐洲にも傳來せられたり)此ミスラス神は即ち印度のミトラの變名なり。故に亞細亞文明の歴史より斷じて日本神人傳の起原は今を去る一千八百以前にあらざるべきを知ると、尙ほ同氏の『上古に於ける宗教思想の頌布』を見よ。(朝鮮を見て人種の混雜を知るべし)之を朝鮮半島に徴するも其新羅・百濟は多く秦・漢流亡の民にして、高麗もまた始めは箕氏の國にして全韓多く支那人種なりしに、南方、印度人の任那を立つるあり、北方扶餘人の新高麗を立つるありて、全韓遂に此の新高麗人種に征服さる。扶餘人は多く盛京の地にありしが其先内蒙古餘孽にありき。支那もまた小亞細亞より中央亞細亞、中央亞細亞より秦となり、楚となり、蒙古となり、而して一方よりは齊・吳・越の如き南海より來りし人種と相會す。人種頌布の方は法は東西一のみ。教授イドキン氏は世界の文明凡べて一度はは裏海の邊に集合したりしを説く。

第二章 大和朝廷の成立 (神武紀元より七百年に至る)

神武天皇の系統 神武天皇は諱を若御毛沼と云ふ。天照大神の直系の裔なり。天照大神、天忍穗耳尊を生み、天忍穗耳、天津彦彦火瓊瓊杵尊を生み、天津彦彦火瓊瓊杵、彦火火出見尊を生み、彦火火出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を生む。神武天皇は彦波瀲武鸕鷀草葺不合の第四子なり。

出雲朝廷と神武一家の抗爭 初め天照大神、高天が原にありて、其の子天忍穗耳尊を「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂の國に」降して統御せしめんとす。豊葦原とは葦葦茫茫として四境を掩へる日本を云ふ。蓋し此時に於てや、人煙稀疎にして交通の道は多くは唯だ海潮に任ずるの習なれば、稀疎なる人類の住所も、また唯だ極めて狹隘なる部分に止まりき。されば蒙古人種の首魁なる大國主命が、少彦名命を用ひて出雲に國を建て、朝廷を設け、支那大陸の文化を應用し、聲威、隣近に震ふを見ては、日本の主權は此にありと見られ、之を取らば以て日本を服従せしめ得べしと信ぜられたるならん。既にして天忍穗耳尊が復命して豊葦原の地、部落各々酋長を有し、嚚囂として容易に統御しがたしと云ふや、天照大神、其の族人を高天が原に集め、何人を遣はして日本を夷平せしめんかを議

ジョージ、ラウリ
ンソンの調査によ
れば左の如し歴史
(西洋紀元前)大洪
水の時期三千二百
年、埃及王制二千
源二千四百五十年
バビロン王制二千
三百年、小亞細亞
最古の文明二千
起原千五百年、印
五百年、ペルシア
文明千二百年、印
リヤ文明千二百年
五十年、馬六甲文
二千年、以上神武
より後、然れども
神武紀元は二千五
百年にあらざるべ
し云ふものあり。若
と云ふ高等批評を
して眞實ならしめ
る方、方に羅馬が
争ふの時に當るを
(イドキン氏の説
を見よ)

大和朝廷の成立 神武の東征

す。第一に遣はされたるは天穗日命なりしが、此の將軍は大國主に媚附して、其の征服の初心を失ひ三年を経るも復命せざりき。次に遣はされたるは天稚彦なりしが、彼もまた長髪地につかんとする出雲の美人、下照姫に溺れ、八年の間音信杳として聞えざりき。是に於てか更に雉名鳴女を遣はして之を探らんとせしに、却つて敵に殺さる。憤激したる高天が原の朝廷は更に武甕槌神をして天鳥船神と共に出雲に赴かしむ。二人出雲の伊那佐の小濱に著し、十握の劍を抜きて、浪の穂に逆だて、其前に跌坐して勢威を示し、大國主の一族に迫つて、豊葦原の中つ國を統御するの權を禪り受く。高天が原の朝廷が斯まで數回の使を發して出雲朝廷に迫りしを見ては、當時、出雲の朝廷は日本唯一の君主なりしを見るべく、また日本文明の萌芽は此處に發したるを知るべきなり。斯くて天忍穗耳尊の子彦彦火瓊瓊杵尊は武甕槌の取りし國に入らんとして、先づ吾田の國の笠沙の岬に来る。今の薩摩の加世田の港是なり。

神武の東征

彦彦火瓊瓊杵尊、一日、笠沙の港に一美人を見て誰の子なるかを問ふ。美人は國神大山祇神の子、木花咲耶姫なり。國神は土豪を云ふ。彦彦火瓊瓊杵之を娶りて彦彦火出見尊を生み、彦彦火出見、豊玉姫によりて彦彦激武鸕鷀草葺不合尊を生み、彦彦激武鸕鷀草葺不合、其姨、玉依姫によりて五瀬命・稻水命・三毛入野命・若御毛沼命を生む。三毛入野は常世の國に渡り、稻水は母の國海原

若御毛沼命は書紀の磐余彦彦に於て神武と云ふは後世漢文輸入の後世號を上りし也。天孫は天照大神の也なるを以て云ふ也

大和は東方にあらず北方なれども昔人地理に暗くして斯く云ふのみ。

に入る。海原は朝鮮なり。五瀬と若御毛沼とは止まりて國を建つ。若御毛沼は即ち神武天皇なり。初め武甕槌神が天孫の爲に日本統御の權を禪り受くるや、思らく已に出雲の朝廷を服す、日本を夷ぐることも易々たるのみと。然るに天孫が笠沙の岬につきてより以來、若御毛沼命に至るまで既に三世地は猶ほ僻遠にして、所謂中つ國は他の豪族の相争ふに任せ、天孫種族は一隅に偏安を保つに過ぎざりき。然れども土著すること久しきを經、日本沿岸の海路に熟通すること深きに從つて、其の曾て想像せるよりも全然別種なる日本を發見したるもの、如し。曾て武甕槌が大國主の禪を受けたる日本は山陰の日本なりき。今や笠沙の沿岸を走る暖潮に乗じて奔れば別種の日本あるを發見し、花彩島とも云ふべき美麗なる山陽一帯の多島海より、暖風吹きよする五畿の海岸は其目前に開けたり。鹽土の老翁なるものあり。神武天皇に説きて曰く、東方に美地あり、青山四方に周る、天の磐船に乗りて飛び下るものありと。神武天皇之を聞きて曰く、飛び下るものは是れ同族、饒速日命にあらずやと。九州と上國との交通は、意外に早く開け、神武大遠征の前に、既に幾多の遠征の試みられたるものあるや知るべきなり。斯の如くして其水路に熟し、形勢に通じたる頃は、神武天皇は已に四十五歳の中老なりしが、遂に鹽土の老翁の云へる東方の美地を定めんと欲し、族人を擧つて北方に上る。其速吸門に至りしとき、一漁人の艇に乗るあり。其の名を問へば、答へて曰く、是れ國神彦彦にして、曲浦に釣

大和朝廷の成立 神武の東征

せしに、天神の子の來ると聞き、迎へんがために此に來ると。以て天孫種族の聲譽、威望既に四隣に響きたりしを知るべし。斯くて神武天皇は安藝の埃宮に七年を、吉備の高島の宮に八年を過し、前後十五年にして、浪速を経て、河内の白肩の津に著し、其新郷里として望みたる青山四周の地に入らんとして、龍田に赴くや、其路狹隘にして峻、人並行する能はず。更に東・膽駒山を越えて大和に入らんとするや、鳥見の土倉、長髓彦、兵を集めて孔舎衛坂に拒ぎ、皇兄五瀬を射て之を傷づく。即ち道を轉じて、茅渟の海より紀伊に入り、熊野の嶮を経て、吉野より進む。途中紀伊の竈山に至り五瀬命薨す。熊野の豪族高倉下之を助けて土倉を征し、其相防ぐもの八十梟帥・兇猾等皆夷滅せらる。既にして長髓彦、使をして神武に云はしめて曰く、昔天神の子あり、天の磐船に乗り、天より下る、名けて饒速日命と云ふ、吾、饒速日命を以て君として仕へ、吾が妹、三炊屋媛を奉る、それ天神の子豈に兩種あらんや、奈何ぞ更に天神の子と稱して人の地を奪ふかと。神武天皇答へて曰く、天神の子も亦多し、汝が君とする所のもの、實に天神の子ならば必ず其證あらんと。長髓彦即ち饒速日命の天羽羽矢一隻及び歩鞞を示す。神武もまた其天羽羽矢と歩鞞とを示す。饒速日命之を見て其同族なるを信じ、惑へる長髓彦を殺し、其衆を帥ゐて其子可美真手命と共に降り、大和の地悉く夷らぐ。神武天皇は即ち橿原の地に都を定む。

血族を重んずる古風

是に於てか大に部屬の功を賞し、天種子命・天富命をして、祭祀を主どり政柄を執らしむ。天種子の後は即ち中臣家にして、天富の後は齋部家なり。道臣命と大久米命をして宮門を衛らしむ。之を鞞部とす。道臣命の後は即ち大伴家にして、大久米の後は久米家なり。以上の數氏は、吾田以來譜代の臣屬にして、此外饒速日の子、可美真手命をして宮殿の中に宿衛せしむ。其後は即ち物部家也。以上の朝官の如きは、其人を官にするにあらずして、官を以て其族の有とし、族長其官に當るものなり。一國を以て一家の事となす族長時代の風、此に見るべく、以下數百年、政治の組織は凡て此族制に従ふ。而して是等は皆、直接若くは間接に神武の家と連引せる種族にして、一人別人種の朝官に補せられしを見ず。神武の家はまた是等數族の總長として、其位を世にす。是より以下の功臣は、皆外に出でて外官となる。即ち珍彦は嚮導の功を以て倭國造となり、弟狛は猛田縣主となり、弟磯城を磯城の縣主となし、劍根を葛城の國造となせるが如き是れなり。當時叛服未だ測るべからざる土民を朝官とするは、極めて危険なるが爲なりと雖も、如何に天孫人種が其の同族を尊とみしかを知るべく、後人をして、最も血族を重んずるイスラエルの種族が、四十年間征戰の後、猶太を取るも、十二民族相分れて其職を世にし、其業を襲ぎ、子孫相繼ぎて亂る、ことなく、他と婚姻を通ずるを禁じたりしを懷想せしむ。是れ社會結合の聯鎖は唯だ血族を同する一事の外な

りし時代に於ては、必然の勢なりしなり。

土人の血皇室に入る

然れども如何に同族血統を重んずるも、其同族なるものは一隊の舟師に組まれたるもの、外に存せず。而して其の舟師もまた極めて狭小なるものにして神武天皇が途に珍彦に遇て之を嚮導となせしとき、漁人に棹させる椎の木の出さしめて、珍彦を舟に入らしめたりと云へば其の船舶の大小も推して知るべく、従つて之に乗りし同族の數も甚だ多からざりしを知るを得べし。されば如何に同族を重んずるも、婚姻は他と相通ぜざるべからず。殊に神武が豊國の宇佐に來りしとき、其菟狹津媛を取つて一行の天種子命に與へたるを見ては、此の東征の一隊が戰鬪を主とせるがために、婦女を缺きたるを見るべし。故に政治上に於ては同族を重んじて、異族は外藩の主となすに過ぎざりしも、神武天皇が其日向の吾田にて吾平津媛を娶りし外に、更に皇后を立てんとするや、餘義なくも同族外の土著人種、三島の渟咋の孫に當る媛蹈鞞五十鈴媛を入るゝに至りき。媛の父は大國主命の子なる事代主命なり。斯の如くして、土著人種の血は早くも國初の皇室に入る。

神武時代の国民生活

此時に方つて日本は倭・猛田・磯城・葛城其他の數ヶ所に過ぎず。縣と云ひ、國と云ふも、法律上の區分あるにあらず。均しく人民群集の所にして、其人民の呼ぶ所の習俗によりて名けたるもの、如し。故に神武天皇は日本の開祖たるも、當時の日本は、此狹隘なる一地方にして、其

【當時の宗教思想】
當時の人々に宗教なきにあらざりき。神武天皇に臨んで夢想に從うて私に使を遣はして香山の土を以て八十平瓮を作りて、神地祇を祭りて、新

また八十平瓮を以て水を用ひずして作らんとし、成らば勝利ならん成らずんば敗北ならんとて之を卜したるを以て天神を祭るを見るべし。然れども其宗教は天神を祭るの宗教にして、神の超自然の勢力を信ずれども禍福現世に止まらざるものなり。是れ古事記に死者の行くべき地あるを示したる地、方人種の宗教にあらざり。當時思ふことあれば即ち歌ふ。神武は戰に臨みて歌ふ。戦勝つて悦びて歌ふ。大久米が后を立てんとするに、また歌を以てす。

他は豊葦原の名の示すが如く、茅葦茫茫として四境を掩ひ、鬱鬱たる森林は數百里に互りき。近江國の松樹は其周圍五百丈ありて、朝の光を受けては丹波を隠し、夕の輝きを受けては伊勢國を掩へりと云ひ、筑後國にありし樞樹は、長さ九百七十丈、朝には肥前杵島山の峰を隠し、夕には筑後の阿蘇山を藏せりと傳説せらるゝを見ては、森林鬱葱、人煙稀疎なりしことも略ぼ察知すべきなり。若しそれ人民の社交的生活に至りては、神武が國君の身を以て、其後を求むるに、道を行く七人の少女につきて之を求め、而して少女も亦立どころに之を諾したるを見て、婚姻の風の如何に簡易なりしかを見るべく、神武が之を娶る時に方つて、先之を宮に伴はずして直に其後の家に就きたるを見ては嫁娶の法、女は父母の家にありて男子外より通ふの風ありしを知るべく、其後と婚し、後の宮に入りし時、神武が「あしはらのしけこきをやにすがた、みやさやしきてわがふたりねし」と歌ひしを見て、其家居の風を想見すべし。醜き小屋は茅の繁れる小屋なり。すがた、みは菅の敷物なり。いやさやしきは之がために清まるなり。茅の繁れる小屋に、我等二人寝たりとは、如何に素朴にして茅茨切らずてふ古風なる家居を示せるものぞ。媛蹈鞞五十鈴媛は土著人種ながらも、神の子と云ひ傳へられたれば、大和の貴族なりしに、其の家居の風斯の如し。若しそれ當時の生活の狀に至つては目下各地に發見せらるゝ土窟の跡によりて其風を想見すべし。朝に日光を見ては、弓矢を携へて出でて獵し、獲物を得れ

ば歸つて之を料理す。或る所には火食の俗もありき。或る所には生食の俗もありき。曆日を以て時を知るの術なく、日出日没を以て一生涯となすに過ぎず。神武來りて多少家居の風を生じたるも、猶ほ容易に改まらず、半穴居半家居の混合家居多かりしもの、如し。而して此の優等人種もまた曆日を傳へざりしなり。中國にして斯の如くんば、其他の蠻風は推して知るべし。神武天皇が征戰に用ひたる武器は、弓矢・石頭鐵身の劍・或は椎木の棒等にして、高尾張邑の土蜘蛛は、寤逐せられて急に奔り、葛の網にかかりて滅ぼされしと云ひ、吉野の地には磐を推しわけて出で來るものあり。是れ國樛の祖なりと云ふ。國樛は應神天皇の時、猶ほ木菓・菌茸等を食ひ、蝦蟇を上味とせり。斯の如き野蠻なる人民の上に神武天皇は日本を建てたり。日本は青山四周せる大和の地のみ。何人も最早や神武に抗するものなかりき。斯くて桃源夢 暖にして事なきもの數十年にして神武天皇は崩じぬ。

神武天皇極原宮に崩す時一百二十七歳(日本書紀)

兩皇族相争ふ

繼で帝位に即さしを綏靖天皇とす。神武天皇の第三子なり。初め神武が日向にて娶りし井平津媛によりて生めるを手研耳命と云ひ、次に大和の媛踏鞠五十鈴媛によりて生めるを彦八井耳命・神八耳命・神淳名川耳尊と云ふ。神淳名川耳、神武の愛を得て立ちて太子となりしが、神武の崩する時、手研耳、其の弟を殺さんことを計る。事、媛踏鞠五十鈴媛によりて洩る。神淳名川耳、其兄神八井耳と謀り、襲ふて手研耳を殺し遂に帝位に即く。神淳名川耳は即ち綏靖天皇なり。蓋し變、手

研耳の奸謀に起ると雖も、互に母の人種を殊にするを以て、多少其間に人種的憎惡の情も蟠まりしものか、此事變の結果は大和人種の出なる神淳名川耳の勝利となれり。神淳名川耳は父母の妹五十鈴媛を娶りたれば、國初の皇室には大和人種の血は饒に注がれたり。而も媛踏鞠五十鈴媛は實は前に記せる大國主命の子にして事代主の女なれば、前人種は政權に失うて、血液に得たりと云ふべきか。忘れられたる四百年間の記事

是より後安寧・懿徳・孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化の七帝に至る八代は、國史

に唯だ其の即位、遷都、立后、崩御等を記せるのみ。支那にありては、戰國愈亂れ、蘇張の遊説、六國の合従、東周の滅亡、始皇の統一等ありて、國家結合の潮流愈急に、歐洲にありては羅馬共和國の現出するあり、マラソンの大戦、ペロポネサスの大戦闘はれ、大聖ソクラテスの從容として死に就くあり。雄烈火の如きデモステネスの辯舌を生じ、平民の爲めに死せるクラッカス兄弟を生じ、英雄輩出して進歩の活力浩蕩として止まる所を知らざるの時に方り、我國史は此四百餘年に亘れる事蹟を傳へず。(故に學者或は此四百年を歴史家の假構とし、建國以來二千餘年あるのみと云ふものあり。然ども今日に於て之を斷ずるは容易にあらず。且らく之ありとするを安全なりとす。)其間列世、都を移すと稱するも、是れ後世に云ふ遷都の如き事にはあらずして、列世の太子、多くは外に出で、父帝と居住を異にし、父帝の崩御に遇ひて自家の居所にありて直に政事を行ひしに過ぎず。故に遷都と云

大和朝廷の成立 忘れられたる四百年間の記事

綏靖天皇は葛城の高丘宮に在りて政治す葛城は神武天皇を襲殺せる所也。神武天皇四十五歳にして崩す。○綏靖の皇子神城津彦玉手看尊位を繼ぐ之を安寧天皇とす。片鹽の浮孔宮に在りて政治す四十五歳にして崩す皇后は磯城の縣主の女阿久斗媛にして太后の姪也。○安寧の皇子大日本彦耜友尊位を繼ぎ輕の曲治す之を懿徳天皇とす。皇后は太真

ふよりは、古事記が某の宮に坐して天下を治めたりと記せるもの、其實を得たるものとす。

邊境の民王化に服せず

中原の地は斯の如く泰平安逸なりしと雖も、邊境は常に安全なる能はざりき。曾て國祖を送り來りし暖潮は、更に相續きて支那の南岸・印度洋・南洋の新人種を日本の邊境に送り止まず。また神代以來相交通して已まざりし朝鮮にあつては、今や支那の秦國の壓抑を厭うて亡命せる其人民を承けて辰韓を生じ、又辰韓の南に弁韓を生じ、更に燕人衛滿の徒黨に侵略せられて馬韓を生じ、之と共に支那大陸の文化を輸入し來る。中にも辰韓は、今の慶尙南北兩道に在りて、日本と交通するに至便の地にあり。其知識最も開發し、開化天皇の前に方つては、既に鐵貨を有して商賣の間に使用したりき。斯く開發せる人種の續續邊境に入り來るに遇ひては、曾て一回の征戰によりて服従せしめられたる國民は、固より速に一變せざるを得ず。況んや新人種の入來のみならず、九州中國の民は、自ら進みて此の優等人種の國と往來する程の勇膽と技術とあるに於てをや。故に此時大和の朝廷は、大和及び傍近の地を以て日本とするのみ。北陸・奥羽・九州の如きは、其國家の外にあるものと見なし、是等三大部分の民も、また大和朝廷の何ものたるを知らず。五百年前、神武征戰の古跡を聞き、何ぞそれ我祖先の武勇談に似たるやと思ふに過ぎざりしもの、如し。されば州郡の土豪、各自ら君長の權を縦にしたる也。且つ九州の土豪の中には漢の時既に私に其文化を慕うて之に使

カヒコ、アトモ、津彦の女天、豊津媛。天皇四十五歳にして崩す。○懿徳の皇子、觀松彦香殖稻尊位を繼ぐ之を孝昭天皇とす。葛城の披上の池心の宮にありて政治す。九十三年にして崩す。○孝昭の皇子、日本足彦押人尊位を繼ぐ之を孝安天皇とす。室の秋津島宮に在りて政治す。其の姪、押媛を后とす。○孝安の皇子、大日本根子彦太瓊尊位を繼ぐ之を孝靈天皇とす。黒田の廣戸宮に在りて政治す。細媛を立て、后とす。皇子、大吉備津彦命、若日子建吉備津日子命相携へて播磨より吉備を征す。天皇一百二十八歳にして崩す。

○孝靈の皇子、大日本根子彦國率尊位を繼ぐ之を孝元天皇とす。輕の境原の宮にありて政治す。皇后は尊色命。○孝元の皇子、稚日本根子彦大日尊位を繼ぐ之を開化天皇とす。春日の卒川宮にありて政治す。伊香色命を納れて后とす。治世六十年、百十五歳にして崩す。此時、韓人初めて日本を攻む。神明鏡・類聚補任・八幡社・起・伊豫三島靈起・一代要記・皆外裔の襲來開化に始まるを云ふ。

を通ずるものあり。漢書に倭人百餘國、歲時來り獻ずと云ひ、後漢書にもまた使譯を通ずる三十餘國なりと記し、後漢の光武の時、筑前怡土郡の王、漢廷に朝賀し、光武之に國主の印綬を與ふ。此時に方つて王權は大和近傍に止り、國家は固より統一せずと云ふよりも、二三以上の國家ありと云ふの適當なりしを見る也。去れば六百年間、大和の中原は征戰一回もなかりしときに方つて、邊境に於ては人種文明競争の波濤、澎湃として寄せ來り、泰平の夢も、開化・崇神兩天皇の時に至りて破れたり。蓋し此時、神武天皇の創業を去ること既に六百年、神武の時に其家族を分封せるは、大和の一國に過ぎず。爾來、歴代都を遷されしと雖も、大和・河内の外に出づることなし。されば天孫種族は如何に優等種族なりしにもせよ、其の勢威、大和・河内の近傍に振ふに過ぎず。其の人口は如何に増殖するも、大和・河内の近傍に蔓延するに過ぎず。好し當時人民の住居する州郡に於て、至る所に天孫種族の分派を見ることありとするも、これ寧ろ一の逸族に過ぎず。斯かる間に邊境の民は人種競争の愈激烈なるがため優越の發達をなし、且つ遠く大和に在る朝廷の何故に尊敬せざるべからざるかを解し得ずして、雄悍、豪強、容易に服すべからざるものを出したるが如し。

始めて租税を收む 神武天皇の時、天皇も土階三尺の家に住居し、皇后たるべきものも茅屋に菅敷きて寝ね、而して綏靖天皇に襲殺せられたる手研耳命の如きは、皇子の身を以て窟室に居住したりと云

へば、猶ほ穴居の風を脱せざりしなり。此時に方りてまた何ぞ租税なるものあらんや。然るに崇神の世となりては、始めて天下の民を校し、男子をして弭の調、女子をして手末の調を出さしむ。弭の調は男子狩獵の收穫物たる禽獸の皮角の一端を出さしむるを云ふの義にして、手末の調は女工の織布の類を云ふ。これ即ち租税の始なり。民戸を検し、定税・定租を徴するに至ては、大和戦勝者の家も、亦漸く朝廷の形を爲せるものなり。既にして崇神の子孫彦命の逝くや、始めて其の墓に人垣を立て、殉死の徒をして生ながら垣根の如く相並びて埋もれしむるに至れり。殉死は古よりの風なりと雖も、斯く殉死者を以て垣を作るに至ては、王權の發達漸く大なりしを見るべし。民間の發達彼の如く王權の發達、斯の如く、權勢と強悍と相衝突するの結果は、所在の土豪相蜂起して、朝廷は安からぬ思を爲したりしが、此時に方つて、韓土の浮浪は始めて日本の沿岸を襲撃したるに加へて、前代未だ曾て知らざる疾疫を發し、所在の民、死亡相踵ぎ、國人大半亡びんとす。開化・崇神の朝は、國初以來第一の國狀變革を生じたる時なりき。

宗教心の激變

此の不安の形勢によりて、先づ變動を生じたるは宗教心なり。國初以來、祭祀は極めて簡易にして、天照大神が親しく大嘗祭を行つて、天を祭りし以來、天孫の宗教は天を祭るの外なかりき。而して此大嘗祭は凡ての事よりも緊要なるものとせらるゝこと、恰もユダヤの刈穂祭の如く

大嘗祭は天照大神即位の典禮を行はれし後始めて新穀を以て天照大神及天神

地祇を奉祭することなるが上古大嘗をも新嘗と書し新嘗をも大嘗と書し之を區別せずし蓋し大嘗祭は其義全く新嘗祭に同じきが故也

皇室より野民を通じて一大潔齋の日にして、神祖の神が巡行して不二山に至り、日暮れて宿せんと請ふや、不二山の神、大嘗の日なるを以て之を辭したりと云ふが如き傳説を見て、其の如何に古代に於ける大嘗會なりしかを見るべし。而して此節會の趣旨は、新穀の成熟を天に報じて、其の一年の恩を謝し、來るべき歲月の祝福を祈る也。以て其宗教思想の如何に單純なりしを見るべし。若し兇事ある乎。一切己が有する所のものを出して之を祓ふ。祓ふとは物を犠牲として罪の汚を拂ふなり。素戔鳴尊が天照大神の新嘗(大嘗祭)を妨げて罪を得るや、凡てのものを出して最後に涕を出して以て祓とせるが如きは、その一例にして、因習俗を爲し、人に對するの罪に於ても、天に對するの罪に於ても、祓は其救の第一義なりき。而して何事にも天神の意を承くるは缺くべからざる事なりしかば、祭祀は則ち政治上の第一要義にして、族長は即ち祭祀の長なりしかば、祭禮の具は則ち衆族の最も敬重する所なりき。而して天を祭るに方つては、清潔なる火光を要す。九州諸族の長が賢木にかけし軍陣に臨む所の劔と玉と鏡とが其の族人の寶となり、而してまた祭祀の具となり、一轉して所在の祭神の本體となるに至りしもの、兩つながら族長が祭祀の長たりし證據なり。

古代の宗教的生活は斯の如く簡單にして、荒曠の世、往往にして神怪の事なきにあらざりしも、要は單純なる族長祭天と祖先崇禮との外あらざりしなり。然るに崇神の朝に至り、國狀不安にして、警

百姓流離して或は背叛するあり。海邊の民船なきに苦しむを以て詔して船を作らしむ。天皇の夷島が天より持ち來れり。云ふ神實の出雲大神宮に藏せるを見んと欲す。此時、神實の管主、出雲振實の管主あり。其弟振實根之を奉る。振實根之を懸みて其弟を殺せしかば、吉備津彦等をして振實根を誅殺せしむ。天皇在位六十五にして崩す。壽百十九歳。

神氣とは疾疫を云ふ。疾疫は神樂に日本書紀に云ふ。天照大神と大國主を共に住ましめば安からざらんことを恐れて之を分てり。また其後垂仁の皇子、長じて嗚なり。垂仁天皇愛て已まらず、一夜大國主夢に現はれ我が家を天照の皇子と一隣に作らば皇子の臨を極さんと云ふ。前朝の覆滅

が却つて大和朝廷の憂慮たりしこと見らるべし。武植、安彦の叛するや、天の香久山にある天神地祇を祭るの土を取りたるを以て其兆となす。是れ皇族の長ならざる祭る能はざりし者なり。また九州の諸

報四方より至り、大和朝廷大に狼狽す。崇神一夜愁に沈み、天を祭る床に坐して天意を乞ふや、大國主、夢に顯れて曰く、疾疫起りて人民多く死するは我の心なり。大田田根子をして我を祭らしめば神氣起らず、國土安平ならむと。是に於てか直に大田田根子なる者を尋ねて之を得、大國主を祭らしめ伊迦賀色許男をして八十の甕を作りて、祭るべき天神地祇の社を定め、赤色の楯矛を以て、宇陀の墨坂の神を祭り、墨色の楯矛を以て大坂の神を祭り、坂尾神、河瀬神に至るまで悉く幣帛を奉る。斯の如くして變亂に痛心せる朝廷は、端なくも政權の争に於て既に服したる前人種の主權者大國主を祭りて福を祈りしかば、祭天の宗教は、一變して人魂鬼神を祭るの宗教と化したり。是れ政治上の勝利者が宗教上に於て土人の信仰に同化したものなり。

大和朝廷権力の發達

されども大和朝廷は終禮を以て是れりせず。其後大國命を高志の國(北陸道)に、武渟川別命を東方海道(東海)に、吉備津彦を西海道(四國)に、丹波道主を丹波(丹波道)に遣はし、兵力を以て不逞の徒を征し、大和朝廷の權勢を四方に擴張せしむ。斯の如き經略使の派遣せられたるは、大和朝廷、空前の事にして後世之を名けて四道將軍と云ふ。然るに四道將軍未だ發せざるに、崇神の庶兄武植安彦、其居住の地山城より、其妻吾田媛、大坂より、兩道、兵を起して大和朝廷を襲はんとせしかば、先づ撃ちて之を殺し、而して後に出發し、大彦命は高志の國に入り、後また崇

神の皇長子豊城命をして東の國を領せしむ。上毛野・下毛野の君是より出づ。此時、大和朝廷の權漸く北方に達したりと謂ふべし。斯く叛亂略ぼ平ぎて、民戸の調査、租税の徵收も行はれしかば、時人、崇神天皇を稱して、肇國知らず。天皇と云ふ。心は始めて國を治むるの君と云ふなり。

奴隸の制度

國初以來、新人種が血族を尊みしは、曾て已に之を記せり。而して此の新人種は戰勝者なるを以て、其の降服せる異人種は、當時世界一般の風に従つて、男は奴とせられ女は婢とせらるる奴隸の制は益にも起りたり。思ふに此の時

垂仁の二十五年倭
命の夢想によ
り伊勢の五十鈴川
上に宮を建て、天
照大神を祭る。日
本書紀に云ふ、是
れ天照大神より
降れるの地なり
と、國初海により
て先づ此に至りし
か。

しに、皇后の涙斑として帝の顔に落つ。帝寤て一月、
朕が頸を繞るを夢む。皇后遂に告ぐるに其實を以てせしかば、天皇兵を發して狹穗彦を撃たしむ。
狹穗彦また兵を集め、稻を積みて城として之を拒ぎしかば、久しうして抜くべからず。稻の城、以て
當時の風を見るべく、此城久しうして降す能はず。以て當時征戰の風の如何なりしかを見るべし。皇
后其兄の死せんとするを悲しみ、共に死せんと欲して、私に城に入り、皇子を天皇に返さんと欲す。
天皇人をして皇后に問はしめて曰く、子の名は必ず母の命ずべきものなり。此子を如何に命ぜんか

と。皇后答へて曰く、譽津別命と稱すべしと。天皇重ねて問はしめて曰く、汝のかためしみづの小紐
は、誰をして解かしめんと。みづの小紐は下紐なり。當時の男女別るゝ時、互に下紐を結びて他人の
解くを許さじと契るの風なれば、誰をして解かしめんとは、誰をか后とすべきかと云ふなり。皇后
答へて曰く丹波の比古多須美智能宇斯王の二女、淨き民なり、宜しく之を用ふべしと。斯くて皇后其
皇子を兵士に與ふるや、兵士火を放つて城を攻めしかば、皇后もまた兄と共に燔死す。是れ固より皇
室の家事と雖も、以て當時の社會生活の一斑を知るべし。死に臨んで後の皇后たるべきものを指定
する、優にやさしさ、併も克己なる日本婦人の風は、既に此時より始まりしを見るべきなり。

三韓文明の風化

三韓と我國民の交通したるは既に久し。然れども大和朝廷が直接に交通したるは、崇
神天皇の終より垂仁天皇の始にあり。而して此の交通は至大なる結果を生じたり。是より先き殉死の
風ありしが、後世臣屬が其君長と別るゝに忍びずして自ら之に殉死するに異なり。君長が其死に臨み
て、妻妾、臣屬、珍寶を他人の手に渡すに忍びざる嫉妬的愛情の情より發したる強迫殉死にして、
殉死と云ふよりも殉殺と云ふべく、目今往往にしてウラル山東韃靼種族の間に行はるゝ生理の刑罰と
同じく、生ながら臣屬を陵墓に埋むる者なりき。垂仁の同母弟倭彦の薨するや、生ながら近臣を埋め
て、人垣を作りしに、其死せざるもの數日、晝夜泣哭し、哀傷の聲、聞くに堪へず。而して其死する

や、屍體の腐爛するに従つて、犬、鳥の之を啄むの状見るに忍びざるものありしかば、斷じて殉死の風を禁じたるを見て、其流弊の甚だしきを知るべきなり。已にして垂仁の三十二年の秋、皇后日葉酢媛崩す。一旦殉死を禁じたる垂仁も、其最愛者の逝くを見ては殉死者を伴はしめずんば不安の心なき能はずして、如何にすべきかを近臣に問ふ。野見宿禰一策を進め、出雲の土師百人を招き自ら土部等を使役し、埴土を以て人馬及び種種の物形を作り、生人に代りて陵墓の上に立てしむ。垂仁、大に悦びて、其下に勅し、自今以後、生人を以てすることなからしめ、陵墓には必らず埴輪を用ひしむ。人をして強て殉死せしむる風は斯の如くして止みたり。野見宿禰は出雲にありて、漢土文明の生活を聞習したるものなれば、此の埴輪を以て生人に代ふるの策も、また疑もなく漢土文明の備より來りしものなるべし。外國と文通の結果は此に止まらず、三十五年、河内國に高石池・茅渟池を作らしめ、倭國に狭城池・迹見池を作らしめ、以下諸國に溝池を開くこと八百にして、農業を勧めしかば、百姓豊富、天下太平なりしと云ふもの、また外國文明の賜也。然れども外國と交通の結果として最も著しきは、皇室中に韓入の血液の入りしこと是也。垂仁の時、天日槍なるもの新羅より來つて播磨に止り、其玄孫田道間守に至りては、已に垂仁の朝に重用せられしが、其外國人の子にして外事に通ずるの故を以て、垂仁の命を受けて常世國に至りて、非時香葉を求む。非時香葉は香柑橋也。常世國

に入りて之を求むと云ふ。常世國は是香柑の産地ならざるべからず。思ふに日本人種の祖先の墳墓地なる南方支那南洋諸島に入りしもの乎。田道間守、常世國に向ひしより十年にして、垂仁崩御の翌年に至りて、枝ながら香葉を携へて歸りしが、其崩御を聞き、陵墓に向つて復命哭泣して死す。其子孫なる氣長足姬は仲哀天皇の后となり天皇に勧め、また自ら將として、三韓を攻めしもの、海國の事に通じたる三韓人種の末葉にして、自ら海外の事情に明かなりしが故也。神武以來數百年、大和人種の血液は數ば皇室に入りしも、韓人の血液の皇室に入りしは之を以て始めとす。

第三章 大和朝廷權勢の擴張 (神武紀元七百五十年よ) (り九百五十年に至る)

任那は大伽耶ともカハラとも云ふ。今賀洛とも云ふ。今方指すは始めての國を爲すは我垂仁の頃、金首露なる來つて其徒と共に經營したるなり。阿羅國の皇后許氏金首露の皇后許氏阿羅國の人なり。阿羅國は南朝鮮に印度人によりて開かれしなり。林奈補氏の朝鮮史考證あり。任那蘇那馬叱知の期那蘇那馬叱知の本書紀元神天皇六年十五年の條に皇十六年、天孫御世に任那國の奏しこと、姓將を請ひしこと、姓將録に見ゆ。

任那日本に屬す 是より先き任那は崇神天皇の朝、遙に大和朝廷の勢威を聞き、其臣蘇那馬叱知をして朝貢せしめ、且其使者をして奏せしめて曰く、臣が國の東北に三己汶の地あり、(上己汶・中己汶・下己汶是れ也)方三百里にして、土地、人民もまた富饒、新羅と相争うて彼此攝治すること能はず、兵禍相尋ぎ、民生を聊せず、請ふ將軍を下して此地を治めしめよ、即ち陛下の屬地とならんと。是新羅・任那必争の地を以て、日本に委せんとするものにして、任那外交の術也。朝廷之を聞きて大に悦び、群臣をして差遣せしむべき適當のものを選ばしめ、遂に垂仁の朝に至り、鹽乘津彦をして將軍として、入つて任那を助けしむ。任那日本府の開くる此に始まる。任那は伽羅の地なり。其崇神天皇の時より歸服するの故を以て、崇神の名御間城入彦五十瓊殖に縁みて任那と名く。韓土と日本と明白に政治的關係を生ぜしは此朝に始まる。

武器と帝位を更ふ

垂仁天皇の崩するや、其の第三子大足彦尊位を繼ぐ。是れ景行天皇也。垂仁天皇の三十二年、其二子五十瓊敷命と大足彦尊を膝下に招き、各々其得んと欲する所を言はしむ。五十

皇子大命命不肖也。天皇の美なるを造の女の美なるを命をして招かしむるや大命自ら之を納れて妃として天皇を奉つるに他また朝夕の大御食に會せずして禮を父に失ふ天皇其弟小碓尊に之を教へよと命すれば大碓命其の願に入るを向ひ之を捕へて蕪に棄みて投棄す。

瓊敷命は弓矢を得んと欲すと云ひ、弟大足彦尊は皇位を得んと欲すと云ひしかば、遂に皇位は弟大足彦尊之を承けしなり。是れ猶ほエソウが一杯の羹を得んとして、其世襲の權を弟ヤコブに譲りたるが如し。人、世襲の權を以て一杯の羹に更へたるを笑ふと雖も、却つて當時の家長の權は一杯の羹と異ならざりしを見るべく、五十瓊敷命の弓矢を以て皇位に代へたるを見ては、當時の王權の如何に發達するも、猶ほ甚だ羨むに足るほどの榮華を有せざりしを證するに足らん。人或は、景行天皇の一代に八十子ありしを見て、後宮の佳麗三千人の盛裝を想像し、宮殿の大、裝飾の美を聯想すと雖も、事實は然らず。當時嫁娶の法、多くは女は其父母の家において、夫之に通ふものにして、天皇の尊と雖も、全く此風に洩れざりき。故に子孫の夥多は、必しも王權の盛大を表するものにはあらず。景行天皇の四年、春二月、美濃國に幸して美人を得、冬十一月まで掩留せしを見て、其王事閑なりしをみるべく、十二月美濃より歸るや、都を纏向の日代宮に移し、五十三年伊勢の綺の宮に居り、五十八年より近江の滋賀に居ること三歳なりしを見て、其朝廷の規模の狭少にして、遷轉の容易なりしをみるべきなり。思ふに神武以來已に七百餘年、朝廷の規模、尙ほ斯の如く狭小なりしものは何ぞ。敵國外患なくば國常に發達せず。大和の地は青山四方に周りて、四境の交通を劃し、之に次ぐに五畿の地、文化早く開けて人情醜惡ならず。此内に國つくりたる大和朝廷は、自家を刺激して發達せしむ

べきものを有せざりしがためなり。然れども此状態も長くは保たれず。久しからずして景行の朝は王權發達、國朝統一の歴史に一大時期を劃するに至れり。而して其原因は崇神の時の王權擴張と同じく外患より來る。

景行天皇九州を征す

崇神より景行に至るまで二百年あり。二百年の歲月は崇神の朝に征服せられたる日本先人種として、當時の歴史を忘れ、其力を恃みて崛起せしむるに十分なる歲月なり。國民生意の盛なる、人口の増加せる、崇神の時の民が、五百年前の神武征服の師を忘るゝよりも速なりしならん。況んや邊境に於ては、海外の新人種の到來するもの續々として絶えず。其文化を傳へ、其風俗を傳へたれば、大和朝廷に服せざるもの所在相起る。此の不穩の形勢に應せんがため、七十七人の皇子は、皆それ／＼傍近の郡國に分たれて、封侯の如くせられしかば、之を稱して別と云ふ。後世の和氣姓は是より來る。別の制は不隱の形勢に應ずるの豫備なり。已に形跡判然たる地方に向つて、征服の軍を起さざるべからず。斯くて景行天皇は其十二年の秋、自ら筑紫の熊襲を征せんとして出發す。是れ神武以來八百年間、天皇親征の始めなりしを見れば、熊襲の勢力が如何に大和朝廷を驚かしめたるかを見るべし。九州の熊襲を征伐すと云ふも、今日の征伐を以て之れを想像すべからず。此の時に方つてや、人口稀疎にして、驛邑の順序あるなく、彼所の平原に炊烟あるを見れば、其部落あるを知り、

此所の溪川に家居の具の流るゝをみて、川源に人居あるを知るに過ぎず。人あれば部落によりて存するものにして、背叛とは此部落が擧つて大和朝廷の權を輕蔑して、調貢せざるの謂なり。故に征伐の師も、敵軍と良民との區別を爲すの暇なく、獵師の鳥獸を見て直ちに之を撃つが如く、部落を見れば直ちに之を攻撃するものなりき。景行は八月纏向の都を出で、九月に周防の娑磨に到る。時に南方に烟氣起るを見て、必らず敵軍あるべきを察し、武諸木・菟名手・夏花等を遣はして、偵察せしめしに、果して人あり。而して其種族が上國の使を見るの風は、以て當時の人民が如何なる生活を爲せしかを知るに足るべきものあり。其酋長は婦人にして、神夏磯媛と云ひ、磯津山の賢木を抜き、最上の枝に八握の劍を掛け、中枝には八咫の鏡を掛け、下枝には八尺の瓊を掛け、素旛を船の舳に立て、曰く、願くは我徒を征する勿れ、征すべきは他の部落にありと。賢木を取つて之に劍・鏡・玉をかくるは、上古以來の風にして、古事記の記者が群神が天の安河原に會せることを記せし時も、上枝に八尺勾瓊をつけ、中枝に八咫鏡をつけ、下枝に、白丹寸手・青丹寸手(布)をかけしと云ふを見れば、劍・鏡・瓊を戴みて、之を木にかくるは、九州一般の風俗なりしを見るべし。斯くて景行の軍は神夏磯媛の指示によりて、菟狭川の上にある鼻垂、御木川の上にある耳垂、高羽川の上にある麻剝、綠野川の邊に居る土折・猪折の種族を誅滅せしが、其麻剝等を攻むるや赤衣禪を以て誘ひ寄せたるを見て其の葦爾たる野

神と云ひ女神と云ふ皆な土豪也
後世、神功皇后の九州に下るや土蜘蛛田津媛あり。また同時に委奴國王と號して漢の光武に臣事する女酋あり。

先づ第一に景行天皇を迎へたる神夏磯媛あり。一國の魁帥なりと記さる。碩田に至れば速津媛あり。一所の長なりと記さる。夷守に至りて、群衆の動搖するを見、敵軍なりと思ひて偵察せしむれば諸縣の君、泉媛、大嘗會を爲すによりて、一族の集會せるものなるを見たり。御木より八女の縣に到り、南方、粟岬を望み、山峯重疊して甚だ美麗なるを見て若しくは神あるかと問へば、水沼の縣主奏して八女津媛なる女神ありと答ふるを見たり。其他熊襲の娘の如き、または是れ婦人の會長たるを失はず。而して是等の女酋の記事、多く九州に見へて、是より以後東北の征戰あるも、絶えて此種の事なかりしを見れば、九州の民は女酋を尊ぶの風ありしもの乎。而して是より後、また神功皇后の事あり。此時代は決して男尊女卑の風ならざりしを見るべき也。

日本武尊の熊襲征伐

斯くて景行天皇の九州に遠征する前後七年。十九年の秋を以つて都に歸りしが、超えて二十七年の秋に至り、熊襲また叛きて邊境を侵すの報に接せしかば、皇子小碓尊を遣はして之れを撃たしむ。小碓尊、美濃の善射の弟彦公を招く。弟彦公、更に石占横立及び尾張田子の稻置・乳近の稻置を率ゐて發し、遠征二ヶ月にして、十二月熊襲の國に至る。時に魁帥川上梟帥なる者、一族を擧げて歡飲するに會ふ。小碓尊即ち髪を解きて、童女の姿を粧ひ、私に劍を佩びて其宴室に入り、夜半川上梟帥が醉臥するを見て、袖裡の劍を揮うて之を刺す。川上梟帥死せんとして小碓

尊の誰なるを問ふ。小碓尊其の名を云ふや川上梟帥叫びて曰く、國中未だ曾て我勇力に敵するものなし、皇子は是れ日本國中最も猛き者哉と。是より小碓尊を稱して日本武と云ふ。日本武尊時に年十六。從兵をして餘黨を殲さしめ、歸途、出雲・吉備・難波の惡神を夷く。惡神とは、兇威を振ふの徒なり。

武内宿禰奏して東夷を討つ

斯くて九州已に平定するや、國朝統一の力は更に東方に向つて注がれたり。

武内宿禰の名の現はるゝは實に此に始まる。武内宿禰は孝元帝の孫屋主忍男武雄が、紀伊に使用して其土豪菟道彦の女影媛を娶りて生めるものなり。景行天皇の九州遠征より歸るや、二十五年、武内宿禰をして東海・北陸の諸道を巡回して、地形人情を察せしむ。二十七年武内宿禰復命して曰く、東方に、日高見國あり、其國人男女竝に推結して文身し、人となり勇悍、其土沃壤にして曠し、撃つて取る可きなりと。景行天皇已に九州を平ぐるや、更に此地方を討たんと欲せしも、九州再度の背叛の爲に其の志を遂げざりしが、日本武尊の凱旋より十二年を経、景行天皇の四十年、北狄多く叛きて邊境騒動せしかば遂に意を決して之を伐たんとし、何人を將とすべきかを群臣に問ふ。日本武尊奏して曰く、臣先に西征の役に勞したれば、兄大碓命を煩はさんと。大碓命之を聞き、愕然として、逃れて叢の中に隠れしかば、北狄征服の任は、また日本武尊に命ぜらる。當時北狄は如何なる生活を爲せしか

は、景行天皇が日本武尊に語れる所によりて知るを得べし。曰く其誠性暴強にして凌犯を事とし、邑に長なく、村に首なく、各々封疆を貪り、竝に相盜略す。亦山に惡神あり、郊に姦鬼あり、衢を遮り、徑を塞ぎ、多く人を苦ましむ。其東夷の中にて蝦夷尤も強し。男女交り居つて、父子別なく、冬は即ち穴に宿り、夏は即ち樵に住む。毛を衣とし血を飲ものとし、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草むらを行くこと走獸の如し。恩を承けては則ち忘れ、怨あれば必ず報ず。之を以て頭髮に弦を藏し、衣中に刀を佩び、或は黨類を聚めて邊境を犯し、或は農桑を伺うて人民を掠め、之を撃てば草に隠れ、之を追へば山に入る。故に古來未だ曾て王化に染まらずと。日本武尊、吉備の武彦・大伴の武日の連を率ゐて北進し、途に伊勢の神宮を拜し、其姨倭姫命に別を告ぐ。姫之に送るに劍を以てす。是れ素戔嗚尊が蛇を斬つて得る所の寶劍なり。已にして駿河に入りて、兇徒のために燒撃せらるるや、劍を抜き草を薙ぎ向へ燒さて逃るゝを得たるにより、此劍を名づけて草薙劍と云ふ。是より歷代名劍の一たり。已にして駿河の賊を平けて、相摸より上總に航するや、暴風船を覆さんとす。日本武尊に從行せる妃弟橘媛姫、日本武尊に云つて曰く、暴風頓に起りて船を覆さんとするもの、必ず海神の心ならん。願はくは妾の身を以つて、王の命を贖はんと。即ち身を 齧して波浪の中に投ず。愛に殉する大和婦人の心は、優くも此頃より已に發達したるを見るべし。日本武尊、上

初め日本武尊の時途に伊勢の尾津の浦に息ひしが、一口の劍を松下に遺せしに、其歸るとき猶ほ存するを見て、むかへるひとつまあはれひとつまきぬきせしを大刀はけましと取間ふ。前後三年の所となりざりしを、人行殆んど絶えたる當時の道路の狀を想見すべし。

總より轉じて海路陸奥に入り、大なる鏡を船首に懸けて、蝦夷の境に至るや、之を防がんとして起てる土神等、其の形容の新奇にして、堂々たる偉丈夫の隊を爲せるを見、弓矢を捨て來り降る。即ち日高見國より還り、其徒を率ゐて西南の陸路、常陸・甲斐に入り、武藏・上毛野を經、信濃・越に出でんとして、碓氷峠に上りて、東南の地を望み、弟橘媛の眞順を懷感して、吾孀者耶と嘆息す。是より山東の地を名づけて吾妻と云ふ。已にして吉備の武彦は、越の國に入り、日本武尊は信濃に入り、道を分つて美濃に會し近江に出で、伊勢の尾津に入りしが、近江の膽吹山を越ゆるとき、日本武尊病を得、遂に能褒野に薨す。舉朝、訃音を聞きて痛惻し、景行天皇、自ら能褒野に出で、之を葬る。已にして白鳥の其陵より出づるを見て日本武尊の靈となして之を追跡し、其大和の琴原に止るを見て、陵を此所に作りしが、更に河内の舊市邑に飛ぶを見て、亦此に陵を作る。以て其敬慕の情の深かりしを察すべく、以て當時の宗教思想の單純なりしを想見すべきなり。

當時征戰の危難

當時、征戰と云へば、優等人種が野蠻の種族を征服するものにして、事甚だ易々たるが如しと雖も、殆ど今日の事を以て想像比較すべからざるものあり。今日にありては、五畿より東北奥羽に達する、一里に一驛、十里に五驛。沿道驛なきはあらず。道として村なきはあらず。村として江河に橋なきはあらず。村驛として商店なきはあらず。商店として貨幣を以て物を賣買せざるはあらず。

ず。然れども日本武尊の當時にありては、全く之と異なり。沿道、驛なく、僅に山間、水邊に處々の村落あるのみ。村落より村落に至る。或は十里二十里なるあり。或は二三十里にして一驛を見ざるあり。朝に家を出て、行く／＼山澤を歩し、黄昏猶ほ人烟を見ざるあり。小川には木を横へて丸木橋を作るを知らず、橋を組むの術は未だ解せられざりき。僅に村落に逢ふも、賣買の術は未だ解せられず。貨幣は未だ行はれず。米麥を得るの道あらざる也。斯る時代には固より他と交通の要なきが故に、公道なるものあらず。公道なきが故に、適旅行せんと欲するもの道に飢えて倒れずんば幸なり。斯る時代にありて、五畿より東北信越を縦横せんものは、唯だ武威を輝かして、到る所の強者を征服して、其糧による所の半神半人の如き征戦者の外に爲し得る所にあらざりき。斯る半神半人の征戦者を見ては、景行天皇が其の位を譲らんと欲し、北狄が風を望みて降服せしむ、偶然にあらざるなり。而して日本武尊は北狄の俘虜を伊勢の神宮に献じたりしに、晝夜喧嘩しければ、神宮却つて之を朝廷に上り、三諸山の傍に置きしに、また神樹を伐つて號呼し、隣里の民を侵略せしかば、畿外に放つて播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波に分布す。是れ俘虜の奴隸の、初めて歴史に顯はれしもの也。此の如くして皇權は南北に發達し、大和朝廷の力、舊人種を併呑すると共に、奴隸の數は愈増加せり。

族長制度の發達

一方に於て奴隸制度の發達する時は、一方に於ては族長政治愈發達する時なりき。

抑も草昧なる時代に於て、人は道理・利益・相愛の情によりて相結合するを解せず。唯だ其解すべく知るべき連鎖によりて、相結合するの外なかりき。斯る時代に於ける最も解し易き連鎖は、祖先を同じくすると云ふの一事に外ならず。故に國家、若くは社會、若くは邦國の念は、草昧の民にとりては一切解すべからざると共に、祖先を同うし血族を同うすると云ふ一事は斷つべからざる勢力を有す。神武の初めに方つて、此の血族の重んぜられたるは已に之を説けり。當時にありては社會は即ち政府とも云ふべく、政府即ち社會とも云ふべく、治者被治者と云ふ歴然たる區別なかりし也。然るに世を経代を重ねるに従ひ、同一血族中の最高首長たる皇室の權力、増加するに従つて、所謂る治者被治者の制を生じ、是より租稅奉公の義務を生ずるに至りしが、君主は如何にして此の租稅奉公を得しかと云ふに、人民の種族の長に對して之を命ずるの外なければ、此等の奉公義務は、各種族の長に命ぜられ族長は、入つて政府を組織するの官人たり、出で、は其族人を統御するの官人たり。斯の如く初は自然の情より、中ごろは政治上の便宜より、族長の要愈増加するに至る。其族長の最大なるものを『おみ』と云ふ。おみは『大なる身の上』の義にして、後世臣字を以て之に充て、之と等しきものを『むらじ』と云ふ。『群の主』と云ふの義にして、後世、連字を以て之に宛つ。大臣・連は後世に至り、發達して左右大臣の如きものとなりしが、此外、中臣・齋部は、祝部・禰宜を率ゐて祭司を司どり、物部。

大伴・佐伯は、久米部・靱負部・太刀佩部を率ゐて禁衛を司どり、船の長は船の賦を敷へ、山部は山野を管理し、田部は田を管り、園人は園園を管理し、海部は漁類を貢ぎ、其他膳部、飼部、鳥飼部、鷹飼部、犬飼部、弓削部、矢作部、楯縫部、織部、服部、衣縫部、木工部、石作部、鍛冶部、漆部、土師あり。韓唐の文明の入るに及び、史部、書部を生ずるに至れり。見るべし、當時の部族なるものは膳部と云ひ、鳥飼部と云ひ皆々皇室一家の事に與るものにして、皇室は即ち政府、各種族の總長は即ち天皇、政府は即ち族長の衆議所、社會は即ち國家、此間些の區別なく、天下のことは、之を大にしては皇室一家の事、之を小にしては族長一家の事なりしを。後年天皇の寶を貯へんとして大藏を起し、大藏一變して、大藏省となりしが如きも、また其の例なり。以上の部族の中楯縫部と云ひ、矢作部と云ひ弓削部と云ひ、戰鬥の具を作るもの、歴然として部族を立て、更に大伴、太刀佩部、久米部、物部、佐伯部等ありて、禁宮の護衛を司どり、武職を世々にしたるを見ては、武臣・武士は、國初より一種世襲の職にして、國初より兵農の別ありしを見るべく、而して兵馬の權、族長制度に一新面目を生じたるは、實に景行天皇の末年なりとす。是れ征戰の事多くして、功を専らにするの臣を出せしと、宮廷の權力の増加せしとによる。

皇族及武内族、大伴族二族の發達

是より先、天皇は、一國の首長たりしも、天下を專有せるものにあらず

後世法家の言を以て云へば、統治の權ありしのみ。所領の實あるにあらず。故に更に天皇一家の費を支へんがためには、皇室財産なかるべからず。皇室の費用を出さんがため、皇家に附屬する土地を屯家と云ふ。當時天皇は天下を治むと云ふも、唯だ其の皇家に屬する私民と、此の屯家とを領するのみ。國家全體の事に關して、凡べての民族を號令することあるも、唯だ其の民族の長に號令し、族長より更に其の族民に號令するの風にして天皇たるの權を除きて、一個の族長としては、私民・私領は他の族に比し、甚だ大ならざりき。然るに景行天皇の朝、七十七人の皇子を封じて諸國の別となすや、皇室の權一朝にして地方に伸び、垂仁天皇が皇子、伊登志別王の子なきが爲に、御子代の伊登志部を置き、景行天皇が愛子日本武尊の功名を後世に遺さんために武部を設けしより、後世相次ぎて、皇子皇后のために其名を後世に顯彰せんが爲に御名代部・御子代部を置き、其土を以て奉邑とし、其の部民を私民とせしより、皇室の領地愈々地方に増加するに至る。斯の如くして民族中の最大民族たる皇室は、急に一大發達を爲し、其の統治權の外、一大家族としても、大勢力を得しかば、族制社會の上に一大變動を生じたり。是れ確に雄族獨り發達するの兆にして、臣民の中に於ても、之に伴ふの顯象を生じたり。初め日本武尊の東國を征するや、武内宿禰の觀察して伐つて取るべしと報じたるに基きしが、日本武尊が東國にありて、大伴の武日連と共に雄偉なる功業を奏しつゝある間に、武内は内にありて暗

*成務天皇は景行の第四子にして稚足彦尊是なり。

大和朝廷權勢の擴張 神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す

四〇

に其の勢を養ひつゝありき。武内は其生誕の日、景行の皇子稚足彦尊と同日なるを以て、深く相愛し、稚足彦尊を教へて、景行の殊寵を受けしむ。已にして景行が日本武尊の鎮定せる地を見んと欲して、伊勢より東海道に出で、海路安房に至りて歸り、五十八年、近江の志賀に宮を定め、即ち六十年に此所に崩ずるや、稚足彦尊立ちて帝位に就くに及び、武内宿禰を以て大臣と爲す。是より朝政殆ど一に武内の手に出でたるが如し。其國郡に長なく、縣邑に首なを以て、一國動亂の基なりとなし、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置き、其の國郡の長者を以て之に充て、楯矛を予へて之を旌し、地方土豪の力によりて地方を治め、河によりて國を分ち、阡陌によりて邑里を定めしが如きは、皆武内の經綸に出づ。朝廷の中、已に此權臣あり。其の子孫繁殖して、蘇我・巨勢・紀・平群・葛城の諸氏を出したりしが、一方には日本武尊の東征に隨伴せる大伴の武日連、日本武尊の殊寵を受け、靱部を與へらる。大伴氏は元と久米氏と同じく大久米に屬して宮門を守り、三氏相合して靱部と稱せられしものなり。今や大伴氏翻つて靱部全部を領す。(靱部は軍部なり。)是に於てか文權、武内に歸し、武權、大伴に歸し、二氏の後、生々繁茂、株連蔓延諸族を抑へしかば、族制制度の大變革是より起る。

神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す

已にして成務天皇は無事泰平なる六十年の治世を保ち、一百七歳の壽を以て崩じ、皇子なかりしかば、國人に感懷せられたる日本武尊の子、足仲彦尊帝位に即く。之

仲哀天皇崩ずるや、諸國より權を取つて、大に災を蔽ひ、生剝、逆剝、阿彌、溝埋、尿戸、上通下通婚、(父子の奸淫)馬婚、(父子婚)鷄姦、犬姦の罪を求め之を蔽ひ、直ちに新羅を征伐す。

*漢史に曰く事鬼神道能以妖惑衆と、古事記に曰く神より給ふと以て神后の風采を想見すべし。

を仲哀天皇とす。父の陵より白鳥の出でしより、白鳥を以て其神靈となし、即位の年の十一月を以て、諸國に令して白鳥を獻せしむるや、閏十一月越の國より白鳥四羽を獻す。仲哀天皇の異母弟、蒲見別王、之を菟道の河原に奪ひて燒きて曰く、白鳥と雖も、之を燒かば黒鳥とならんと。仲哀兵を遣はして之を誅す。仲哀天皇は身の丈十尺にして、其風采體格に於ては父王を襲ぎしと雖も、其性質に至りて遙に父王と異なり。寧ろ温順にして安康を求めたるもの、如し。然れども仲哀の缺點は、其皇后の異常の人物なりしがために補はれたり。異常の人物とは誰ぞ、神功皇后なり。仲哀初め叔父、彦人大兄の女大中姫を娶りて妃となし、麿坂・忍熊の二皇子を生みしが、二年に至りて、新に氣長足姫尊を納れて皇后とす。神功皇后是れなり。思ふに先入の妃を超えて皇后となりしを見ては、其才幹、人に絶したるものありしを見るべく、仲哀天皇が越前の角鹿(敦賀)に幸して行在を定め、是より南國に巡遊するや、百官を止めて皇后に従はしめしを見ては、其如何に早くより朝政に當りしかを見るべし。今や景行天皇の朝に征服せられたる熊襲また背きて朝貢せず。熊襲の背叛は恐るゝに足らずと雖も、恐るべきは三韓が九州・山陰の邊境を騷すにあり。三韓は開化の時一たび襲來せり。其後、屢ば交通するも軍隊的の襲來なかりしに、今やまた軍隊を作りて襲來しぬ。外には三韓の襲來あり。内には熊襲の背叛あり如何にして之を征せん乎。神功皇后は最も能く此間の消息に通ずるの便ありしもの、如し。

大和朝廷權勢の擴張 神功皇后仲哀天皇を促して三韓を征す

四一

新羅の王族天日槍
但馬に上陸し前津
耳の女麻布能鳥を
娶りて但馬の諸助
を清彦とす(日本書紀)
而して古事記は多遲麻毛理多
遲摩比多阿及比清
日摩比多阿の子葛
遲摩比多阿の子葛
城之高額比賣命と
比命の子を神功皇
后とす

皇后は垂仁天皇の朝に新羅より歸化せる天日槍の子孫にして、其祖父の兄は崇神天皇のために香橋を南方に求めたる人なり。海上上の思想は其家門専有の事にして、自然に九州の背叛の原因を探索するの便宜ありしものなるべし。故に仲哀天皇が九州の熊襲を討たんとして、紀伊より中國の海を航して行くや、皇后は角鹿より北海岸を航して之に豊浦に會せしが、其意初めより一舉して對岸の韓地を攻むるにあり。思ふに武内宿禰は、夙に皇后と此策を定めたるもの乎。

三韓の服屬

已にして上國の軍下るを聞き、岡・伊視の各縣主の祖も、皆當時九州人種の風に從ひ、百枝五百枝の賢木を抜きて、之を船の舳艫に立て、之に其實とする所の劍と、鏡と、玉とをかけて出迎ふ。斯くて如何にして熊襲を討たんかを議するに方り、當時大事の門出に於て行る、儀式として、天皇自ら琴を彈きて吉凶を神に聞かんとするや、神忽ち神功皇后の口を藉りて託宣して曰く、天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂ふるや、區々の國、兵を擧げて伐つに足らず、是よりも勝れる寶の國あり、譬へば美女の黛の如く、向ふ津の國にあり、眼の如く輝く金銀彩色、多く其の國にあり、之を新羅國と云ふ。若し能く吾を祭らば、刃に血ぬらずして其國必ず服し、熊襲もまた自ら服せんと。仲哀天皇託宣を疑ひ、琴を退けてまた彈ぜず。神大に怒りて曰く、此天下は汝の知るべき國にあらずと。武内宿禰傍にありて曰く、恐し、猶其琴を試み給へと。天皇已むを得ずして琴を彈ぜしが、幾くもなくし

て琴音絶え、之と共に仲哀天皇の氣息已に絶ゆ。是に於てか神功皇后、武内宿禰をして私に天皇を葬らしめ、喪を秘して自から男装し、師を出して新羅を攻む。新羅は辰韓の地なり。時に大風激浪、岸を拍ち、擧國震驚し、天新羅を亡ぼして海となすかと怪しむに方り、忽ち日本兵の上陸に遇うて、新羅王波沙寐錦、惶恐爲す所を知らず。素旆を立て、圖籍を封じ、面縛して來り、誓つて曰く、今より以後、長く乾坤と共に、伏して馬飼部となり、春秋に馬梳と馬鞭を獻じ、毎年男女の調を貢して船柁を乾さるべし。日西より出で、月東より出で、阿利那禮河、逆流し、河石昇りて星辰となることあるも、春秋の朝を闕き、梳鞭の貢を怠廢せざるべしと。皇后即ち其面縛を解きて、馬飼部とならしめ、其重寶府庫を封じて圖籍文書を收め、皇后自ら其執る所の矛を取て新羅王城の門に立て、記念となす。馬飼部となすは即ち奴隸となすなり。是に於てか新羅王其子を質として、我軍に從はしめ、金銀、彩色、及綾羅、織絹を八十艘の舟に載せて朝貢せしむ。此の如く、皇后一兵に暇らず、一矢を費さず、四馬を殺さずして新羅を征服するや、高麗・百濟の二國も、また風を聞きて來り附し、今より以後、永く西藩と稱して朝貢を絶たざるべしと誓ふ。是に於てか三韓に内官家を定めて師を旋へす。其年の暮、皇子譽田別尊を筑紫に生む。之より先、皇后の發するや已に娠めるなり。斯くて明年二月に至り、始めて仲哀天皇の喪を發して、海路によりて京に向ふや、藤坂・忍熊の二皇子、兵

魏志古事記に天の香久山の男鹿の角を打抜きの香久山の天の香久山を打抜きの香久山とありは、樺木の皮也。

外國文明の感化 三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果

箭を頭鬚に藏め、刀を衣中に佩ふるの民なり。橋梁を架するを知らず。貨幣を用ふるを知らず。物品の貿易すら知らざるの民なり。驛路を有せず。日本全國、部落ありて道路なき民なり。酒を醸すに米を口中に嚙みて之を水槽に醸すの民なり。口唾を以て齶を和らげて糸をつむぎ、手もて之を綴ちて帛を作るの民なり。叔姪相娶り、兄弟姉妹相娶るの民なり。悲にも喜にも、謳歌して志を云ふの民なり。而して將に境外に事あらんとするや、山木を伐り、之に劍をかけ、瓊をかけ、鏡をかけ、其軍陣の眞先に押し立て、進むの民なり。曆日を知らざるの民なり。今日にして之を思ふ。北米赤色人種部落の圖を見るが如し。されば神武天皇以來八百餘年の歲月を経過せるも、邊境の民、少く海外の文物を知るのみにして、一般の國民生活は、依然として猶ほ全然部落的生活を脱する能はざりき。若し斯の如き國民にして、長く東海に偏安せしならば、一國民としては、長く亞細亞大陸の文明に後るのみならず、大陸文明に通曉する邊境の民をして、頻りに背叛せしめて、大和朝廷、或は根本より失はれしやも知るべからず。幸にして神功皇后、自ら三韓を征伐せしがため、大和朝廷をして、直接に大陸文明に接せしめて、自ら邊境の民よりも文明の程度に於て挺進し、延いて國民をして、大陸文明の大氣を呼吸せしむるに至り、日本國民が國民らしき文化を得るもの實に此に起る。當時、日本の韓地に對する、恰も日耳曼蠻人の羅馬に對するが如くなりき。等しく文化なくして勇力あり。等しく文化

魏志に明帝景初三年漢羅斗米等獻生口班布と云ふ

新羅百濟の朝貢船武庫に集る神戸兵庫は此時既に海道

外國文明の感化 三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果

の地を攻めて文化を取り得て返る。皇后の五年、新羅王、新使を發するや、使者先の質をして、私に逃れかへらしめんとす。朝廷其の詐偽を知るや、追て使者三人を執へて檻中に燒殺し、次で葛城の襲津彦をして新羅の地を征伐せしむ。襲津彦俘虜を得て歸る。俘虜は戰國一般の風なりと雖も、また之によりて以て、大和朝廷が稀疎なる人口を補はんとせるを見るべし。是より以下不法の事あるごとに之を征伐し、征伐の度ごとに韓人の俘虜となりて我土に入るもの續々として絶えず。新人來れば新智識も來る。而して朝廷は初めて渺たる東海の孤島の外、大陸に魏の朝廷あるを知りて、三十八年難斗米等を遣はして俘虜と班布とを贈りしかば、魏もまた正始元年、建中校尉梯携を送りて、詔書印綬を贈り、日本の天皇に封ずるの意を通ず。是より五十二年に至るの間、使を魏に發するもの二度、四十六年には朝廷更に斯摩の宿禰をして卓淳國に通ぜしめ、之によりて百濟との道通ず。已にして新羅も百濟の使を遮つて其貢物を奪ひ、與ふるに他物を以てす。百濟之を大和朝廷に訴ふるや、武藏の人千熊長彦をして新羅を責めしめ、服せざるや荒田別と鹿我別をして、百濟の使久氏等と共に新羅を討たしめ、比自杯・南加羅・喙・安羅・多羅・卓淳・加羅の七州を定め、西岸古奚津に至り、枕彌多禮を屠つて之を百濟に與ふ。而して五十年に至り、大陸の風に摸して、初めて諸道に驛路なるものを定むるに至つて、所々の人民相通するの便を生じ、交通は新見を與へ、新見は智慧を鼓舞し、國民の生意に一大

應神天皇は仲哀の第四子譽田別尊なり、母太后新羅を伐つ、年十二月筑紫敷田に生る、四歳にして太子となり、七十一歳にして帝位に即く。

三年、百濟辰斯王禮を失す、紀斯の宿禰羽田の角の宿禰石川の宿禰木荒の宿禰を遣はして之を責む、百濟の民恐れて王を殺して之を謝せしかば阿花を立て、其後阿花また禮を奪ふ、王恐れて其子直支を質とす、五年伊豆國に科し、船を造らしむ、長き十丈之を海に浮ぶるに輕くして疾く行くこと馳す、枯對と云ふ、名けて國人が見たる最大

*本居宣長云ふ、千字文は此時未だ渡來せざりしと、木村正辭氏之を跋して當時の千字文は周興嗣次韻の文は初作なるべしと。
*古語拾遺に云ふ、上古の世文字あり、相傳へ前言行存、江匡房宮崎記に曰く、我朝文字を創する、應神天皇より創る、應神天皇九年武内宿禰を筑紫に下して政事を幸せしむ、武内宿禰の異母弟之を議して代らんとし、三韓を招きて筑紫に獨立せんとす、疾く走せて都に上りて辯解し免るゝを得た

外國文明の感化 三韓征伐の國民生活に及ぼせし結果

刺激を興ふ。其狀近世鐵道の都邑を刺激せるよりも甚し。斯る間に皇子譽田別尊帝位に即く。之を應神天皇とす。其三年には、東方の蝦夷は悉く朝貢す。蝦夷は先人種を云ふ。此時所々の海人、擾亂して命に従はざるや、阿曇連の祖の大濱の宿禰をして、討つて之を平げしむ。海人は、豊後・豊前海邊の民を云ふ。朝廷次いで大濱宿禰をして海人の宰たらしむ。夷平する所の者を管理するの權威を其征服者に與ふるは、奴隸の制と共に、等しく當時に行はれたるの風なりき。斯の如くして豪族・雄家は、漸く其力を増し、各種族の權力平均愈傾斜す。

斯る間にも外國文明は間斷なく、其感化を日本に及ぼしつゝありき。七年には、高麗人・百濟人・任那人・新羅人・相率ゐて來朝せり。朝廷、武内宿禰をして之れを率ゐて韓人池を作らしむ。池溝開墾の工此に始まる。また釀酒の術を知れる須々許理の歸化せるがため天皇も初めて酒と云ふべき飲料を知る。十四年には百濟王は縫衣工女を貢獻し、秦始皇の裔融通王も、また百濟を経て、一百二十七縣の民を率ゐて歸化し、大和の腋上の地に居り、支那の文物を傳ふること少なからず、秦氏之より起る。後仁德天皇の朝に至り、之を各州に分配するや、養蠶製糸の技、普く國中に知らるゝに至る。而して其民外蕃歸化の徒たるの故を以て、豪族の爲めに拘引虐使せらるゝもの少からざりしが、雄略天皇の時に至り、秦氏の長、其同族の散逸を哀しみて請ふによりて、之を一所に蒐集せしに、九十二部、一

萬八千六百七十人を得たりき。また應神天皇の二十年には、後漢の劉宏の裔孫、阿知使主其子都加使主と共に十七縣の黨類を率ゐて歸化す。漢氏之より起る。朝廷則ち其族をして道を高麗に假りて吳に通ぜしめ、支那の織工を求めしむ。以て支那歸化人の高等なる衣食が、如何に大和朝廷を刺激したりしかを見るべきなり。

支那文明の侵漸

斯の如く、驛路の設、園池の制、錦繡、絹布の製作等の上に於て、漢土文明の感化を受けつゝある間に、大なる感化はまた國民精神の上に入り來れり。其導火線は、即ち支那典籍の輸入なり。應仁天皇の十五年、百濟王其臣阿直岐をして、良馬二匹を獻せしむ。阿直岐、善く支那の經典に通ずるを以て、皇子菟道の稚郎子、之を師として支那の經典を講習す。思ふに是れ神功皇后、三韓を攻め、其の圖書文籍を封じたる時に齎らし歸りたるものか。阿直岐は更に博士王仁を朝廷に薦め、王仁、論語十卷・千字文一卷を上る。是より日本は初めて哲人の精神的立法を奉じ、世界の文明に棹さすに至る。前史或は此の時を以て、日本國民が初めて文字を學習するの時にして、是より以前は前言行存して忘れず、繩を結びて事を記すと爲すも、其實は然らず。當時支那文明の四邊より日本を侵すこと、恰も驚濤の孤島を打つが如きものあり。若し日本にして初より一の文字なく、國民的文明を代表し記念するの具なく、神武天皇以來九百餘年にして、始めて支那文字を見て、文字なるものを

仁徳天皇の名を大鷦鷯尊と云ふ所以は、初め天皇の生るゝや、木葉あり産室に入る應神天皇武内宿禰を召して吉凶を問

八年秋、高麗王使を遣はして朝貢する時、其表文に「高麗王教日本國」と云ふ。菟道稚郎子、其無禮を憤りて、之を破る。思ふに韓人が從來、日本朝廷の不文を欺きて、斯の如き無禮の表を呈して、私に蠻野を笑ひつゝありしもの幾度ぞ。今や學問の結果は斯の如くして、外交上の習慣を一變す。應神天皇は慧才此の如き菟道稚郎子を殊寵せざる能はず。其兄大山守命、及び大鷦鷯尊を超えて皇位に即かしめんとし、一日從容として二皇子に問うて曰く、汝等長子と少子と孰れを愛する乎と。大山守命對へて曰く、少なるは長なるに如かずと。帝悦ばざるの色あるや、大鷦鷯尊之を察して對へて曰く、長子は多く寒暑を経て既に人となりたれば、憂ふる所なし。唯だ少子は弱くして甚だ憐むべきなりと。應神天皇大に喜びて菟道稚郎子を立て、皇太子とし、大鷦鷯尊をして其太傅として、國事を知らしめ、大山守命をして、山川林野を主宰せしむ。已にして應神天皇の崩ずるや、菟道稚郎子位を大鷦鷯尊に譲る。大鷦鷯尊もまた辭して受けず。已にして大山守命異志あり。菟道稚郎子を殺さんとす。大鷦鷯尊謀して之を知り、菟道稚郎子をして之を殺さしむ。然れども兩皇子の相譲りて帝位につかざるもの三年、菟道稚郎子、勢に迫られ自ら縊れて死せしかば、大鷦鷯尊遂に帝位に即く。之を仁徳天皇とす。仁徳天皇の位に即くや、都を難波に移せしが、詔して曰く、朕高臺に上りて遠く望むに、烟氣域中に立たず、思ふに百姓貧にして炊く者少き乎、邦畿の内此の如くんば、畿外の民の窮乏

ふ、武内宿禰曰く、是れ吉也。同日、臣の妻また子を生み、大鷦鷯尊に入りて喜びて曰く、汝の子の瑞と、朕が子の名として、後を傳へんとす。天孫を大鷦鷯尊と云ひ武内宿禰の子を木葉と云ふ。仁徳天皇の元年、都を難波の高津に遷す。皇后は葛城の襲津彦の女なり皇后の崩後其母妹八田皇女を入れて皇后とす。

せるもの知るべきのみ。自今三載課役を除きて百姓の苦を思ひべしと。已にして三年を経て天皇また高臺に上り、烟氣遠く上るを見て皇后に言つて曰く、朕既に富むと。皇后曰く宮室壞れて修むるを得ず、何ぞ富めりと言はんと。天皇曰く、天の君を立つるは是れ百姓の爲めなり。然らば則ち君は百姓を以て本と爲す。古の聖王は一人飢寒すれば之を顧みて身を責む。今百姓貧しければ、即ち朕の貧しきなり。百姓富めるは、即ち朕の富めるなり。百姓富みて君貧しきは未だ之あらずと。如何に優美仁愛なる心性ぞや。國史を讀みて此に至る。宛も荆棘を出で、花園に入るが如し。仁徳天皇また多くの溝渠を通じ、堤防を築き、百姓の利便を計ること少からざりしかば、時人稱して聖帝と云へり。

「高き屋に登りて見れば烟たつ民のかまどはにぎはひにけり」の歌は遙か後代なる藤原時平が仁徳天皇の心を詠じたると云ふ。然れども俗説ながらも古くより御製として傳へられたるものなり。
仁徳天皇十年、始めて課役を科して宮室を造る。百姓令せずして老を扶け幼を携へ材を運び負ひ日夜を問はず工事を助く。
十一年難波の水を決して之を海に注ぎ、また多く堤防を作る。或る時天皇夢に武藏の強頸・河内茨田の連杉子を水中に葬りて河伯を祭らば堤成るべしとの神託を得て、二人を求め之を水に入らしむ。強頸涕泣して水に入りて死し、杉子は抗論して曰く、我に二個の腕あり、河伯若し之を沈むるを得ば即ち従はんと。腕を抱きて水に入る。袖遂に沈まず杉子即ち命を全くす。
十二年、高麗、鐵盾及鐵的を貢す。群臣を會して之を射せしむるに、皆穿つ能はず、的臣祖盾人宿禰、之を射て穿つ。名を的戸宿禰と賜ふ。
十三年、始めて茨田屯倉を立てて春米部を定め、又和珥池を造り横野堤を築く。
十四年、猪甘津の橋を造り又大道を作りて京中に置く。南門より直に指して丹比邑に至る。又大溝を感致に掘り石河の水を引き、上鈴鹿下鈴鹿上豐浦下豐浦四處の郊原に潤はし、墾して四萬餘頃の田を得たり、其處の百姓富饒にして凶年の患なし。
十七年新羅朝貢を獻く、的戸宿禰等を遣つて之を責む。新羅恐れて絹一千四百六十疋及雜種八十艘を獻ず。

四十一年紀の角の宿禰を百濟に遣はして、國郡境界を分ち其物産を收録せしむ。
 四十三年、百濟の王子酒公に教へられ、初めて鷹を知り之を馴らしむ。
 五十三年、新羅貢を缺く、上毛野君祖田道を遣はして之を攻む。新羅兵を發して之を拒ぐ、これを破つて其四邑の民を虜にして歸る。
 五十五年、蝦夷叛く、田道をして之を討たしむ。田道敗れて伊弉水門に死す。書紀通釋には今の上總の夷隅なりとなすも無稽の譏を免れず。また石巻の地ならんかを疑ふものあれど未詳。從者田道の手廻を取つて妻に送る。妻之を抱きて死す。
 五十八年、吳の國高麗の國並に朝貢す。
 六十二年、額田大中彦の皇子、山に上りて野を望み穹廡の如きものを見、その地の稻置に問うて米室なるを知る。是より以前民間既にあつて、貴族知らざりし乎。
 同年、額田大中彦皇子關鷄に獵し、米室を見て之を天皇に上る。天皇之を歡び、是より後季冬に氷を藏め春分の始に之を分つ。

第五章 雄族の發達 (神武紀元一千年より一千九百年に至る)

權臣の跋扈

此時に方つてや久しく大和朝廷を惱ましたる東夷の蝦夷も、漸々その侵略の力を失し、仁徳天皇の五十五年に一たび叛を起し、將軍田道之を討つて陣歿せりと雖も、彼等は今や北方の邊陲に、僅に生存を保つに過ぎず。大和朝廷は杖を高くして安逸の夢を食ぼる間に、強臣豪族漸く繁殖す。而して其多くは武内宿禰の後なりき。武内宿禰は神功皇后を助けて三韓を征し、歸りて仲哀の二皇子を討滅したる後は、九州に出で、應神天皇の爲めに重鎮となりて茲に薨せしが、その景行天皇以後五代の間に生じたる武内氏の子孫は、上は皇室に入り、下は外藩にまで及べり。第一葛城の襲津彦の女は、仁徳天皇の后となりて履中・反正・允恭の三帝を生めり。履中天皇の皇后も、葛城の家より出でたり。第二平群の木菟の宿禰・羽田の矢代の宿禰・蘇我の石川の宿禰は、應神天皇の時百濟を討ちし將軍たり。第三紀の角の宿禰は仁徳天皇の時、百濟に入り、國郡を整理し國産を輯録せり。第四蘇我氏は平群の木菟と共に、履中天皇の朝に國政を掌りて、蘇我馬子の祖たり。第五巨勢氏は直ちに大臣大將を出さずと雖も、後來に至りて大族となる。此の如く、株連蔓延、豪族の威勢の増加する時、宮廷は

其罪を賞む。人は即ち國難の國造也。以て當時貴族の家。居るべし。三年、良醫を新羅に求む。

四年、天下姓氏の混亂を正さんが爲め、探湯瓮を設けて眞偽を分つ。

雄族の發達 社會の變革姓氏の混亂

溫柔敦厚、順和靜貞を以て極意とするは、柔和美麗なる自然と、殘酷ならざる男子と、神學的執迷なき國民的性質によりて、自然に練成せられたる理想的女儀なりき。

社會の變革姓氏の混亂

履中天皇の時始めて諸國に史官を置き言事を録して四方の志を達せしむ。當時の史官は固より漢文を以て書記するものにして、多くは歸化韓人なりしかば、平和の間に外人の血

は、其外國文明と共に入り來れり。是れ實に社會變遷の時機にして、若し善史ありて之を記さば、驚くべき事態ありしならんに、國史は唯だ允恭天皇即位の四年に詔して、姓氏を定めたるの一事を記すのみ。而も此一事すら社會の大變を示すに足る。それ國初の民は、如何に血族を尊び、血族は如何に分派せられ、分派は如何に其首長によりて支配せられ、如何に代表せられしかば、上來已に之を説く所にして、其區分整然として、一點錯誤なきを得べきものなるに、允恭天皇の時、已に姓氏の混亂を來し、群卿・百僚・諸國の造等、皆帝王の裔と稱し、或は其祖宗天より降ると稱して上下相争ひ、允恭天皇の勅を煩はして、百僚地方官をして、神明に盟うて眞偽を正さしむるに至りては、是れ建國以來社會結合の一大要素たる族制の上に、大變革を生ずるの端と云ふべく、地方の豪族が、如何に自ら高く標致して、民に臨み、大和朝廷の皇族貴族と比肩せんとせしかを見るべきなり。豪族の自負已に斯の如く大なるに方つて、朝廷は漸く事多し。允恭天皇の太子木梨輕の皇子、容姿清麗にして、一時

珠纒は珠玉を連ねて髪に飾り及び手の上代の貴族固有の風也。珠は管玉、玉あり相雜ふ。或は金銀を雜ふ。髪は結びて之を垂らし、衣服は裳と上とに分つ。女は髪を髷とす。後世發達して被(かづき)と結ぶ。髪は之を結ぶ。角を作ると云ふ。長途を歩する時は袋をく、りて飾の爲めに鈴を附する

の治郎たり。其同母妹輕大娘皇女、艶美豊秀、また類を絶す。二人相慕ふ。當時は異母の兄弟姉妹互に相婚するも、同母の婚姻は嚴に習慣の禁する所なりしに、二人顧みずして相通せしかば、有司輕大娘皇女を伊豫國に流したり。皇子を問はず。即ち國法は罰せずと雖も、國人之を誹り、群臣從はずして穴穗の皇子に謳歌せしかば、允恭天皇の崩するや、太子兵を擧げて穴穗の皇子を襲ふ。穴穗の皇子また兵を擧げて之を邀ふ。太子共に戦つて勢窮り、物部の大前の宿禰の家に自殺するに至り、穴穗の皇子位に即く。之を安康天皇とす。安康天皇其同母弟大泊瀨皇子の爲に反正天皇の女を娶らんとし大泊瀨皇子の兇暴の故を以て拒絶せられ、更に大草香の皇子の妹、幡梭皇女を娶らんとす。大草香皇子は允恭天皇の弟にして、安康天皇の叔父なり。大草香皇子悦んで之を諾し、信契として珠纒を奉らしむ。使者根使主、珠纒を私して、僞つて復命して曰く、大草香皇子命を奉ぜずと。安康天皇之を聞きて大に怒り、直に兵を發して叔父大草香皇子を殺し、其妻中蒂姬を皇后とし、又幡梭皇女を大泊瀨皇子に與ふ。已にして大草香皇子の遺子眉輪の王、安康天皇が母の膝によりて眠れるを窺ひて之を弑す。眉輪王時に七歳なり。大泊瀨皇子變を聞くや直ちに兵を率ゐて難に赴きしが、先づ當の敵を滅ぼすことを爲さず。却つて其長兄坂合黑彦皇子を刺殺し、同じ長兄八鈞白彦皇子を生きたがら地に埋め、最後に眉輪王を殺して帝位に即く。之を雄略天皇とす。雄略天皇、安康天皇が生前位を己に傳へ

雄族の發達 社會の變革姓氏の混亂

ことあり、是等は
貴族の風也。後ち
雄略天皇の時、至
り、根の使主の罪
顯はる。

九年、天皇自ら新
羅を征せんとして
神託によりて廢
す。紀小弓宿禰・蘇
我連・小鹿火宿禰
談連・小鹿火宿禰
に命じて即位以來
新羅に實めしむ。
我軍内に相争ひ戰
敗れて歸る。

二十年、高麗兵を
起して百濟を亡ぼ
す。二十三年、朝廷
百濟の王子末多を
立て、王とし、五
百人を以て之を衛
む。之を東城王と
す。また筑紫安致
臣、馬飼臣等船師
を發して高麗を擊
つ。天皇六十二歳に
て崩す。

而も日本の事情是より悉く外藩に洩れ、外藩背叛の事は殆ど制すべからざるに至る。而して外藩の中、最も早く日本の羈絆を脱せんとしたるものは新羅なり。新羅は國を辰韓の古地に立つ。今の慶尙南北兩道の大部是なり。其民多く秦漢流亡の民なりしが故に、他の韓人に比して最も文明の素養あり。最も日本に接近するが爲め、文明を日本に傳へたるものも新羅の力多かりき。然れども其の日本と接近するの便は、また國內不逞の徒をして走りて此に據の便とならしめしが爲、日本の事情も亦最も多く新羅に知られたれば、三韓の中最も日本を輕んずるものもまた新羅なりき。仁徳天皇の五十三年、田道を遣はして其の朝貢を絶つを責むるや、田道は苦戦して僅に四邑の民を虜にして歸りたるのみ。新羅は一國として已に全く外藩にあらざりき。已にして雄略天皇の位に即くや、新羅また朝貢を絶ちしに、田狹の雄略天皇に排せられ、走つて新羅に入つて之と結托するに至り、新羅は今や外藩中最も日本の事情に通じ、最も日本の弱點を知り、最も獨立の氣象あるものとなりき。雄略天皇の九年、紀の小弓の宿禰・蘇我の韓子の宿禰・小鹿火の宿禰・大伴の談の連をして、新羅を撃たしむるや、神功皇后の前に屈服せる新羅王、今や公然兵を起して小弓の宿禰等を邀ふ。小弓の宿禰等戰つて大敗し、大伴の談の連・紀の岡前來目の連陣歿す。餘衆潰散して險要の地を保つ。已にして小弓病死し、其子大磐の宿禰新羅に渡り、縦に小鹿火の宿禰の兵權を收めて威福を弄せしかば、小鹿火の宿禰深く之を

雄族の發達 三韓漸く背叛す

雄族の發達 三韓漸く背叛す

んとせず、市邊押磐皇子に傳へんとしたるを追思し、遊獵に事よせて、市邊押磐皇子を殺し、又事に托して、御馬の皇子を殺せしかば、宗室略此時に盡きたり。雄略天皇、雄邁剛果と雖も嚴勵に失し、獨り宗室に對して相迫るのみならず、百濟の池津媛が、石河の楯と姦淫せるを憤り、二人の四肢を樹枝に張りて焼殺し、遊獵の時、臣下の其の言を解せざるを怒つて、自ら刀を抜きて御者を殺害したるが如き、鳥飼に飼はしめたる禽が、菟田の人の狗に殺さるゝや、直ちに其面に踏んで奴としたるが如きことありしかば、時人之を誹りて惡名を附したりき。

三韓漸く背叛す

雄略天皇の舉動は甚だ高價なる結果を生じたり。吉備上道臣田狹、かつて宮中にありて同僚と笑話し、盛に己が妻稚媛を稱揚して、當今天下第一の麗人となす。雄略天皇之を聞き、私に稚媛を得んと欲し、便ち田狹を任那國司として外に出でしめ、其虚に乗じて稚媛を幸す。田狹、稚媛を娶りて既に二子を生む。兄君・弟君と云ふ。時に新羅、禮を失せしかば雄略天皇、弟君と吉備海部の直赤尾とをして之を討たしむ。田狹、弟君の韓土に來るを聞き、人として之に説かして曰く、雄略天皇已に我妻を幸し、遂に見ありと聞く。禍の汝が身に及ばんこと足を翹げて待つべし。汝百濟に跨據して獨立せよ、我も任那に據りて叛かんと。弟君之を聞きて心動く。其の妻稚媛之を察し陰に謀つて之を殺し、赤尾と共に百濟の朝貢を携へて歸る。斯の如くして田狹の謀は敗れたりと雖も、

尾代蝦夷を射るに能く躍りて矢を避く。遂に追うて丹波國掛水門に至りて殺し盡す。

雄族の發達 物質的進歩

含み、大磐宿禰を韓子の宿禰に離間して曰く、大磐の宿禰久しからずして韓子の宿禰の兵權をも奪ふべしと。韓子の宿禰大に怒つて大磐宿禰を暗殺せんと欲して、却つて之が爲に殺され、日本の軍士、首領を失し紛亂して歸る。此時に當つて三韓の中、百濟は最も日本に親附せるものなりしが、之もまた高麗の爲に半ば討滅せられ、韓土に於ける日本の勢威は、漸々に滅却す。是に於てか雄略天皇、自ら百濟の公子末多の額に手を加へ、立て、王となし、筑紫の兵五百人をして、之を擁して國に入らしむ。吉備の臣尾代をして五百の蝦夷を率ゐて新羅を征せしむ。尾代發して久しからずして雄略天皇崩す。已にして蝦夷等、吉備にありて雄略天皇の訃音に接し、遂に背叛して近郡を侵略す。尾代則ち撃つて悉くこれを殺せしかば、新羅征伐の軍は、中道にして止む。是れより後八年、顯宗天皇の末年に至り、紀の大磐宿禰、任那の日本府に跨據して、高麗に通じ、自立して宮室を建て、自ら王と稱し、先づ任那の佐魯那奇・他甲肖等の計を用ひて百濟を撃たしめ、連戦連勝、勢威四隣に震ひしが、久しからずして力盡きて、退きて日本に歸る。斯くて韓人をして日本に服せしむる唯一の原因たる兵力も、また彼等を服するに足らず。其獨立して互に攻伐するがまゝに一任するの外なきに至れり。

物質的進歩
外藩の國は此の如くして、漸々に失はれたり。然れども一勝一敗は文明の潮流には些の關係なく、開化の波は滔々として入り來れり。韓土に於ける征戰の勝利にも、敗北にも、彼土民は多

仲哀天皇の九年新羅始めて綾織五十年始めて綾織七年始めて百濟の織工に錦を織らしむ。雄略天皇の三年近江鏡谷の工人新羅の工人は天日槍の子孫なり。雄略天皇、螺鈿なる者をして國內の「かひこ」を集めしむ。螺鈿誤つてかひこを養兒となしむ。雄略天皇笑つて少子部の連の姓を與へ、且つ其小兒を養育せしむ。然れども養育は此に始まらず。仁徳天皇の時、仁徳は虫にして、一たびは繭となり、一たびは蛾となる蟲と稱す。

きにも少なきにも、必ず俘虜たる奴隸として、若しくは朝貢の人として、日本に携へて歸られたり。斯の如くして山藍・茜によりて絲を染めて織り出せる綿の外、織物を有せざりし國民は、始めて綾錦を織るの術を習ひ、土器の外漆物を知らざりし國民は、陶器を作るの術を習ひ、病めば則ち死するの外なかりし國民は始め韓方の醫道を學び、笙・箏・篳篥の如き高尚なる樂器、巧妙なる鞍も、此時に入り來り、譯語部として彼我の國語に通じたる民も、世業として保護せらるゝに至る。養蠶の道も此頃より大に奨勵せられ、后妃をして蠶事を務めしめ、また國郡に詔して桑を植ゑしめ、秦氏を各國に散布して、庸調を獻するの民となさしめたり。始めて漢韓の風に模して、樓閣を起せしもまた此朝にあり。此時、鬪鶏御田なるもの樓に上り、快心愉悅禁する能はず、四方に走るや、下より之を望めば恰も飛行するが如くに見えたりしかば、伊勢の采女怪しみ仰ぎて之を見て、驚き倒れたり云ふ。當時の朝廷が如何に簡單なる生活を營みしか、想見するに餘あり。是より先き履中天皇の時、三韓の朝貢のため齋藏の外、更に内藏を立て、歸化の外人をして其出納を司らしめしが、秦・漢二氏の族天下に分散して、工藝を勸むるに及びて、諸國よりの貢調物大に其の數を増加せしかば、雄略天皇の朝に大藏を立て、蘇我滿智宿禰をして三藏を檢校せしめ、更に秦・漢二氏をして内藏・大藏の主鑰たらしむるに至りき。當時の大藏は即ち皇室の倉庫にして、一皇室が發達して一皇家より天下の朝廷となるに從つ

雄族の發達 物質的進歩

清寧天皇は雄略天皇の第三子也。母は武内宿禰の分族葛城圓大臣の女也。

清寧天皇の三年大馬及器版を獻ずる。清寧天皇の四年、蝦夷人、内附す。服常なき見るべし。

雄族の發達 顯宗天皇の即位

て、大藏もまた政府の大藏となりしなり。斯の如く限ある外人のために、國富を増加せるを見ては、以て當時の工藝の如何に低く、其生活の如何に單純なりしかを想見するを得べし。

顯宗天皇の即位

已にして雄略天皇の太子白髮武廣國押稚日本根子尊、雄略天皇に代りて帝位に即く之

を清寧天皇とす。生ながらにして白髮なるが故に此の名あり。母は葛城圓大臣の女稚媛にして、武内宿禰の血統は後宮より離れざりき。清寧天皇に長兄と幼弟とあり。同じく吉備上道臣の女稚媛の出なり。雄略の崩するや、稚媛其幼弟星川皇子に教へて、先づ大藏を封鎖して皇位を争はんとす。長兄磐城皇子之を拒む。星川聽かず、稚媛の意に隨ひて大藏を取り、外門を閉鎖し、縦に官物を使用して權勢を買ふ。是に於てか太子の黨與、大伴の室屋の大連、東の漢の掬の直と共に兵を發して大藏を圍み火を縱つて、稚媛・磐城・星川の兩皇子、及び其親族を燔殺す。是より先き吉備の上道の臣、星川皇子の叛を聞き之を援けんとして、船師四十艘を率ゐて來りしが、事已に平らぐと聞きて海より歸る。是に於てか大伴の室屋の大連、群臣を率ゐて清寧天皇を迎立す。清寧天皇磐余の甕栗に居て、大伴の室屋を大連として、平群の眞鳥を大臣とす。初め眉輪王の變あるや、雄略天皇之に乗じて、宗室を殺して略ぼ盡く。已にして清寧天皇に至り、また其兄弟を殺して一人を止めず。而して清寧天皇もまた子なかりしかば、清寧天皇の崩するや、履中の皇女、忍海飯豐青尊越前の角賀にありて、假に皇位を攝す

日本書紀、二皇子清寧天皇在位、清寧天皇の三年、大馬及器版を獻ずる。清寧天皇の四年、蝦夷人、内附す。服常なき見るべし。

ること一年、遂に市邊押磐の皇子の遺子弘計・億計二皇子を免め得たり。初め市邊押磐皇子の雄略天皇に誘殺せらるゝや、二皇子恐れて身を潜め、其舍人日下部連使主父子に援られて丹波の余社(與謝)郡に逃れて名字を變ぜしが、日下部連使主其の追及の至らんことを恐れ、遂に自殺せしかば、二皇子は更に播磨赤石郡に來り、縮見の屯倉の首に仕ふ。已にして山部連先祖伊與來目部小橋・播磨の國司となるや、縮見の屯倉に臨みて宴飲し、二人をして舞はしむ。二人の歌ふ所を聞けば即ち皇室の親なるを告ぐるものなり。小橋驚き起て二人を拜し、之を京に報するや、方に宗室を求むるの際なりしかば、飯豐青尊悦びて之を迎へ、先づ弟弘計王を立てて太子とならしめ、尋で位に即かしむ。之を顯宗天皇とす。斯の如くして皇統は絶えなばかりにして、僅に繼がれたり。

平群族の專權

皇統絶えなんとして、僅に下民の間に潜みし者を擧げて皇位に即かしめ、宗室寥寥として數ふるに足らざるの時、廣く其根を張れる大臣・大連の勢威の振ふは自然の勢なり。中にも平群

の一門は、專權五朝を経たる武内の子孫にして、其祖平群の宿禰、仁德帝と同日に生れたるの故を以て、一門の光榮人を羨ましめ、また新羅を征し、履中天皇に從ひて仲の皇子と戦ひ、其執政となり、其子平群の眞鳥は、雄略天皇の大臣となり、威權赫々、族黨上下に充滿しければ、功を負うて自ら傲り、一たび下民の群に入りし億計王の帝たるを見ては、敢て之を尊崇するの念ある能はず。衣食皇室

雄族の發達 平群族の專權

に僭擬し、皇太子の爲めと稱して宮室を營み、其成るや即ち自ら之に居り、事ごとに驕慢にして、臣節なく、而して百官また其權勢に靡き、朝に宮城に朝して、晝は平群の家に詣るほどなりき。

歌垣に於て男女相戀ふの風

當時歌垣の風、盛にして、男女の相求むるもの、皆此に會して其志を歌咏して相戯る。貴族も平民も、其の夫妻を此に求むるに於ては、相異ならず。春風已に離々たる原上の草を吹くや、百千相率ゐて都會の民は衢に會し、田野の民は丘山に上り、青草の上、芳樹の下、相擁して相歌ひ共に其意中を語る。此歌垣に會して他より懸想せられざるは、殆ど男女の耻辱なりき。肥

歌垣は、萬葉集九高橋連島廣筑波山に上りて、爲すの日によめる歌に曰く、
其の津の上に誘ひて少女丈夫のふもまじらん、吾妻に人も言とひ、此山を、うしはく神の禁どめぬわざ、今日のみは、目を谷も勿みば事反歌、男神に雲たちのぬれとほるとも

女が相會合する場なりき。都若くは都に近くして文化開け、倫理上に於て多少の進歩を爲したる所に於ては、歌垣に於て懸想せられたる婦人は、其父兄に告げて許諾を得ざる可からず。若し父兄にして之を許諾せば、婦女より頭髮の粧飾なる押木の珠纒を、其夫婦たらんものに贈るを常とす。已に婚姻を通ぜんとするや、夫婦に送るに机の代を以てす。机の代は酒饌なり。是等は高等なる階級に屬する者の風にして、一般の野民に至りては、歌垣は殆ど姪獵の場にして、關東諸國の邊陲に於て、今猶ほ行はる、鎮守祭の夜、男女相戯れ、此夜、相戯れざるものは、一の耻辱にして、而して有夫有妻の別を問はざるもの、此歌垣の流風遺俗なり。此風は日本先人種より行はれ、中古藤原氏の時代まで行は

れたるものなり。

平群衰へて大伴起る

平群の眞鳥の子を鮪と云ふ。菟田首の女、大魚を娶らんと欲す。弘計王もまた之

に意あり。人をして其意を大魚に通ぜしむ。大魚は已に鮪に許せるを以て、答へて曰く、王を海柘榴市に待たんと。海柘榴市は交易の大市にして、また歌垣の所なり。弘計期に至り、舍人をして平群の大臣の家につきて官馬を求めしむ。平群之を諾して曰く、官馬太子の爲にせずして誰が爲に飼はんやと。然も遂に與へず。弘計太子、大に憤りて徒歩し、歌垣の場に至りて大魚と語らんとするや、鮪突として來り、太子と大魚とを隔つ。太子、歌によりて其志を云へば、鮪も亦歌によりて王を駭し、歌を聞はすもの數時、太子遂に鮪の奪ふべからざるを覺り、怫然として怒り、歸つて之を大伴の連金村に謀る。金村は鮪と相對衡して、平生政權を争ふもの、即ち王を從適し、兵を發して鮪を奈良山に要撃して之を殺し、また父眞鳥大臣の家を襲うて一家を燔殺す。火已に四方より迫るや、眞鳥、憤恨、當時一般に行はれたる風に従ひ、一々海内の潮水を數へて、弘計を咀うて死す。斯の如く君臣戀によりて相争うたる結果として、朝廷の政權全く大伴氏の一族に歸し、爾來四十年、國政一に大伴家に出づ。

雄略武烈兩天皇の無限君權

國朝の歴史中、此の朝の前後は、最も君權の發達したる時にして、また君權の

吾れかへらめ
顯宗已に位に即き
父市邊押磐皇子
の骨を求むるに得
教ふ。老嫗目之を
傍に居らしむ。其
老衰を憐み宮室の
中に細を張り之に
頼つて垂下せし
端に鐸(す)を附
ち響あり。敢て一
々侍者を勞せざら
しむ。當時宮廷の
生活の猶ほ單純な
りしを見るべき
也。
本書に許せる女、日
下文は影媛と記
に從ふ。
顯宗天皇の二年雄
略天皇の墓を發せ
て父の仇を報せん
と欲す。太子億計
王曰く、願くは自
ら此の任に當らん
と墳墓の土を少し
く破りて歸る。少
皇其歸るの早きを
怪しみて、之を土
を少し破りしに
止るを答ふ。且つ
云ふ。雄略天皇は

父の仇と雖も、却つて我叔父にして且つ天皇也。今單に父の仇を復せんとの志を立てんがために、天皇の墳を發かば、後世の罪を如何せん。顯宗天皇之に從ふ。三年、紀大磐の宿禰、任那によりて高麗に通じ三韓に自立せんとし、韓政府を立て百濟を襲ふ。百濟王、變らて之を破る。大磐遂に逃げ歸る。顯宗三年にして崩す。壽三十八。顯宗天皇の兄、廣計王立す。皇后は春日の天皇の皇太子たるや、大磐の皇太子たるや、顯宗天皇と宴す。瓜を取つて食はんとするに、刀を手にし、此に於て顯宗皇后難波小野王、小賢天皇に傳へし、仁賢天皇に傳へし、仁賢天皇を喚び、多く禮を失せしかば、

雄略武烈兩天皇の無限君權

最も酷烈に實行せられたる時なりき。崇神天皇より以來、君權は四方に波及せり。然も地方の豪族、未だ嘔吐して朝廷に抗衡するの實力あるものなく、内には、大臣專權の端を開くと雖も、未だ大に勢を爲さず。君權は外、山林の豪族に限られず、内、宮廷の權臣に制せられず。其の伸張するがまに、一任せられたり。此間に生る、天皇は、生れながらにして自ら其尊きを覺る。神武天皇の如きは、其の雄姿を以てするも、猶ほ當面に人種の争を爲さざるべからざりき。崇神天皇の如きは、邊境騷動の爲に心を惱ましめたりき。蘇我氏以後の天皇に至つては、已に外戚強臣の制肘を受けざるべからざるに至れり。然れども雄略天皇以後、三韓に於ける我勢力は漸々失墜して、其相撃つに一任し、清寧・顯宗・仁賢三天皇の世に至つては、音信杳として至らず。紀の大磐の任那に據つて反するあるも、之を撃つことをせず。事實に於て已に三韓に心を勞せざるに至れり。已に顧慮する所なし。仁賢天皇の子、武烈天皇の時に至りて君權の發達、空前絶後なりしも怪しむに足らず。或は雄略・武烈兩天皇の行を以て、酷惡の行となすものなりと雖も、然れど、此の如くならずんば無限君權にはあらず。無限君權は人民の非議愁訴は、固より考量せず。人民は唯だ君主の意志に服従すべく、君主は其爲し能ふ凡べてを爲して、可なりと云ふものにして、若し人民に對して酷烈なるべからずと云はゞ、已に無限君權にあらず。民を重んぜざるべからずと云ふ政理に制限せらるゝなり。故に國朝の歴史に於て、君權

仁賢天皇位に即く及んで、復仇を恐れて自殺す。仁賢天皇十一年にして崩す。壽五十。武烈天皇は小泊瀬種鴨尊、仁賢天皇の皇子也。武内宿禰の弟、甘美とす。不臣の志ありて、二人をして湯を探らしむ。是れ所謂揚起請にして、罪ある者は手縛ると云ふ。此に於て武内宿禰罪なきこと明になりしかば、紀伊直美内宿禰を給ふ。給ふとは之を給ふ也。是れ姓を奪ふの刑也。堅魚木を屋上に置くは天皇の宮に仁賢天皇の六年に日鷹吉士を高麗に遣はして、工匠須流、奴流、田邑の熱皮の高麗は其後也。

雄略武烈兩天皇の無限君權

が其の無限絶頂に達したるは、前後武烈天皇の時代を以て最頂上とせざるべからず。而して無限君權は刑法の形を以て現はれ來れり。元より以前の刑法は、極めて單純のものなりき。罪あらば之を誅するのみ。然らずんば資財を神に獻じて、祓除するのみ。然らずんば所有の土地を朝廷に獻げて、其罪を償ふのみ。然らずんば其の本姓を奪うて他の奴隸私民たらしむるのみなりき。履中天皇の朝、仲皇子に黨して叛亂せる阿曇連濱子を黜して死を宥し、また阿曇濱子に従へる野島海人等を屯倉に使役せるを以て、刑名を増加するの始となし、允恭天皇の朝に至り、木梨輕の皇太子、其の同母妹輕の大娘皇女を奸淫するや、刑は太子に加ふべからずとて、大娘皇女を流刑に處するに至りしが、以上概ね刑名を増すも、寧ろ死罪の外に、軽く刑法を用ふるの道を開きしものなり。然るに雄略天皇に至りて嚴峻にして假借せず。喜怒を以て刑賞を爲し、死刑の場合を廣くし、吉備の下道の臣前津屋、小雞を雄略に擬し大雞を己に擬し、小雞の勝つを見て、刀を抜きて之れを殺すや、雄略見て以て不敬となし、三十人の物部を遣はして、前津屋を誅せしめ、併せて其の族七十人を滅ぼし、族滅の制を始し、百濟より貢せる池津媛の石河楯と奸淫するや、二人の四肢を張りて架上に上せ、之を燔殺し、初めて燔殺の刑を起す。磯城の大縣主の家居、堅魚木を屋上に設けて、風鎖となすや、雄略天皇また不敬僭上となして之を焚かしめんとしたりき。斯の如く意に従つて刑し、刑の酷烈を加ふるもの、武烈に至

つて極まる。武烈の二年孕婦の腹を刳りて其胎を見、三年、人の指甲を解除して藁積を掘らしめ、四年人の頭髪を抜き、樹梢に上らしめ、下より樹幹を伐ち之を倒して快と爲す。五年人をして洞窟に上らしめ、下より之を射て快となす。其他の諸の巨刑大罰、皆親しく之を見る。また田獵を好み、狗を走らせ、馬を試み、出入時あらず。風雨を厭はず。侏儒俳優の徒を翫好するの風を増長し、日夜宮人と戯る。斯のごときもの八年にして崩ぜしが、絶頂まで上りたる君權は、忽ちにして大臣專權のため、一大打撃を受くるに至れり。

臣下天皇を作る

武烈天皇は子を遺さずして崩ぜり。宗室は雄略天皇の時に於て略ぼ盡きたり。今や遠

きにも近きにも、皇族にして位を繼ぐべきものは、仲哀天皇五世の孫にして丹波桑田にある倭彦王と應神天皇五世の孫にして越前にある男大迹尊との外なく、而して此二人につきて撰拔するの權は全く大伴の金村の手中にありき。此に於てか金村等、試に兵仗を設け、乘輿を護衛して、先づ倭彦王を迎ふるや、倭彦王遙に兵仗を望見し、愕然として山谷に藏れて行く所を知らず。金村等更に同一の儀式を以て男大迹尊を迎へて之を立つ。之を繼體天皇とす。是より先き皇位は父子相承くるにせよ、兄弟相讓るにせよ、毫も臣下の干渉を待たず。天皇は前の天皇によりて立てられたりき。允恭天皇一

ナオホト 男大迹尊は彦主人
王の子也。彦主人
近江にありて越前
坂中井(今の三國
町)に居る振媛の
美を聞きて、遂に
之を招く。已にし
て男大迹尊を生み
て後彦主人王薨
ず。振媛、男大迹
尊を擁して越前に
歸りて高向に居
る。時に凶獸類り
に至りて民、水害
に苦む。王即ち民
を集めて日野足羽

黒龍河等を決てし
海に注がしめて、
三國邑を作る。民
之によりて凶荒を
免る。天皇民間に
ありて民情に通
ず。故に仁政し
五年、都を山城の
筒城に遷す。

び群臣によりて立てられしも猶ほ前帝の同母弟なりき。清寧天皇より顯宗天皇に至る間、皇統殆ど絶えんとせるも、飯豊青皇女假に國事を攝して、やがて顯宗天皇を迎へて位に即かしめたるは、異例と雖も、猶ほ皇位は臣下の勸進に出でざりき。今や武烈天皇より繼體天皇に至る間、皇統絶えなんとして、臣下の群議によりて應神天皇五世の孫男大迹尊を立て、天皇とす。之を繼體天皇とす。是れ臣下、皇帝を作るの端にして、國憲上の一新事例なり。而して天皇の朝に、大伴の金村は大連となり、許勢の男人は大匠となり、物部の鹿鹿火もまた大連となり、而して、大臣・大連の權、擁立の功によりて大に膨脹せしかば、武烈によりて絶頂まで押し上げられし君權は、却つて急に衰へんとす。

第六章 三韓の離叛 (神武紀元一千五百五十年)

濟體天皇の六年百
 として其上の
 下嗚咽・妾陀・牟婁
 の四縣を得んこと
 を乞ふ。嗚咽國守
 百濟に與ふるの便
 村
 其妻之を諫めて曰
 其言勸の使に當る
 物部大連鹿火、
 海表金銀の國を以
 て應神天皇に與
 天下後世の誹を如
 何せん。鹿火
 日く勸を奉ぜずん
 と。妻曰く何ぞ病
 と稱せざると。天
 皇別に勸使を發し
 マガリオホエ
 を聞きて驚き、別
 に使を發して與
 ざるを百濟の使に
 宜す。百濟の使に
 爲して去る。

三韓益日本に遠ざかる
 初め雄略天皇の時、高麗王、百濟を攻めて殆ど之を滅ぼすや、雄略天皇、筑紫
 の軍士五百人を以て百濟文斤王の叔父昆支の第二子末多を擁立せしむ。是より百濟全く我國に據つて
 立たんとし、繼體天皇の時、上表して任那國の上嗚咽・下嗚咽・妾陀・牟婁の四縣を得んことを乞ふ。嗚
 咽の國守、穂積の臣押山・大連大伴の金村、共に百濟の賄を得て之を許すべしとなし、四縣は遂に百
 濟に與へらる。是れ直隸の任那を割きて、藩屬の百濟に與へたるなり。已にして百濟また伴跋國の己
 汶の地を得んと欲して、五經博士段楊爾を貢し、併せて伴跋國、百濟の己汶を奪ふと奏す。金村百濟
 を寵信し、百濟・安羅・伴跋・新羅の使を集め、己汶帶沙を百濟に返すべしと命ぜしかば、伴跋・己吞、
 帶沙に據つて叛し、物部の連等五百の舟師を率ゐて百濟の使者を送るや、帶沙江頭に於て伴跋のため
 に劫掠せられ、僅に身を以て脱して歸る。斯の如く權臣金村の專横のため、三韓に於ける日本の勢力
 益々微弱となる。此時に方つて日本は三韓に對して、極めて不利の地に立たり。新羅と高麗は、國運
 最も隆盛を極めたるに、日本は微弱なる任那に、日本府を置き之を守り、任那を保たんが爲に、

十二年都を弟國に
 遷す。今の乙訓也。
 二十二年都を盤余の
 玉穂に遷す。乙訓
 繼體は在位二十五
 十二年にして崩す。壽八
 十。此時軍士六萬と云
 ふ。然れども雄略
 の時、然れども雄略
 夷を以て三韓を征
 せんとして六萬の兵
 すれば、六萬の兵
 は多きに過ぐ。固
 より信ずべから

新羅との交戦、止むときなし。百濟は新に破れたるの國にして、殆ど獨立の力なきに、日本は之を助
 けて高麗と争へり。斯の如く天智の時の大敗軍に至るまで、歷朝の政策、一に任那の回復にありしが、
 任那回復の大行軍の第一回は、先づ繼體天皇の二十一年に始められたり。將軍は近江毛野臣にして、
 目的は任那の爲に、新羅が侵略せる南加羅・喙・己吞を回復せんと欲するにありき。
 三韓九州に據つて叛す
 此時に方つて、九州はまた既に日本武尊征服の時と同じからず。景行天皇以
 前、九州の憂は重に大和朝廷の縁族によりて統御せられたる熊襲の背叛にありて、叛者は多く日・薩・
 隅の襲の國に在りき。今や然らず。三韓の勢威大なるに従つて、九州の西岸、最も多く其の刺撃を蒙り
 たらば、筑紫の國は最早や無人の地にあらざして、最も獨立の氣象あり、叛志に富める强悍なる人種
 の巢窟となれり。應神の朝、元勳佐命の臣武内宿禰が、自から九州に下りて、筑紫の地を鎮守せるを
 見れば、如何に九州の形勢の早く變じたるかを見るべし。爾來二百餘年、三韓の事愈急にして、大和
 の豪族名門、數ば韓土に下り、筑紫に土著するによりて是等叛志に富める、强悍人種は、各々其部屬
 として收められたり。而して朝廷三韓を征するの時も、大將は中國より下るも、兵士は多く筑紫の土
 人を用ふるの故を以て、其武幹益々發達せり。斯の如くして大和附近の民が王朝の權威に服せられつ
 つある時、彼等は忠義の何たるを知らず。屈服の何たるを解せず。野性縱横に發達せり。柔媚なる大

和の天地山川が、其朝廷に戀と和歌とを教へつゝあるの時、彼等は澎湃の大波を凌ぎて、遠洋に奔るの道を學べり。大和附近の民が漢土宮廷の風を知りそめたる朝廷のために、夫役に勞かれ、國造縣主の收斂に苦しむの時、彼等は擅制なる豪族の翼の下に於て、比較的に安全に保安せらる。彼等は朝廷を去る遠きの故を以て、最も多く野性的の自由を有し、最も多く大陸文明に接近するの故を以て、最も多く新事を知る。故に朝廷の權大なるや、彼等甘んじて其爪牙となるも、朝廷の權衰ふるや、關を閉ちて獨立す。故に景行以後に至り、熊襲の族は叛服常ならずと雖も、朝廷は之を省みるに暇あらず。僅かに其の心の和ぎて、時に隼人を朝貢するを以て足れりとなし、最も多く筑紫を憂とせるなり。斯の如くして筑紫は應神以後繼體に至る二百年間は、殆んど徳川氏が二百五十年間、九州雄藩の廢置を試みざりしが如く、治外法權の地として、識認せられたり。而して近江毛野が任那のために新羅を討たんとして下向するや、此治外法權の地より、一大叛將を出だすに至れり。磐井是なり。磐井は筑紫の國造たり（國造の故地は筑後國御井郡府中にあり）久しく三韓と私に相通じて、其文物を習ひしもの、如し。生前墓墳を立つるに高さ七丈周り六丈。其墓田南北各六十丈、東西各四十丈、石室石棺の巾三間に至り、石楯石人各六十個を以て之に配し、軍陣の狀を爲す。屋室器甃、宛として一大朝廷の如く、勢威四近を壓し、陰に九州を經略して、筑紫の海を限りとして獨立し、以て三韓の貢物を

舊事本紀に筑志國
造は志賀高穴種朝
（成務）に阿倍臣の
同祖大彥命五世の
孫田道命に國造を
定め賜ふと見ゆ
磐井の墳墓のこ
と筑後風土記に
見ゆ

受けんと欲す。然れども其の機を得ずして躊躇せしが、近江の毛野臣が征韓都督として下向し、磐井も其催促に従つて兵士穀料を出さざるべからざるに至り、鬱々たる時、魏晉六朝の間に國を保ち、遊説反間の大陸的外交に慣熟したる新羅は、此機を外さず、盤井に賂し、近江の毛野臣を、先づ筑紫に拒がしめんとす。繼體天皇の二十一年六月、磐井遂に新羅に通じ兵を擧げて大和朝廷に叛し、内は火（肥前肥後）豊（豊前豊後）の二國を奄有して、朝貢修職を禁じ、外は日韓交通の要津を扼して、海外の貢賦を奪ひしかば、毛野臣の軍逗撓して進む能はず。朝廷乃ち大伴の大連金村・物部の大連・許勢の大臣男人等に命じて、磐井征伐の議を定め、物部の大連鹿鹿火をして西征大將たらしむ。鹿鹿火二十二年の十一月筑紫に下りて、大に御井郡に戦ふ。磐井敗北して、其行く所を知らず。斯くて毛野臣は漸く韓土に達するを得たり。

新羅百濟日本に離叛す

然れども毛野臣の行は、以て日本の聲威を爲すに足らざりき。三韓は大陸文明の影響によりて智巧漸く進み、殊に魏晉六朝兵亂の餘を承けて、國民の武力大に發達したること猶ほ日本の國力が神后・應神の時にあらざるが如し。其年々日本に朝貢するは、最早や藩屏の禮を表するにあらず。善隣相酬ゆるの義に外ならざりしなり。然るに朝廷海外の事情に通ぜず。飽までも神后征服時代の殘夢を信じ、一片の詔勅、新羅をして惶懼して命を聽き、任那の侵地を返さしむるを得べしと

*奈麻禮は新羅の官名にして大官にあらず。

*毛野臣の失政、調吉士の告ぐる所となり、招かれて國に歸り、對馬に病死す。

…天皇の元年、都を大和の勾金橋に遷す

*今の上總の夷隅郡

天皇七十歳にして崩す。

三韓の離叛 後宮勢力の發達

信ず。之に加るに近江の毛野臣、傲狼にして治體に閑はず。争でか事なきを得んや。毛野臣既に安羅に使するや、新羅に勸めて、更に南加羅・喙・己吞を返さしめんとす。新羅其小吏夫智奈麻禮・奚奈麻禮を遣はして毛野臣に安羅に會せしむ。此時百濟は日本に依頼せるに係らず。其將軍また毛野臣の尊大にして禮なきを憤つて歸る。已にして任那また朝廷に奏請するによつて、更に毛野臣をして、百濟・新羅に勅して任那の侵地を興復せしめんとするや、二國の王、來らず。小吏をして會せしむ。毛野臣大に怒つて曰く、小を以て大に事ふるは天道なり。二國の王何が故に天皇の勅を輕んずる乎。已に此無禮を爲す。縦ひ王自ら來るも、吾敢て勅を傳へず、必ず之を逐放せんと。此に於てか新羅改めて其上臣伊叱夫禮智干岐をして兵三千を率ゐて、來つて勅を聽かんと乞はしむ。是れ明に威嚇なり。毛野臣遂に退きて、任那の己叱己利城に入つて保す。相對する三月、新羅の上臣遂に四邑を抄掠して、其の人民金錢等を携へて歸る。已にして毛野臣また失政ありて、民心を失す。任那の民私に新羅と百濟とに請うて、其兵を招くものあり。毛野臣遂に戰つて破れ、また二國のために任那の五城を抜かる。斯の如くして内には大伴氏が任那に偏聽するの政策により、外は使臣の失政により、韓土益我に遠ざかる。

後宮勢力の發達

外にありて國威の退歩する時は、内にありて後宮の勢力の初めて歴史に現るゝの時な

りき。初め大伴の金村の繼體天皇を擁立するや、前帝の皇子なかりし例を數へて、手白香皇女を皇后となさんことを請ふ。繼體天皇遂に之を聽し、別に八の妃を納れしと雖も、手白香皇女によりて生れたる勾大兄皇子帝位に即く。之を安閑天皇とす。故に安閑天皇は大伴氏と婚嫁の縁なしと雖も、大伴金村を稱して伯父と稱するに至れり。安閑天皇、膳臣大麻呂をして、名珠を伊甚の國造雉子直等に求めしむ。雉子直等躊躇す。大麻呂即ち之を縛して京に入りしに、雉子直等恐懼して、走つて後宮の内寢に入る。皇后之を知らず内寢に入りて大に驚き、且つ之を怒る。雉子直等即ち其の伊甚の屯倉を奉つて罪を贖ふ。而して大伴金村また後宮の權漸く大なるを見て、早くも之に媚ふ。一日天皇、金村に問うて曰く、朕數婦を納るゝも今に至つて嗣なし。萬歳の後朕の名絶えんことを恐る。伯父何の計かあると。大伴金村即ち皇后及び次妃のために屯倉を立て、各其名を後代に傳ふべしと奏す。之によりて後宮の屯倉、所在に遍く、而して國內事なきこと久しく、民兵禍を知らず。加ふるに耕農の術大に進み、戸口繁殖、人烟四方に起る。翌二年筑紫・豐國・火國・播磨・備後・阿波・紀伊・丹波・近江・尾張・上毛野・駿河の諸國に、各一個、若くは數個の屯倉を置きて、天領とす。之より天子の采邑天下に遍ねく、民田と相犬牙す。また牛を難波の大隅島と媛島とに放つて、天領とし、また諸國に犬養部を置きて、天皇直轄の民を増す。大伴の金村一代の政策は、實に皇家、富を欲

三韓の離叛 後宮勢力の發達

するの心と、後宮の勢力に投じて其位を固むるにありき。

大伴物部の二氏相争ふ

已にして安閑天皇の崩ずるや、また皇嗣なきが故に、群臣繼體を擁立したる故例を追うて、安閑天皇の弟武小廣國押盾尊に劍と鏡とを奉りて皇位に即かしむ。之を宣化天皇とす。宣化天皇は性質和平、人と争はず。其后小田の皇女に政治を一任せしかば、繼體以來發達し來れる外戚、更に一層の勢力を加ふ。是より先き政權漸く大伴氏に歸し、物部氏は兵權の一部を有するに過ぎざりしに、宣化天皇即位の年より大伴氏の權勢益大を加ふ。此時磐井を討つて武名を得たる鹿鹿火は死して、物部氏が保てる武權すらも亦大伴氏に歸し、新羅亦任那に寇するや、大伴金村の子磐と狭手彦とをして之を救はしめたり。而して磐は筑紫に止まりて國政を執り、徵發に應じ、軍防を司り、遂に三韓に備へ、狭手彦は往きて任那を鎮め又百濟を救ふ。斯の如くして内政外交文武の權全く大伴氏に歸す。物部氏平なる能はず。宣化天皇崩じて欽明天皇立ち、幾何の兵、能く新羅を征服し得べきかを左右に問ふや、物部大連の尾輿、大伴氏の過失を數へて曰く、今は區々の寡兵決して征服し易からず。昔繼體天皇の六年、百濟使を遣はして上表し、任那の上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁の四縣を得んことを請ふ。任那は三韓に於ける我朝立脚の地、然るに大伴の金村輒く表請によつて求むる所を許す。是より新羅の我を怨望すること積年、而して我立脚の地なきがため征戰容易ならざるなりと。

*四年天崩崩す壽七
宣化天皇崩す
欽明天皇は幼
年に崩す未だ政事
に期はざるを以て
山田皇女をして百
濟を決せしめんと
辭す

りと。金村此彈劾を聞き、怏々として樂しまず。住吉の宅に退き、疾と稱して朝せず。天皇、青海の

夫人勾子を遣はして、慰諭懇懃を極む。然れども大伴金村是より用ひられずして物部氏漸く跋扈す。

斯の如く大伴物部の二氏相争ふ間に、蘇我氏は已に婚を皇室に通じて、其根を張りつゝありき。欽明

天皇に五妃あり。兩妃は皇后の妹にして、他の兩妃は蘇我大臣稻目宿禰の女なり。長女は堅鹽媛と

云ひ、七男六女を生み、次女は小姉君と云ひ。四男一女を生む。斯くて蘇我氏は大伴物部の争を傍

觀しつゝ、其子馬子の爲に物部氏の女を娶りて、益勢力を固めて、他日の變を待んとす。

任那回復の政策 斯かる間に、日本は朝鮮に於て益々其勢力を失ひ、新羅の勢力全韓に振ふ。蓋し百濟

新羅・高麗は應神天皇の時より日本に歸服すと雖も、同時に彼等は日本よりも勝りて仕ふべき國とし

て、相競争て支那にも朝し、高麗は魏の孝文帝の時より、新羅は晋の孝文帝の咸安年中より、各々其

封冊を受け、六朝相尋ぎて三韓を藩屬として優待し、百濟は晋より使持節都督百濟諸軍事鎮東將軍百

濟王の封冊を受け、新羅は北齊より使持節東夷校尉樂浪公新羅王の封冊を受く。此に至りては復た邦

人の空拳を以て制すべき時にあらず。中にも繼體天皇の頃より新羅の勢力、自餘の列國を凌ぎ、繼體天

皇の頃となりては、其國君の名なる尼師今・麻立干・尼西干・次々雄等の稱呼を廢して、公然、新羅國王

と稱し、國憲を定め地方制度を起し、諡の制を初め、綱紀肅然また舊時の蠻國にあらず。故に是より

三韓の離叛 任那回復の政

百濟人已知部歸化
村に居らしむ郡山
都を大和の磯城郡
磯城島に遷す
秦人漢人等諸蕃の
歸化する者を國郡
編入せしむ籍人に
戸數七千五百十三
を以て秦作
造となす
秦大津父をして大
藏の司たらしむ
五年、肅慎人、舟
に乗て依波に上り
掩留して去らず
六年、倭臣、巴
提使を百濟に遣
はす。歸るに及び
打つて虎を殺す
九年、三百七十人

を百濟に遣はし
むけて城を築かし

十二年、百濟王に與
石を百濟王に與
授兵と共高麗を
撃つて漢城を得、
高麗に略せられた
地六郡を回復
す。千岐は位號を云

二十三年、新羅遂
に全く任那を亡ぼ

同年新羅使人止ま
つて歸らず歸化し
て河内の更科郡鶴
野邑に居る。
二十六年、高麗人
頭霧明・耶陸等歸

三十一、二年、欽明天皇
桑略記の條に據り、
文を引きて豊前縣起
形池邊の民家の子
三歳にして神託を
受くると稱して曰
く我は八幡神の代
也國々所々に神
也垂跡す又八幡初
峯に顯れ後今形
小倉山に移す今
佐宮是也と云ふ。
欽明天皇を字佐宮
八幡大神と云ふ。
三十二年、天皇崩
ず。壽六十三。

三韓の離叛 任那回復の政策

先き、新羅と共に日本の勢威を輕んじたる百濟も、今や新羅を抑へんがため益日本に心を寄せんとす
るに至れり。大和の朝廷、此形勢の變を知らず。一片の空文を以て、新羅の爲めに略奪せられたる任
那の故地を回復し、任那をして三韓の外に立つこと、以前の如くならしめんことに力む。而して百濟
は此時、新羅と對抗せんと欲するの心あるがために、任那回復の詔を拜受して、安羅・加羅・多羅の
諸早岐と、任那日本府の吉備臣とを百濟に招きて曰く、如何にして任那を回復して之を建てんとす
乎と。加羅・多羅・安羅は任那の部落なり。其早岐等、新羅を恐れて曰く、任那の回復は祇んで教旨を
受くと雖も 任那は新羅に接近す。恐らくは卓淳等の禍の如く覆滅を蒙らんと。百濟王之を懲慙し
て恐るゝなからしむ。然れども亡國の民、已に風聲鶴唳にも恐る。何ぞ自立の志あるを得ん。安羅
私に情偽を新羅に通ず。是れ實に、安羅在留の日本府の鎮將河内直等が、吉備臣・的臣と共に、任
那の事大黨、移那斯・麻都に阿附して、新羅を謳歌せるに出づ。是に於てか百濟王再三上表して、河
内直等が任那に在りて新羅の衣冠を戴く間は、決して回復の業を遂げ難きを云ふや、朝廷即ち詔し
て曰く、的臣等が新羅に往來するは朕の志にあらざり。然れども百濟にして任那を建てなば、移那
斯・麻都も自然に退かんと。任那回復を以て、一に百濟に一任するもの、如し。而して百濟が的臣・
河内直等を招くや、彼等答へて曰く、天皇新羅王に會して任那の復興を議すべしと命じたるも、未だ會

て百濟王に聴くべしと云はずと。斯の如く往來五年、遂に一事を爲さず。蓋し多年外交の衝に當れる
大伴氏其權を失して、木強なる武士、物部氏之に代り、蘇我氏未だ外交の衝に當るの勢力を有するに
至らざるが爲め、外交の術なかりしがためのみ。已にして安羅更に使を高麗に通じて其の兵を招きし
かば、高麗、百濟を犯す。百濟數ば使を遣はし、奴隸を獻じ、土宜を奉りて、日本の援兵を得て、四
境を守り、併せて任那を復興せんことを請ふ。是に於てか欽明天皇の九年十月初めて三百七十人の兵
を百濟に貸して、城を得爾辛に城かしむ。かくて十二年百濟進んで高麗を撃つて、漢城の地を得、更
に進みて平壤を討ち六郡の故地を回復す。されど此の一勝は翌年却つて高麗をして新羅と合從せしめ
しかば、百濟の形勢却つて一層の危険を加へ、愈日本に依頼するの志を切ならしめ、聘使、往來
途に相望む。日本國民の精神に大變動を與へたる佛教は、斯の如き形勢に際して奴隸方物等の獻品と
同じく、貢獻として百濟より日本に贈りたるものなり。事は欽明天皇の十三年にあり。

第七章 宗教的黨争 (神武紀元一千二百年よ)

佛教の渡來

佛教の初めて印度に起るや、我孝昭孝安兩天皇の間にあり。印度の地、日光強烈にして氣候炎熱、猛獸毒蛇の威恐るべく、巨木奇草の觀驚くべく、日星河岳の景嘆美すべく、自然の勢力は其の偉大を極め、人類をして自ら自然力を恐怖して、鬼神の權現せるものと信ぜしめ、而して其の暑熱の氣候によりて萬物の生成變化、須臾にして成るを見て、人類の生死を以て萬物の變化に比して、靈魂の不滅と他生あるを信するに至らしむ。故に印度人民は世界に於て最も想像に富み、最も鬼神に富みたりき。耶蘇紀元前二千年、一種のアリヤン人種、來りて漸次ガンヂス河邊の土民を征服し、其人種の誇によりて土民と婚を通ぜず、勝利者の中にもありても、また系統を重んじて階級を作りしかば印度人民は最下の劣等人種として奴隸の如く待遇せられたりしが、自然が興ふる想像力と鬼神とは、空しく征服者を保護して鬼神ならしめ、被征服者を慰安する宗教を築き、人は唯だ此世の難行苦行を重ぬれば、來世に幸あるべしと教ふるに止る。斯かる敢果なき社會より厭世の福音の出で來るは自然の勢にして、ヒマラーヤの大岳を蒼空に望む、最美最秀の地を占めたる淨飯王の家に生れたる悉達太子は、實に其人なりき。悉達太子の生る、耶蘇紀元前五百五十八年前にあり。少時より聰明にして慧心、當時の哲學に通じ、其武技も亦國主の太子たるに耻ぢず。王子公孫の美貌を具へ、其父母中心の誇榮にして、年十一、從妹耶輸陀羅を娶りて一時の榮華を極めしが、歡樂極つて哀情多く、昨日の少年今は白頭となり、榮華の子、須臾にして老死の襲ふ所となるを見ては、人生運命の問題は忽ち高慢なる公子の心を傷め、遂に宮廷を捨て、當時の宗教家に從遊し、幾多の苦行を試みたるも、心中の安慰を得ず。遂に婆羅門教の恃むべからざるを察して、自ら一新創見に到著す。彼れ思らく、人生は情慾の結果なり。故に痛苦悲哀は人生の免れざる所なり。苟も痛苦悲哀を免れんとせば、情慾を打破せざるべからず。情慾を打破するは唯だ一切の人事をすて、寂滅涅槃に入りて之を得べし。涅槃に入るに方つては、萬民一切平等にして佛たるべしと。彼れ絶望の中に希望を求め、不平等を怒れるの人心を、墓の彼方に慰めんとす。彼れ固より一新宗教を建設すべしとは思はざりき。然れども人生の不幸を憐みては、勢己の安心立命の見を説かざるべからず。己に従ふの士を集めては、己を誘ふものを諭さるべからず。斯の如くにして佛教起りしが、傳道の後四十五年、足跡曾てガンヂス河邊百五十里を出でざる悉達太子の佛教は遂に婆羅門教に代りて一國を風靡せしが、後七百年、婆羅門教徒再び起つて佛教徒に大迫害を加へて、之を印度より一掃す。其漢土に入るや漢明帝、郎中蔡愔及び秦景を

宗教的黨争 佛教の渡來

出雲に植られたる蒙古人種の間には「よみの國に入る」と云ふが如き語ありて死者の國に關する思想を示めし此思想は遂に全く滅したるものゝ如く跡を止めざり

天竺に遣はして四十二章經を求むるに始まり、傳へて百濟に入りしは欽明の六年にして丈六の佛像を作りて國土の安穩福惠を祈りしを見て、當時の佛教の小乗なりしを見るべし。即ち小乗と雖も、日本に傳へらるゝに至りては一道の新光なりき。之より先き日本國民は、殆ど來世の思想を有せざりき、國初の天孫人種は天を祭るの儀式を有したりと雖も、固より今日の宗教なるものに通有せる未來の思想に由來するものにあらず。之を上にしては天照大神、新嘗祭の時自ら天を祭りたるを始として、神武天皇が大和を平定せんとせる時、天の香久山の土を以て天の平瓮八十枚を作りて、天神を祭りしに至るまで、之を下にしては蛇牛を拜し、狐狸を祀る土蠻に至るまで、日本國民の宗教は、神威を恐れ福禍を祀る現世的の思想の外に出でざりき。已にして崇神の頃よりして宗教思想に一新傾向を生じ、祭天の風に止りし貴族の宗教思想も、また漸やく民間の宗教思想の感化を受け、天神の外、幾多の神を畫き、遂には人を以て神とするに至りたり。人を以て神とするは、其人の靈魂を祭るものにして、未來の思想の幾分を示めすが如しと雖も、唯だ偉人の靈を後世までも威靈ありと爲すに止り、來世と云ふ一世界ありとするものにあらず。ユダヤ人すらも舊約時代には未來の思想を有せざりしほどなれば、人心必然の經過、斯の如くなるのみ。故に其の宗教は極めて幼稚、而して極めて國民的ならずして地方的なりき。

雄略の時天田の堤を築くに人を沈めとて河伯を祭るべしと云ふが如き語ありて死者の國に關する思想を示めし此思想は遂に全く滅したるものゝ如く跡を止めざり

佛教の採否、進歩保守兩黨の争となる

國民固有の宗教此の如くなるに方りて百千の難境を経て練磨せられ

たる佛教の入り來るや、恰も系統なく秩序なく、國民の形を爲さざりし土蠻が神武の來襲に遇ひたるが如し。且つ三韓は久しく文明の紹介者として信ぜられたり。文明と共に入り來る宗教に對しては我固有の文明を以て敵すべきものなかりしなり。故に百濟聖明王が欽明の十三年に、釋迦佛の金銅像・幡蓋・經論を上り、別に上奏して其功德を述べ、無量無邊の福徳を生ずとなすや、欽明天皇大に動きて曰く、是れ未だ會て聞かざる所なりと。然れども採否に至りては惑ふ所あり。即ち群臣を集めて之を議せしむ。是れ實に朝廷の保守黨と、進歩黨とをして相紛争せしむるの端緒なりき。當時、威權中外を傾けたる大伴氏は、其武權を物部氏の爲めに剝かれ、其文權は宮廷と戚姻を通じたる蘇我氏の爲めに奪はれ、殆ど一の武將となりて政治の外に追はれ、今は朝廷の權、全く物部氏と蘇我氏との爲めに占有せらるゝに至れり。而して蘇我氏は文權を握りて三韓應接の衝に當りて、自然に中外の形勢事宜に通じたれば、其の思想の自由開潤なる、武邊一方の物部氏と相同じからざるものあり。欽明天皇の二十三年、大伴の狭手彦が高麗を伐つて珍寶婦人及七織帳を得て還り、その七織帳を天皇に奉り、其甲二領、金飾刀一口、銅鑲鐘三口、五色幡二竿、及び二人の美人を蘇我の稻目宿禰に與ふるや、稻目宿禰二人の女を納れて妻となしたるを見て、彼が中外の關係につきては、極めて自由なる

思想を有したるを知るべきなり。之に反して物部氏は外交の事情を知らず。三韓は我附庸たりと云ふの外、外國文明の形勢如何を知らず。故に中外の關係につきては、自から迂濶狹隘を免れざるものありき。斯の如く其思想の相異なると共に、蘇我氏は宮廷と戚姻を連ぬるの故を以て、權勢を占めて舊家を凌がんとするを見て、物部・中臣等の舊族は疾視して已まず。必ず之を倒さんとして其の機會を待てり。已にして佛教採否の議朝廷に起るや、稻目宿禰は即ち曰く、西蕃諸國皆此の佛を禮す。日本獨り拒ぐの理なしと。物部の大連尾與、中臣連の鎌子は即ち曰く、我國恒に天神地祇一百八十神を祀る。今改めて蕃神を拜せば、恐らくは國神の怒を招かんと。此時に方つて蘇我氏の勢力は寵臣の勢力にして、權臣の勢力たらず。天皇の心を動かすも、尙ほ天皇をして物部・中臣の重臣を却けて、己の意見を取らしむるほどに強からざりき。天皇即ち兩派の議論を仲裁し、佛を朝廷の神とせず、蘇我氏に附して試みに之を禮せしむ。稻目宿禰大に悦び跪坐して之を受け小懇田の邸に安置し、向原の宅を捨て、寺院となせり。已にして疾疫流行して人民死亡するや、物部尾與・中臣鎌子二人は之を機會として天皇に奏して曰く、是れ佛を禮する者あるがためなり。宜しく早く之を投棄せしめて、禍患を避くべしと。此時天皇已に專制君主にあらずして、重臣權臣に擁せられんとせし初めなりければ、物部・中臣が口を齊へて奏するには反對すべくもあらず。其奏するがまに、佛像を難波の堀江に投棄せしめ、

火を寺院に放つて之を燒滅せしむ。然れども是れ天皇の志にあらず。天皇實は稻目と心と同じうするものなり。故に其後茅渟海に梵音ありて、雷の如く響き、光彩日月の如きものありとの奏上に驚きて、溝邊の直をして海に入りて此怪を求めしめ、其の樟樹なるを見て、畫工に命じ佛像二體を造らしむ。天皇、蘇我氏と心と同じうす。是れ蘇我氏が僅に自ら慰むる所以也。蘇我氏の權、物部・中臣兩氏に及ばず。是れ蘇我氏の陰忍して敢て發せざる所以なり。然れども此の間に蘇我氏は凡そ文明を刺撃すべき外國の事物に通曉せる、若しくは之れと并行すべき新なる勢力と見なすべきものを多く其の自由廣潤なる大傘の下に集めたり。而して國朝變革の氣運に向へる時に於て、此新勢力は決して侮るべからざるものなりき。斯くて思想に於ても、地位に於ても、新舊相異なる二個の黨派は隱然、相對峙して互に機會を窺ふ。

百濟表へて新羅盛也

斯かる間に三韓の危機は日夜に迫り、欽明の十三年、百濟、新羅に攻られて漢城と平壤とを失し、十四年に使を發して日本の救を求め且つ云ふ、高麗、新羅と通じ、日本の援兵未だ至らざるに乗じて、任那と百濟とを亡ぼさんとす。朝廷其請を容れて援兵を與へんとし、其の報として醫博士・易博士・曆博士・卜書・曆書・藥物を求む。援兵未だ出でず。百濟の王子餘昌、一國の精英を擧つて高麗に向うて戰を挑む。當時の戰法は東西共に異なることなく、選擇せられたる戰士の戰な

*鏡は訓にくすみ、
詳説文に鏡は未
鉦となす此の類の
ものか。

*百濟の軍敗る、
餘昌出家して僧道
を祈らんとす、
父王の冥福を
之を諫め國人一
人を度して之に代

宗教的黨争 百濟衰へて新羅盛也

りき。高麗の軍の先陣中に五騎あり。其二騎は鏡を挿し、其二騎は豹尾を挿し、其一騎は頸鎖を着く。五騎轡を連ねて百濟の先陣に來りて曰く、小兒等云ふ吾が野中に客ありと、如何ぞ迎へて禮せざるを得ん耶。請ふ速に禮を以て答問すべきもの、姓名・年齢を知らしめよと。ダビデ・ゴリヤス時代より、源平時代に於ける名乗合の一騎撃は實に東西共通の風俗なりき。戰已に始まるや、餘昌掩撃して高麗を破る。十五年百濟を援けんが爲、九州の軍士一千、馬一百を發し、内の臣・佐伯の連等、自ら之を率ゐ、四十艘の舟に乗じて進む。百濟大に勢を得、一舉して新羅・高麗を滅ぼさんと欲し、更に九州の軍士を増發せんことを乞ふ。王子餘昌、亦自ら兵を發して新羅に入る。適新羅人、百濟の馬飼の奴、苦都に募りて、私に百濟王を殺さしむ。百濟の軍爲に潰ゆ。是より百濟益々日本に依頼し、其太子を質として朝廷の歡心を買はんとす。是より朝廷益々新羅を憎み、二十二年新羅の使至るや、禮遇前年に滅せしかば使者怒つて歸る。己にして同年また諸國の使者、難波の大郡に會するや、司賓、新羅の使、奴氏大舍を百濟の下に列せしむ。奴氏大舍怒つて館舎に入らず。直ちに船に乗じて穴門に至る。穴門は今の長門なり。適工匠河内の馬飼の首、穴門の館舎を修治しつゝあり。新羅の使者を給き大言して曰く、是れ西方無禮の國に罪を問はんとして出師の準備を爲すなりと。使者大に驚きて國に歸る。是より新羅益我より疎隔し、遂に意を決して任那を滅ぼして、日本の官家を取り、陰に深く

日本に備ふ。

我が軍新羅を攻めて大敗す

大和朝廷、海外の事情に通せず。初め任那回復を主一の目的として三韓と争

ひ、中ごろ任那を回復したるも其名のみにて、實は百濟の擅有するところとなる。而して今は百濟を助くるを名として、新羅と争ふ。而して新羅猶ほ陽に聘問をたゞずして、好情歡心を得んことを欲するも、朝廷其無禮を怒り之を拒みて容れず。欽明天皇の二十三年、紀の男鷹の宿禰をして兵を率ゐて哆唎より出で、河邊の臣瓊缶をして居會山より出で、共に任那に會し百濟と謀して新羅を攻めしむ。新羅我が軍計を知り卒に大兵を起して之を拒ぎ、却つて敗れて白旗を揚げて降を乞ふ。河邊の臣瓊缶、白旗の降旗なることを知らず。自ら亦白旗を擧げて進みしかば新羅の軍、河邊の臣瓊缶を以て力盡きたりと爲し勇氣を回復して奮闘し、大に日本の軍を破り、河邊の臣瓊缶・其妻甘美媛・其部將調吉士伊企儼以下男女、擒斬せらるゝもの甚だ多し。新羅の將、河邊の臣瓊缶を縛して之に問うて曰く、汝生命を惜しむか、汝の妻を惜しむかと。無學にして耻なき河邊の臣瓊缶は答へて曰く、何ぞ一女によりて禍を取らんと。新羅の軍士、遂に衆人の目前に於て甘美媛を辱む。新羅の將、更に刀を以て伊企儼の首に擬し、其尻脛を日本に向けしめて曰く、日本の王、我臍脛を食へと叫ばゞ即ち免さんと。伊企儼聲に應じて叫びて曰く、新羅王我臍脛を食へと。遂に屈せずして殺さる。其子其姪また其

宗教的黨争 我が軍新羅を攻めて大敗す

屍を抱きて死す。己にして河邊の臣瓊弁、其妻の放たれて歸るを見、喜んで之と語らんとす。其妻之を拒みて曰く、先には君輕しく妾が身を賣りしにあらざるや、今何の面目ありてかまた相遇はんとする乎と。斯の如くして男女兩性の愛國者殉國の慘事は、詩の如く歌の如く國民を鼓舞して、尙武好戰の心は、敗軍と凌辱の爲めに熱化鍛鍊せられて、高尚なる愛國的氣象勃然として起り、油然として廣布したり。是れ日本國民の敵愾心が事實の上に起りたる最初なりき。斯の如く新羅の征戰は敗軍に終りしと雖も、高麗に向へる大伴連狭手彦等は、百濟の策によりて高麗を破り其王宮に入つて珍寶貨財等を得て歸る。

貴族生活の進歩

斯の如く敗軍にも、勝利にも三韓は日夜に兵馬の巷となり、生民遑々として席に安ずるの暇なければ、各々安全の國土を求めて生を托せんと欲するもの多く、日本の勇武にして而かも韓土の文物を重んずるを耳にし、新羅・高麗の民、歸化するもの續々として絶えず。然れども此時に方つてや、日本もまた彼等が思ふが如き安樂國土にはあらざりき。欽明天皇の二十八年には諸國大水ありて年穀登らず。餓饉道に横りて人相食らふに至れり。之に加ふるに貴族の生活は、韓土文明の刺激によりて頓に一大變化をなし、雄略天皇の朝初めて樓閣を城きたるに、今は樓閣は貴族間の普通の居室となり、神功・應神の朝に魏朝と交通するや、疎雜なる綺は日本を代表したる贈遺として珍重せられた

*此項は貴族の名漸く物象的の名より有意義の名に移りしも、尙ほ蘇我の

馬子、許勢の猿、吉士の赤鳩、坂田の耳子等の如くな

るに、今や錦繡の衣服は貴族間普通の禮服となれり。神功皇后征韓の前後は朝廷の器物も、多くは土器にして然かも紋彩なく、光澤なき土器なりき。征韓の役、陶器師を携へて歸りしがため、多少の進歩を爲したるも、猶ほ土器の時代を離れざりしに、今や青銅・銅鐵の器具は、王公の間には普通なるに至り、陶器にも銅器にも印度様の緻密なる紋彩を附するに至れり。頭髮を露はしたる貴族は唐冠を被るに至れり。斯の如くして生活の程度は進歩と云ふよりも全く一變したり。且つ大和朝廷の榮華を樂しむ幾百年、皇族は彌が上に重なり、貴族は珠數の如くに聯なり、皇領の人民、貴族の土地、到る所に増加したりき。斯の如く貴族の生活は上り、遊手、他人の勞働に衣食する人種を増加したりと雖も土地の生産力之と共に増加するにあらざれば、人民の負擔は之がために層一層の重味を加ふるに至れり。此に於てか彼等は謀叛するか、然らずんば逃散するの外なし。彼等は謀叛せんには餘りに微弱なりき。彼等と貴族の關係は、貴族平民の關係にあらざり主人と奴隸の關係なり。彼等は國民となるに先ちて優等人種に征服せられたり。其子々孫々は、生れざる先より、主人に服従すべく先天の命令を受けたり。彼等は唯だ逃散の一方あるのみ。實に逃散は國家、軍役に勞れ、貴族、榮華を夢みんと初めたる欽明の三十年頃より始まる。然れども當時、交通の範圍狭くして逃散の術もまた疎なれば、彼等は支那の流民の如き潮を作る能はず。久しからずして本土に引き返され、源平の前後まで糞土の中に生

敏達天皇は欽明の第二子也

敏達天皇の元年高麗の使來る諸史を會して其表疏を讀みしむる能はず蘇我稲目が擧げて船載したる玉辰爾ありまた高麗の表、鳥の羽に記し、何人も之を讀む能はず王辰爾之を飯氣に蒸して、帛に寫して讀む。

人其國の陰秘を明さんことを恐れて私に之を殺す。朝廷其能を捕へて日羅の遺族に殺さしむ。十三年、難波吉士木連子等新羅に遣はす。百濟を惡むの情によりて、新羅を容るゝの心となりしを見るべし。

宗教的黨争 物部中臣聯結し蘇我氏と争ふ
を埋むべき運命の中に裏まれたり。

物部中臣聯結し蘇我氏と争ふ
斯の如き憐むべき平民を足下に蹂躪して貴族は族黨を分つて、公然政權の争闘を始めたなり。蘇我氏と物部氏とは欽明天皇の朝より相窺ふ。されど蘇我氏は寵人の地に立ち、物部氏の如き聲望なきが爲久しく黙したり。然れども今や勢力は十分に植ゑられたり。欽明の崩じて敏達の立つや、佛法を信ぜずして書史を愛するに係らず。其七年、天下に令して六日に一回、生物を放つべしと命令せるを見ては、滿朝の重臣、多くは已に佛教に歸依したりし事情を推察するを得べきなり。武名高き物部の尾輿死して其子守屋之に代りて故の如く大連となり、蘇我氏にありては沈重なる稻目死して驕傲なる馬子之に代りて大臣となりたれば、雄族相争ふの禍機は愈熟したり。國內の形勢斯の如くなれば外政は自ら縮まり、華北國造の子にして百濟に仕へたる日羅が、百濟が日本の重恩に背き、却つて日本を窺ふの情を告げ、之に對するの軍略を述べたるにも係らず、對韓の政策は一も講ぜられず。唯だ百濟を愛するの情を翻して、新羅に向けたるに過ぎざりき。已にして十三年、百濟に趣ける使臣二人が佛像を携へて返るや、馬子請うて之を受け、四方に使を發して佛道を修業せるものを求め、還俗僧高麗の慧便を播磨に得て之に師事し、司馬達等の女島、漢人夜菩の女豊、錦織壺の女石の三人を得度して尼となし、佛庵を邸内に起して、大に讀經齋會を設け、翌年また塔を大

野の丘北に起すなど、百方力を盡せしかば、佛法は禍を避け幸を得んと欲する貴族社會の一大勢力となれり。物部の守屋堪ふる能はず。中臣の勝海と共に天皇に迫つて曰く、何が故に臣等の言を用ひずして佛法を許す乎と。更に疾病天下に蔓延するを引きて、佛法の速に絶滅せざるべからざるを奏す。天皇遂に之を許すや、守屋自ら蘇我氏の寺に至り、胡床に坐して兵を揮き、其塔を斫り倒し火を放つて之を焼き、また三人の尼を捕へ、其衣を奪うて、市上に撻つ。撻られたる尼の首長は、僅に十一歳の少女なりき。迫害は餘に殘忍にして、傍觀者をして寧ろ之を憐むの念を生ぜしめたりき。此後久しからずして痘瘡蔓延、死者道に横はり、之を病むもの身焼かるゝが如くに熱く、打たるゝが如く痛むや、老少相語つて曰く、是れ佛像を焼くの罪なるべしと。佛教回復の機は早く民心の中に萌しつゝありき。是に於てか馬子更に精舎を立つ。已にして敏達の崩ずるや、群臣殞宮に入りて之を哀しむ。守屋、馬子が刀を佩きて哀むを見て笑つて曰く、獵矢を負へる雀の如くならずやと。馬子、守屋の手足の震ふを見て嘲つて曰く、何ぞ卿の身に鈴を纏はざると。守屋の手足の震ふはその故あり。敏達崩御の後は蘇我氏の女の生める天皇なきを保せざればなり。果然敏達天皇の崩ずるや皇弟用明の世となれり。用明天皇は稻目の女、堅鹽媛の生む所にして、佛道を信ずるの天皇なりき。而して其皇子には厩戸の皇子ありて、聲望隆々、身を以て佛教を代表するあり。厩戸皇子の弟茨田の皇子は、ま

宗教的黨争 物部中臣聯結し蘇我氏と争ふ

天皇痘によりて崩
位二年。歳六十九、在

宗教的黨争 物部中臣兩氏の大敗

た稻女の女を嬪とするあり。凡べて是れ信教の點より、姻戚の點より、外來文明に通曉する士人を其門下に誘致するの點より、蘇我氏の權は陰々朝廷の間に植ゑられ、開戦の準備は已に十分なり。唯だ機會を待つのみ。而して機會は却つて物部・中臣兩氏より開かれたり。

物部中臣兩氏の大敗

敏達天皇の皇后を炊屋姫と云ふ。稻目の女墜鹽媛の生む所なり。墜鹽媛の妹に小姉の君あり。欽明天皇の妃となりて穴穗部の皇子を生む。敏達天皇已に崩ずるや、群臣相争うて殯宮に出入するを見て、穴穗部皇子憤つて曰く、何ぞ死王に仕ふるを廢して、生王に仕ふるを爲さざると。其意、皇位用明天皇に傳つて己に及ばざらんとするを憤るなり。また太后炊屋姫の色を愛し其敏達天皇に後れたるを機として殯宮に入つて之を姦せんとす。至れば已に寵臣三輪逆君ありて殯宮を守りて、皇子を容れず。皇子大に憤り、還りて大臣馬子・大連守屋に告げ、三輪逆君の罪を責めて之を斬らんとす。二人之を諾す。馬子の諾したるは其姻戚たるがためなり。守屋の諾したるは、皇子の手を籍りて用明の朝廷を亂し、亂に乗じて、反對黨を一掃せんとするものなり。守屋史に皇子を懲遁し、自ら兵を率ゐて三輪逆君を攻めて之を斬る。馬子曰く天下の亂是より起らんと。守屋之を睥睨して曰く、汝小臣の知る所にあらずと。隱忍せる馬子等が已に朝廷の大勢を一轉して却つて守屋等を倒さんとするを知らざるなり。用明天皇即位の年は六十七歳にして、老病已に至り、公然、佛法に

歸依して以て其病を癒さんと欲す。物部の守屋と中臣の勝海は猶は聯合して勅に違ひ議して曰く、何ぞ國神を棄て、蕃神を拜せんと。馬子曰く、誰か敢て勅に違はんと。斷々乎として願る所なく豊國法師を引きて内裏に入る。守屋等が之を怒るや已に遅かりき。佛教、宮廷、新思想によりて相結托せる黨派は、蘇我氏を首領として已に兵を起して物部・中臣等の保守黨を撃たんとす。守屋倉皇、退きて兵を擧げんとし、勝海も亦人を聚めて守屋を助けんとし未だ發せざるに、勝海は舍人迹見の首赤檣の爲に刺殺せらる。斯くて兩黨相對峙する間に用明天皇遂に崩す。守屋等は穴穗部の皇子を擁立せんと欲し、馬子等は用明天皇の弟泊瀬部皇子を立てんと欲して相争ふ。馬子先づ佐伯の連丹經手・土師の連磐村・的臣眞嚙等をして、穴穗部皇子を殺さしめ、遂に、公然兵を勅して物部氏の黨を撃つ。馬子に黨するものは泊瀬部の皇子・竹田の皇子・厩戸の皇子・難波の皇子・春日の皇子・紀臣鷹の宿禰・巨勢の臣比良夫・膳の臣賀拖夫・葛城の臣烏那羅・大伴の連嚙・阿倍の臣人・平群の臣神手・坂本臣糠手・春日の臣等にして、皇室の少年、武内宿禰の遠裔、及び大伴族の一枝等其重なるものにして、曾て物部氏等の爲に一個の寵人と爲されたる蘇我氏は、至大なる黨派の首領となり、物部氏等が頼みたる唯一の武人も、彼等の驅使する所となりしかば、物部氏は僅に其の一族及び家奴を率ゐ、退きて其の家を保つ。僅に一族家奴を糾合するのみにして、其兵野に溢れたるを見ては、當時の大族が如何に廣大なるもの

宗教的黨争 物部中臣兩氏の大敗

元年馬子百濟僧に問ふて受戒の法を二年、近江江蒲を東山道に遣はして蝦夷の國境を見せしめ、穴人の巨雁を東海道に遣はし東方濱海に諸國境を見せしむ。臣を北陸道に遣はし越等の諸國境を見せしむ。四天王寺本願緣起に云ふ「子孫從類の奴隸とし所領寺田八十八萬六千六百九十八畝を寺產とし、以て當時に奴隸の風を知るべし」と。下學集に云ふ「白膠木即ち勝軍木、聖德太子守屋を誅するに此の木を用ゐるに爲也」と。

宗教的黨争 古來の名族悉く絶え獨り蘇我氏昌ゆ

なりしかを見るべきなり。此の時に方つて、刀・鎗・弓矢の製稍々進歩したるに似ず。城廓は依然として稻城にして、兩軍の争ふ所は人類の獸力に外ならざりき。已にして兩軍相戦ふや、蘇我氏の軍敗れて退くもの三たび、厩戸皇子、即ち白膠木の四天王の像を作りて、之を頂髪に挟み、天を仰ぎて祈つて曰く、梵天、若し我をして敵に勝たしめば、必ず四天王の爲に寺塔を立つべしと。馬子もまた均しく梵天に祈る。軍氣爲にまた振ひ、迹見首赤梅、守屋を榎樹の梢に射て之を殺せしかば、守屋の全軍遂に潰ゆ。是に於てか攝津國に四天王寺を作り物部氏の家奴と宅地とを分ち、一半之を四天王寺に屬せしめ、一半は蘇我氏自ら之を并せ、また飛鳥の地に法興寺を建つ。戦端は佛教の採否によりて開かれたり。勝利は梵天に捧げたる祈禱によると信せられ且つ聲言せられたり。之がために朝廷の名を以て寺院は建てられたり。白膠木は勝軍木と改稱せられたり。斯の如くして佛教は恰もキリスト教がコンスタンチン大帝の劍によりて基礎を立てしが如く、信仰と、政略と、戦争の力により皇家の分裂、族黨の争闘に乗じ、始めて其基礎を國朝に立てたり。

古來の名族悉く絶え獨り蘇我氏昌ゆ

是れ實に景行の國朝統一以來の一大政變にして、宗教上より云へば祖先崇拜、牛鬼蛇神の現世的宗教思想の外、未來の念を有せざりし國民をして、始めて未來の思想を有せしむるの端を開きたるものなり。政權分配の上より云へば、神武天皇創業以來、世々相繼ぎて國政

にあづかりし大伴・物部の豪族を排して、蘇我氏之に代れり。これ仁賢天皇の朝に大伴氏に排撃せられたる武内宿禰の子孫が更に崛起せるものなり。而して其結果として今は大連なるものなく、一族々々各々其連を有すれども、これを統御する連の朝廷に仕へて大政に參與せるものを缺きたるがため、雄族權力の均勢に一大混雜を生じ、朝廷は大臣のみの世となり、大連なるものなきに至れり。一般文明の上より云へば、厩戸皇子・蘇我氏等、外國文明を崇拜するもの、世となりたるがため、文明は波濤の如くに入り來りたり。而して此關門は凡べて蘇我氏によりて握られたり。

厩戸皇子の政制革定

されば泊瀬部の皇子立つて天子たると雖も、今は唯だ虚位を擁するのみ。萬機一に蘇我氏の裁斷を俟つに至つては遂に耐ふる能はず。密に厩戸皇子に謂つて曰く、馬子、内私慾を恣にして、外佛教を信奉し實に忠愛の心なし。卿以て如何とすと。皇子之を宥め奏して曰く、馬子誠に驕恣と雖も、陛下唯だ之を忍べと。厩戸皇子は佛教に熱するものなり。宗教的の理論には極めて薄かりし國人の中、才學、皇子の如き者にして佛教を聞きや、現世の事前世の因縁に出づるとなし、苦樂禍福、我上に落ち來るがまゝに忍ぶの外なしと絶望の中に希望を寓するや必然の勢なりしなり。系統より云へば用明天皇の皇子にして、蘇我の稻目の女の孫なり。其姻戚より云へば稻目の玄孫菟道の貝鷗皇女を妃とせるものなり。其位地よりすれば、宗教上の利害より蘇我氏に黨するものなり。斯の如き位地

宗教的黨争 厩戸皇子の政制革定

之を崇峻とす。太子傳曆に見ゆ。

二年、群臣に詔して寶三を興隆せしむ。
九年、新羅間諜を捉へて上野に流す。

十年、來目皇子を大將として諸の神部國造等をして率ゐりて新羅を撃つ。新羅を撃つて果さず。

十年、百濟僧觀來りて曆本天文地理書通甲方術を傳へる。此時に始まる。

十一年、來目皇子の弟當麻呂を將として新羅を撃つ。皇子の妃途を奪ふ。

十三年、諸王諸臣に冠をつけしむ。

に立つものに語るに、蘇我氏に不平あるの心事を以てするは誤れりと雖も。舉朝悉く蘇我氏にして此外更に共に語るべき者なかりしを見ては、蘇我一族の權勢の如何に大なりしかを見るべきなり。時に、山猪を獻ずるものあり、天皇自ら山猪の頭を指して曰く、何の日か我が惡むもの、頭を斬ること斯の如くなるを得んと。宮人寵を失する者あり。之を馬子に告ぐ。馬子遂に意を決して天皇を弑せんと欲す。厩戸皇子、其謀を知つて告げず。隱忍すること數日、五年十一月、馬子、東國の調を進むと稱し、東漢直駒をして、天皇を弑せしむ。已にして駒、功に誇つて蘇我氏の女に通ず。馬子大に怒り、駒を執へ其髮によりて之を樹上に懸けて矢を放ち、天皇を弑する罪を數ふ。駒叫びて曰く、吾惟大臣を知る。未だ天皇の尊きを知らずと。馬子遂に劍を振つて之を殺す。斯くて敏達天皇の皇后、炊屋姫は、蘇我氏によりて擁立せられたり。之を推古天皇とす。是れまた蘇我氏の出にして國初以來最初の女皇にして實際の政治は厩戸皇子の攝する所となる。厩戸皇子は用明天皇の第二子にして、其の母穴穗部の間人の皇女が懷妊開胎の日、宮中を巡行して厩に及びたるときに生れたるが爲に、厩戸と名けられたるなり。少小にして聰明、深く宮中の心を得たり。長じて内教を高麗の僧慧慈に習ひ、外典を博士覺智に學びしが、其學習の敏達なる、其の師をして驚嘆せしむ。其の父帝母後の佛教信仰のために宗教心を遺傳せること甚だ深くして、七八歳にして早くも佛を禮して祈願せしかば、佛教信教の運に

向へる宮廷をして、聖者の權化にやあらずやと疑はしめ、信仰風を爲したる宮廷は、此小兒に教へられ、六齋の日に殺生を禁斷するの令を發したり。斯の如くして朝廷は此奇跡的小兒の爲に教へられ、朝廷の崇信は愈よ此小兒の性情を作りて奇跡的ならしめ、小兒をして前生は漢の衡山にありしと信ぜしむるに至りぬ。是より幾多の奇跡は此皇子につきて語られたり。好し此物語たるや彼の迷信にせよ、宮中の附會にせよ、韓土僧侶の諂諛にせよ、十六歳にして蘇我氏に黨して物部氏と戦ひ、二十二歳にして推古天皇の攝政となりしを見ては、其の聰明、才智は争ふべからざるを知るべし。聰明にして穎智、溫厚にして仁愛に富める此皇子が此局に當れるものは、正しく外國文明と、佛敎の興隆すべき運命を示したるものと云ふべき乎。彼の攝政の下に佛敎は靡然として、朝臣貴族社會に行はれたるのみならず、政府の制度も彼の手により始めて始めて漢土の制度に摸せらるゝに至れり。是より先、幾百年、漢土の文明は事に従ひ、時に會ひて、應用せられたりと雖も、その多くは利用厚世の藝能に過ぎず。我政府は依然たる族長會議にして、政府と稱すべき組織と裝飾とを有せざりき。厩戸皇子に至りては、其人已に前人よりも深く漢土の文明に通じ、其性情また演劇的にして外見を好む。固より實用の外、何等の意義もなく、組織もなく、裝飾もなき制度を見て、第一に改革を加へんとせるは彼に取りて當然の事なりき。斯て旛なく旗なき日本の軍士は、彼によりて大楯及靱を畫きたる美麗なる軍旗を

一日以和爲貴、無以爲宗、人皆... 宗敎的黨争 鹿戸皇子の政制草定 100

一曰以和爲貴、無以爲宗、人皆... 宗敎的黨争 鹿戸皇子の政制草定 100

隋帝の返書に曰く... 皇帝問曰、朕因... 高帝長史大德蘇因... 承命、朕因... 字思弘、德化一... 被含靈、愛育之... 無不、遐邇、王... 居海表、遠、王... 境內安樂、風俗... 和、深氣至誠、遠... 倍朝貢、丹款、乙... 美、加、嘉、焉、稍... 比、加、常、也、故... 鴻、禮、寺、客、表、世... 等、稍、宣、徑、意、一... 送、二、土、物、。

隋朝との交通 儀文は已に緒につたり。更に世界の大國漢土に、我國また此文明あるを示し、兼ねて其文物を知らんと欲し、大禮小野妹子は隋朝に遣はされたり。其國書に於て冒頭「日出處天子、致書於日沒處天子」と云ふや、矜驕一代を空しうする隋帝之を悦ばず。然れども其氣宇の高邁なるを怪み、日本は東海に於て如何なる國なるかを見せしめんと欲し、裴世清等十二人をして妹子に從ひて來朝せしむ。鹿戸皇子、裝飾したる船三十艘を以て之を難津に迎へしめ、諸王諸臣をして悉く金髻華を著け、其服装また錦紫繡織及び五色の綾羅を用ひしめ、あらゆる華美を盡くして外人の笑を免れんとしたり。已にして更に妹子等を遣はすや、また「東天皇、敬白西皇帝」と記す。國民的自負の心は漢土文明の心酔者をして、此の自尊の念を發せしむ。以て當時の國狀已に茫茫たる荒野にあらざる歴然たる一個の國民を成すに近づきしを見るべきなり。然れども妹子に從つて隋に學ばんとせるものは倭漢直福因・奈羅譯語慧明・高向漢人玄理・新漢人・大國・新漢人・長・漢人・廣濟・南淵漢人・請安・志賀漢人・慧隱八人にして、此八人は間接にせよ直接にせよ、多くは海外人種の血脈を引けるものなりしを見て、新文明の智識は多く外人に握られしを見るべきなり。已にして妹子の歸るや、更に犬上君御田鍛と矢田部造とを隋に遣はす。此前後百濟新羅の歸化朝貢は、續々として絶えざりしかば、大陸の文明は靡然として風を爲す。鹿戸皇子、馬子と共に議して、先づ漢土に倣うて天皇紀・國紀・臣連・伴造・

書のみと。其文字の尊大なるに似たり。稍々信すべきに似たり。

十六年、新羅人歸化するもの多し。

十七年、小野妹子歸る。通事、福利人となる。

十八年、高麗王僧曇徴を貢す。曇徴よく彩色、及び曇徴を作り又磁磬を作る。

法頭ははつ又のりのつかさとも訓ず。

二十六年、高麗使を遣はして、方物を貢し、隋煬帝三十萬人を以て、高麗を打ち却つて敗北せる状を告ぐ。

二十九年、麻戸皇子薨す。

三十一年、また兵を發し、城部臣雄磨中臣連國を大將として新羅を討たしむ。新羅をきよめて併服す。

三十六年三月、天皇崩す。壽七十五。

舒明天皇の元年、田部連を夜玖に遣はす。

二年、犬上御田鐵藥師惠日を唐に遣はす。

四年、唐其臣高表仁をして、大上御田部連を送つて來らしむ。

九年、蝦夷叛す。上毛野君形名を以て、征せしむ。形名却つて其國を逃す。形名夜走らんとす。妻其家名を落さんことを恐れ、之を止めて

國造・百八十部并に公民等本記を編纂せり。斯くて國民は初めて書ける歴史を有するに至れり。當時外國の文明と云ふは、即ち梁武帝をして法師たらしめたる佛教の感化を蒙りたる文明なり。故に厩戸皇子及び蘇我氏が宗教上の利益よりして死生を以て守護したる佛法は、また外國文明てふ至大なる勢力によりて扶植せられたり。加ふるに僅に茅屋を免れたる國人は、伽藍の建築の美麗壯大なるに驚きたり。文字は僅に日用を達するの外なき國人は、學問の淵源なる佛僧の博通に驚きたり。斯の如くして佛教の勢力は、滔々として貴族社會に入り來り、蘇我馬子の病に臥すや、其平愈を祈らんがために一千人の男女を出家せしむるに至り、佛教の基礎遂に固く、其の始めて入り來りしより推古天皇の三十二年に至るまで僅に七十二年にして、寺院四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人あるに至る。而して其僧侶の博學智慧、常人の上において、常人に敬重せらるゝより、往々驕慢にして道徳を破り、遂に斧を取つて其祖父を毆つものあるに至りしかば、僧正・僧都を置きて僧尼を檢校せしむ。最初の僧正は觀勒にして、僧都は鞍部の徳積、而して阿曇連を法頭として其統一を計らしむ。

蘇我氏の専横

是より先き博辨・宏辭・仁愛なる太子厩戸は、萬民愛惜の涙の中に二十九年に薨す。無道なる馬子は、五年を後れて死せり。故に推古天皇の崩するや、嗣皇選擇の權は、全く馬子の子蝦夷の手中に存したり。然れども蘇我氏の權は餘に廣大に過ぎたり。彼等が物部氏と争ふや、同族擧つて

一團となりしに、今や朝廷には其の一族のみ威福を恣にし、皇位に上るべき皇子皇孫すらも、皆多くは蘇我氏の出のみにして、蘇我氏の一族は、同族結合を爲さんには餘に大に過ぎたり。是に於てか蝦夷は其同族の出なる山背大兄王を排して敏達天皇の皇孫、田村皇子を立てんとす。大伴連鯨、此議を助け、同族蘇我の倉摩呂の臣・境部の摩理勢の臣は却つて之に抗して山背大兄王を立てんとす。斯くして同族相戦ふや、境部摩理勢臣敗死しかば、田村皇子皇位につく。之を舒明天皇とす。舒明天皇已に蝦夷の力によりて皇位につく。成を大臣に仰ぎて虚器を擁するは止むを得ざるの勢なり。此の如くして蘇我氏は舒明の第三妃として馬子の女法提郎媛を納れ、法提郎媛、古人大兄皇子を生みしかば、蘇我氏の勢力は更に一層擴張せられ、其の専横益甚しく、之と共に朝臣多く參朝を怠つて放縱ならんとす。是に於てか大派の皇子、蘇我の蝦夷に云つて曰く、群卿及び百寮已に朝參を懈る。自今朝に參朝して、午下に退朝すべしと。蝦夷顧みず。舒明天皇崩じて皇極天皇の立つや、蝦夷の子入鹿自ら政柄を執り、威權赫々として秋霜烈日の威は更に父よりも勝りしかば、盜賊之が爲に跡を斷ち、民道に遺ちたるを拾はざるに至れり。斯の如くして蘇我氏の權益張り、其家は朝廷の如くして群卿大夫の足は、朝廷よりも數ば其家に入り、北方蝦夷の内附するや、蝦夷自ら彼等を其家に延きて養應し、執政の恩威を示す。蝦夷と入鹿のため、豫め雙墓を今來に作りて、大陵小陵と云ひ、故

親しく侍女と共に
戦ふ。暫くして兵
士また歸り、遂に
蝦夷を破る。

入鹿自ら山背王を
攻めんとす。古人
皇子急に来て説き
て曰く、鼠穴にあり
て死す。穴を失つ
ち將士を遣はして
己に代らしむ。當
時の皇子必しも人
弱にあらざる。却つ
て入鹿を使喚した
る也。

*葛城皇子は中大兄
皇子にして天智天
皇也。

宗教的黨争 中大兄皇子中臣鎌足等蘇我氏を滅ぼす

麻戸皇子の乳部の民を發して墓を營ましむ。是に於てか上宮の大娘姫女王、憤を發して蘇我氏の擅權を罵るや、爲に禍を招きて亡ぶるに至る。已にして蝦夷の病むや更に朝せず。縦に紫冠を入鹿に與へて大臣に擬せしめ、また其弟を物部の大臣と名けて、新一門を起して物部大連に代りて樞權を握らしめ、或は麻戸皇子の遺子が父の名によりて人心を得るを惡み、之を亡ぼして蝦夷の女の生める古人大兄王を立てんとして、遂に軍士を發して山背大兄王を襲殺せしむ。兇惡已に犯さるゝや、詔諛者來つて曰く、劍の池の中に一莖二夢の蓮あり。蘇我父子相共に榮ゆるの兆なりと。巫祀等争つて神語を上つる。是に於てか二人遂に自ら迷ひ、新に雙屋を甘藷岡に立て、蝦夷の家を上宮門と稱し、入鹿の家を谷宮門と稱し、其男女を王子と稱し、屋外に城柵を作り、門傍に兵庫を置き、東方の健兒を招きて家を護らしめ、出入ごとに五十の兵を従ふ。而して歸化漢人の孫、漢直も、蘇我氏の爪牙となりて其門を守る。

中大兄皇子中臣鎌足等蘇我氏を滅ぼす

鷲鳥將さに搏たんとし、皇位の危き轉瞬の間にあり。然れども人あり

彈を持して、また已に其後に立てり。皇極天皇の同母弟に輕皇子と云ふあり。蘇我氏の隙を伺ふ。其人、温厚にして衆心を有す。舒明天皇の子にして古人大兄皇子と母を異にせる葛城皇子、其母寶媛が蘇我氏の女法提郎媛と寵を争ふと、蘇我氏が古人大兄を立てんとするを惡むとの念により、また蘇

我氏の隙を窺ふあり。其材輕俊敢爲、亦恃むに足る。蘇我氏に對する反抗同盟の原は已に十分に生じたり。唯だ之を組織する者を缺くのみ。組織者は遂に出て來れり。中臣の鎌足是れなり。中臣氏は建國以來の名族にして初め大伴等に制せられ、後、蘇我氏に制せられ微々として揮はず。鎌足、神祇伯を以て召さるゝも、辭して出でず。世變を窺ふ。已にして一日陰に輕皇子の宮につき、形勢を揣摩して之を厲まし、天皇たるもの、皇子の外にあらざるを説きて皇子の寵親を得たり。また葛城皇子に親近を求めて、之を厲ますに蘇我征伐の事を以てし、車を同らして南淵請安の家に學ぶに托して、謀議を重ね。而して入鹿父子に對する名族として蘇我山田臣石川麿の女を葛城皇子に進めて、政治的結婚を爲さしめ、暗に入鹿の力を分つ。斯の如くして入鹿に對する攻撃同盟成るや、四年六月、三韓調を進むるの日、必ず入鹿を誅せんと圖る。葛城皇子、自ら長槍を取りて殿側に隠れ、鎌足、弓矢を持してこれを助け、劍を佐伯連子麿・犬養連網田に與へて、急に起つて入鹿を斬らしむ。斯くて定められたる日來るや、蘇我石川麿三韓の表文を讀む。文已に盡さんとして佐伯子麿未だ來らず。石川麿恐怖狼狽、流汗身を露ほし、聲震ひ手振ふ。入鹿怪しんでこれ問ふや、葛城皇子、子麿を促がし、突として殿側より出で、劍を揮うて入鹿の頭を斬る。入鹿驚きて立つや、子麿其一脚を斬り、遂にこれを倒す。是に於てか葛城皇子、諸王・諸卿・連・伴造・國造以下を率ゐて法興寺に據り、人をして入鹿の

屍を蝦夷に與へしむ。蘇我氏の爪牙漢直等、其同族を集め、蝦夷を助けて戦を起さんとす。然れども大勢遂に支ふべからず。人心離散し、大事既に去る。蝦夷天皇紀・國紀・其他の珍寶財貨を集めて炬燵に附して死す。斯くて輕皇子は皇極天皇に代りて位につき、葛城皇子太子となり、厩戸・蘇我の聯結時代は去つて、葛城・中臣聯結の時代を生ず。

第八章 空前絶後の國政變革 (紀元一千三百年より一千三百三十年に至る)

大化革新前の國狀

神武の創業より皇極天皇に至る一千三百年間、大和朝廷の威權一盛一衰、定まらずと雖も、社會は族長組織にして、族長の社會組織はまた直ちに政府の組織なりき。中ごろ族長の權に盛衰ありしと雖も、要するに世變此外に出でず。其初は天皇の一族最も強大にして、中臣・忌部・物部・大伴・蘇我の諸族之につき、天皇の一族、是等の諸大族を統治し、是等諸大族の首長は、また其以下の分族分派を制治す。斯くて天皇は、諸族の長を統治すれども、直接に天下の民を統治するにあらず。大族の手を通じて天下を統治したるなり。已に族長社會なるが故に族長は即ち君主にして、天皇を以て國父とする者、當時の社會に於て最も適當なるを見る。社會已に國家たり。故にまた別に政府なるものあるにあらず。族長の合議會所あるのみ。故にまた官制なるものあるなきなり。中ごろ大臣大連の名、左右大臣の如く見えたりと雖ども、これ族長政治の一變化にして、一二雄族の權、他の雄族を挺きしのみ。已にして最高族長なる天皇の威權少しく衰へて、中臣・忌部・大伴・物部・蘇我諸族の權伸ぶるや、族長組織に變化を來せりと雖も、猶ほ官制組織とはならざりき。已にして蘇我・物

空前絶後の國政變革 大化革新前の國狀

孝徳天皇初め輕皇子と稱す。即位に及び世に天皇萬豐日嗣天皇の同母弟にして佛法を重んず。中大兄皇子の功あるを以て位を

隸とせらる。之が爲めに戦は起りぬ。然れども戦は戦に接して、何人も之を審くものあるなし。而して國造・伴造・連・臣等は、儀式に於ては朝廷に調賦を容るゝと稱するも、その大半は之を己に歛め、その餘裕を以て朝廷に進むるに過ぎず。皇族・豪族・貴族・官吏、各々獲物を争うて憤争し、封建の弊と、族長の弊と、郡縣の弊と參差して其最も醜汚なる面目を示せるもの、所謂大化革新の前に於ける社會の狀態なり。

大化の國政變革、王制初めて生じ國家初めて成る

如何にして此區々の制を改めんか、如何にして此大牙の如き社會的紛亂を整へん乎。如何にして人民をして凡べての壓抑を負ふを免れしめん乎。族長制度は、蘇我氏が他の大族を倒せるときに已に變ぜざるべからざりしに、今や中大兄皇子等相計つて蘇我氏を倒すや、歴史的大族全く夷滅せられて、族長制度は已に全く行ふべからざるに至れり。最早や、六朝、李唐の文明を崇拜學習せる改進黨の意見に従うて國體を變革するの外なきに至り、改革の大業一に中大兄皇子等の手中に落ち來る。皇極、中大兄の皇子の大功を思つて帝位を之に傳へんと欲す。中臣の鎌足、皇子に勸めて其叔父輕の皇子を立て、帝位に上らしむ。之を孝德天皇とす。而して中大兄の皇子は皇太子となりて、自から國政變革の任に當り、劈頭第一、國を日本と號し、始めて年號を立て、大化と名け、貴族豪家の私民私領を廢し、奴隸の外、凡べての公民、凡べての土地は、一切直ち

*是より先き歸化人及び事を好むもの私に年號を立て

*事を記することありし時善紀の號ありしと云ふが如きは是也。其後、倍はまた私に年號を立てし者あり。

*八省、百官と云ふも、此には其端を開きしのみ。形體三百六十年文武の大寶令にあり。猶は文武の項を見よ。
*男は六十歳を限り、女は四十九歳を限り、之を返さしめ、頼る所なきものは、伍中にて養はしむ。
*毎六年校田の事は

に國家に隸屬するものと定められ名代・子代の民は廢せられて、天皇は一定の租税を以て御料とするに至り、之と共に政府なるものを作りて、族長の集議所に代へ、左右大臣・内臣を設け、阿倍内麻呂を左大臣となし、蘇我山田石川麻呂を右大臣となし、中臣鎌子を内臣とし、沙門旻法師・高向玄理を國博士とし。一切の組織は、人材によりて族によらざるの制を採り、官吏に食封を與ふるに至れり。已に族長政體を一變して官制組織とす。是に於てか天皇のみ獨り總族長の地位にある能はずして自然に種族を超越し、直ちに人民を統治する君主となれり。是れ實に通常に謂ふ所の改革にあらず。千古未だ曾てあらざる國體の大變革にして神武以來一千三百年、國民始めて成り、王制始めて生じ、國家始めて現出したるものなり。

大化革新の主義及び要目

斯くて改革は已に創まり、政權は已に中央に集められたり。是に於てか更に此改革を完うせんがため、先づ中央には神祇官を設け、其下に太政官を置き、太政官の下に八省を置き、百官を配し、官位によりて衣冠を分ち、更に全國を六十餘國、六百餘郡一萬三千餘里に分ち、則ち五十戸を以て一里と爲し、里には里長、郡には郡司、國には國司を置いて之を治めしめ、又使を發して諸國の良民を收録せしめ、唐の班田の法に則り、良家の子生れて六歳となるや、男子には水田二段（女子には其三分二）を與へ、毎六歳に之を移し、嚴に令して豪族の兼併と、土地の賣買とを禁じ、良民

後に十二年一校と
變じ、また六年一
校に復せしことあり
良家は毎五家、長
を立て相監せしむ
良家は父を家
長として子に父を
子に母に父に母に
たれば母家長た
る、奴隷の間に生
る、寺院社祀に仕
ふるものは之を良
家とす、良家の男
奴隷によりて生
む子は女奴隷たり
良家の女奴隷によ
りて子を生まば良
家たるしむるは良
家の朝に至りて
之を改修す、曰く
良家の子、父母に
賣らるるものは
奴隷とし、兄に賣
られたるものは
借金利息の爲
に奴隷とせられた
るも、また凡べて
家と賤民との間
を生れし者は良家
とす、良民は黄衣
を着けしむ、黒衣
を着けしむ、一段
當時の牧獲、一段
より五十束を得

賤民間の民法を定む。是に於てか舊來一切の政刑に當りし國造は、純乎たる祀官となりて、封建變
じて郡縣となる。また田は長さ三十歩廣さ十二歩を一段とし、十段を以て一町とし、一段ごとに租と
して、稻二束二把を官に納めしめ、田租の外、諸國の物産につきて鹽・油・麻・絹・贖布・紵・鹿角・鳥
羽・魚介・絶・菜藻等を納官せしめたり。絹は田一町に長さ一丈、巾二尺半を貢せしめ、絶と布は一
町に二丈を貢せしめ、贖布は一丈二尺を貢せしむ。租税の外、一里ごとに一人の役夫を出して、有
司の公役に服せしめ、郡の小領以上の姉妹子女の容貌端正なるものを采女として貢せしめ、更に全國
良民の成丁三分の一を徵發して、軍團に入りて軍事を習はしめ、軍團よりは一年ごとに京に上番せし
め、三年ごとに邊境を守らしむ。上番の兵士を衛士と稱し、邊境を守るを防人と稱す。使を諸國に發
して私人の武器を收めて之を武庫に藏む。しかして人民或は猶ほ有司の爲に、冤を蒙るあらんことを
恐れて、鐘をかけ匱を設けて冤を訴へしむ。是れ實に皇室が、人民と、皇室との間に横はる勢力を一
掃して、直ちに國民と相結托したるものにして、皇室の安全、榮光を千歳に傳ふるの根本を立てたる
ものなり。若し羅馬の歴史を回顧して、グラカス以下の改革黨が班田法の爲に血を流して、猶ほ且つ
成就せず。現今歐洲の社會黨が、土地國有を以て最大の標識とするも猶ほ且つ行れざるに、日本の皇
室自ら此改革の衝に方つて之を遂げしを見れば、皇室が長へに尊重せらるるもの、また偶然にあらず

一束は米五升に當
る

采女二人を附せし
む

二十歳以上六十
歳を成丁とす

郡司は世襲にして
國司は四年交代と
す。後六年代と
ありまた四年に
復せしことあり
畿内なるものを置
くも、此時を始め
とし、東は名譽横
河より、南は紀伊
より、西は赤松
より、北は石の
柵淵より、北
は近江、狭々、波
山より、内を號
す。關塞斥候を
設け、傳馬驛馬の
徴
に用ひしむ

君民共治の誓言

而して孝徳天皇が此改革を行はんとするや、先づ宮内の廣庭に蒼々として聳ゆる大槻
の下に、群臣を召集して之に盟はしめ、天神地祇に告げて曰く、「天は覆ひ地は載す。帝道は唯だ一の
み。而して末代澆薄にして君臣序を失ひ、皇天手を我に假して暴逆を誅殄したり。今共に心血を瀝す
而して自今以後君に二政なく、臣に貳朝なからん。若し此の盟に貳かば、天災地妖あり、鬼誅し人伐た
ん、皎として日月の如くなり」と。已にしてまた東國の國司等に詔して曰く、「集侍せる群卿大夫及
び、臣・連・國・造・伴・造・并に諸百姓等咸之を聽くべし。夫れ天地の間に君として、而して萬民を宰
むる者は、獨り制すべからず。要す臣の翼を須つ。是によりて代々の我が皇祖等、卿が祖考と共に俱
に始めたり。朕復た神護の力を蒙りて、卿等と共に治めんと欲す。故に前に良家の大夫を以て東方八
道を治めしむ。既にして國司任に之き、六人は法を奉じ、二人は令に違ふ、毀譽各々聞えたり。朕便
ち厥の法を奉ずるを美めて、斯の令に違へるを疾む。凡そ治めんとするもの、如しくは君、如しくは
臣、先づ當さに己を正して、而して後に他を正すべし。如し自ら正しくせずんば、何ぞ能く人を正さ
ん。是れを以て自ら正しくせざるものは、君臣を擇ばず。乃ち殃を受くべし。豈慎まざらんや。汝率
ひて而して正しくせば、孰か敢て正しからざらん」と。夫れ之を始むるに大槻の下に於ける天地の誓を

以てし、之を結ぶに獨制すべからざるの誓を以てす。國初以來千三百年にして成りし最初の國體は實に寛大溫和なる君主政治を以て創められしなり。

天智天皇の性情

誰か大化革新の唱首たりしか。是等の變革は、厩戸皇子及蘇我氏以來、改進黨の定論なりしと雖も、實際の施設に當りしものは、中大兄皇子・中臣鎌足にして、其參贊としては釋旻法師と高向玄理ありき。即ち大化の變革者は蘇我氏を斃せりと雖も、其進歩主義を持するの點に於て、佛教を採用するの點に於ては、其敵手の爲さんと欲する所をなしたるものなり。實に此變革者の中にも後に天智天皇と稱する中大兄皇子は古今多からざる英主中最も秀でたる一人なりき。其大陸文明を採つて文彩彬々たる政府を作らんとするの志望に於ては聖德太子と同じかりしと雖も、勇往の氣象に至つては遙に聖德太子の及ぶ所にあらず。聖德太子は目前、蘇我氏をして天皇を殺さしめて手を拱して爲す所なかりしに、中大兄皇子は自ら黨興を作りて蘇我氏を亡ぼせり。その蘇我入鹿を誅せんとするや、黨興多く入鹿を憚つて發せざるを見て、皇子先づ出で、刀を揮つて入鹿を斬る。其勇武殆ど朝廷を空うせり。中臣の鎌足の如きは其謀主にして、後來藤原氏專横の端を開くと雖も、天智に對しては寧ろ龍臣にして權臣にあらざるなり。若しそれ其深謀遠慮に至つては更に大なるものあり。大功を立てて豪族を滅ぼしながら、敢て自ら皇位につかず。己の勇なる輕皇子を推して位に即かして、己は其

中大兄皇子、其龍
經鏡の女王を鎌足
に與へて其心を攬
其弟大海人と爭へ
也。事萬葉集一見
ゆ。

五年蘇我日向向蘇
我倉山田石川麿を
中兄皇子に讓りし
兄志あり皇太子と
子之海に遊ぶに乗
じて之を害せんと
す。皇太子兵を圍
造はして其家をと
其子の倭に在るに
子死して殺さる。妻
人座して殺さる。皇
子後其無實の罪な
るを知つて悔ゆ。

白雉元年、穴門國
司草壁連經瑞白
雉を獻す。諸臣瑞
兆と爲し、其年に
改元す。

白雉五年、遣唐使
高向玄理以下、新
羅を経て萊州へ山
東に泊し、京に
入り天子に見ゆ。
高向唐に死す。

同年吐火羅國男女
二人、舍衛國女一
人、波に漂うて日
向に來る。是より
此の如きもの少か
らず。

の皇太子となりて百政革新の衝に當り、既にして孝德天皇の崩ずるや、また民心未だ全く己に來らざるを知つて、皇極天皇を擁して重祚せしめ、皇太子たること前後二回、十六年、銳意國政を執りしかば、神武以來一千三百年、日本は始めて一の國家らしき形體を具へ、王朝制度始めて成るに至れり。實に天智は日本國民の誇榮とすべき英雄天子なりき。然れども此英雄天子も其缺點なきにはあらず。而して其缺點は餘に多く武威を示し、華麗を好むにありき。大化の改革の長く繼續せざりしは、幾多の弱點を有せしは、實に其規畫者たる天智天皇の弱點より來る。疎野なる時代に十三色の冠位を定め繼で之を十九階の冠に改めたるが如き、佛教を保護して國教となし、僧尼を度すること限なく、全國寺院の造營を皇室に引受けたるが如き、白雉を得て年號を改め、全國に放雉の令を布きたるが如き、初めて小懇田に瓦覆の家を立てんとせるが如き、始めて大化の號を立てしが如き、八省百官を設け、燦然たる制度を建てたるが如き、其施政寧ろ華麗に過ぐるの段を免る、能はざりき。

大化前後國民の生活及び思想

當時國民の生活は、未だ此の貴族的勢力によりて下壓し來る文明に添ふに

足らざりき。國民は慧星の名を知らず。旻法師の爲めに初めて其名を教へられたる民なり。慧星の祥不祥をすら知らず。慧星を見れば、國必ず飢うべしとの迷信を始めて教へられたる民なり。(舒明天皇十一年)富の生産極めて少なく、衣食足らざるが故に、禮節を知らざるの民にして、蘇我馬子大臣の尊

の如くせよと云ふ。然れども此時三韓は羽翼已に成れり。最早や屬邦を以て待つべからざるものありき。推古の時に方つて高麗の嬰陽王、靺鞨の衆を率ゐて隋朝の所領、遼西(遼水以東の地)の地を犯すや、隋の文帝大に怒りて漢王諒等をして之を撃たしめしも、轉糧積かず又疾疫ありて遂に師を班す。已にして煬帝に至りて自ら三十萬五千の軍を起して、左右に道を分ちて高麗を征したりしが、其の鴨綠江に迫るや、嬰陽王詐りて下りて平壤に退き、隋師の班るを追ひて、その半ば薩水を渡るを撃つて之を破れり。此時、百濟は武王の治世なりしが、私に使を隋に送りて、共に高麗を討たんと約し、而してまた私に高麗に通じ、兵を境上に出して隋を助くと聲言し、實は兩端を持して成敗を見つゝありたりき。已にして煬帝再び師を興して高麗を攻めしも克つ能はず、遂に軍を引き返す。尋で隋亡びて唐起るや、太宗一統の威に乗じて、名將李世勣をして、陸路遼西より進せしめ、張亮をして山東より海路卑沙城(盛京省海城縣)に迫らしめ、太宗亦自ら進みて安市(盛京省蓋平縣)を攻めたりしに、遼西の諸部屬、靺鞨の衆、相共に高麗を助けしかば、其陣四十里の長きに達し、英武前なき太宗も之を望見して懼るゝの色あり。已にして天寒至るを以て、小勝によりて師を班すに至りぬ。斯の如く三韓の實力已に攻戦の間に發達して、大陸百勝の兵すら恐れざるに至りしほどにして、其意氣固より已に日本の附庸にあらず。之に加ふるに、高麗・百濟は隋唐の勢力と相頡頏せりと雖も、新羅は其勢力に觸

知萬沙婁の知萬は官職なり。

るゝの機會なくして、却つて高麗・百濟の勢力を不便とせしかば、進んで隋唐と交つて其力を藉るの策に出でたり。日本が百濟に交つて新羅を攻めんとせると、隋唐が新羅に交つて高麗を攻めんとせると、同じく近交遠攻の兵略に外ならず。故に三韓の中最も我に接近する新羅は、最も隋唐の勢威を受くるものにして、孝徳の白雉二年、其貢調使知萬沙婁等の來るや、唐服を着けて來りしかば、朝廷其擅に風を更へたるを責めて、之を追ふに至りぬ。斯の如く三韓の實力已に發達して日本に服せず。動もすれば背叛せんとすると共に、支那大陸の耀武は新羅にまで及び、日本を震驚せしめられたれば、内、蝦夷と外、支那・三韓とに對して、軍防を嚴にせざるべからず。斯かる時勢に際しては、威武を好む中大兄皇子こそ最も當時の時勢に應じたる君主なりしなり。已にして齊明の六年、阿倍臣が再び船師を率ゐて肅慎を打ちし年、警報百濟より至る。曰く、新羅遂に唐兵を誘引して百濟を傾覆し、其君臣悉く俘となると。是より先き百濟數は新羅を攻め其唐朝に通ずるを妨げしかば、新羅の武烈王、使を唐に遣はし前後挾撃の策を約したるより、唐の行軍大總管蘇定方、突厥の王子契苾加力等と水陸並び進み、新羅と力を合して、百濟の都城を攻めて之を陥れ、王以下八十餘人を擒にして、其國を平げしかば、始祖溫祚王より三十代六百七十八年にして、七十六萬戸二百城、三十七郡、五部の百濟國遂に亡ぶ。是に於てか其宗室、福信・余自信・僧道琛等と、周留城によりて兵を起す。然れども國中の武器已に前

突厥は匈奴の別種にして今の土耳其斯坦也、唐の高祖及び太宗の起りし時より、其力を藉る

全羅道全州の西

役に盡きたるを以て、楫を以て戦ひ、猶ほ能く唐兵一百餘人を執へて之を日本に送りて援兵を乞ふ。百済の滅亡によりて舉朝震駭し。唐兵の俘虜を見て、舉朝奮躍す。是に於てか中大兄皇子先づ難波に軍器を調し、また駿河に命じて船舶を作らしめ、翌七年自ら天皇を奉じて筑紫に下り、兵を發して百済を救はんとす。已にして齊明天皇朝倉宮(筑前上座郡)に崩せしかば、中大兄皇子は其黒幕より出でて、初めて専ら外征の衝に當る。之を天智天皇とす。

日本唐と海に戦つて敗る

齊明天皇已に崩するも天智天皇は直ちに位に即くの暇なく、猶ほ皇太子を以て

政を視る。何となれば百済已に亡ぶるの報に接して、久しからずして唐兵また高麗を攻めて、其の首都に入るの報に接したればなり。是に於てか天智天皇は朝政を皇太弟大海人皇子に委ね、自ら筑前の長津宮に遷り、親しく軍政を監督し、大華下阿曇の連比羅夫等を遣はし、水師一百七十艘を率ゐて、百済を救はしめ、これと共に兵仗米穀を贈り、質として日本にとゞまれる百済の王子豊璋に、織冠を授け、多の臣蔣敷の妹を以て之に妻あはし、大山下狹井連檳榔・小山下秦造・田來津をして五千餘の兵を以て、之を守護して百済に入らしむ。豊璋已に百済に入るや、福信等之を迎へ、一切の政權を舉げて之に還す。是より先き唐將、新羅と兵を合して高麗を侵すや、新羅、遙に糧を平壤に送りて勉むと雖も、風雪互寒に堪へずして師を班せしが、天智天皇の元年三月に至り再び兵を合して高麗を挾

中大兄皇子は、舒明天皇の第一皇子にして、母は皇極天皇也。

三年、皇太弟大海人をして冠位族制を改定せしむ。其冠二十六階あり。

また大氏の氏の上には、大刀を賜ひ、小氏の氏の上には、小刀を賜ひ、伴造等の氏の上には、干楯弓矢を賜ふ。

四年、百済渡來の民に官位を賜ひ、其百姓男女四百餘人を近江神前郡に居らしむ。

五年、百済の民二千を東國に配し、三年の間衣食を與ふ。

百済王豊璋の弟善光を難波に置き、後百済王の姓を與ふ。

撃す。高麗また救を日本に乞ふ。則ち將士を發して疏留城に據つて、唐兵・新羅交通の道を斷ちしかば、高麗之がために一時の安康を得たり。已にして三年二月、新羅、百済の南界にある四州を攻めて之を燒き、其他要地を略し、其本營州柔の地に近づく。三月、天智天皇更に、上毛野君稚子・間人の連大蓋・巨勢神崎臣譯語・三輪君根麻呂・阿倍の引田の臣比羅夫・大宅の臣鎌柄等をして、二萬七千人を率ゐて新羅を撃たしめ、先づ其の沙鼻岐・奴江の二城を取らしむ。已にして福信は其功を負ひ、王豊璋は、其謀叛を疑うて交も悪しく、豊璋遂に福信を攻めて、革めて其掌を穿ちて之を殺し、且つ其首を醜にす。此時に方つて唐已に百済を夷げて、五都督府を置き、土豪を撰んで、都督刺史縣令とし、功名を以て國人を用ひ、而して唐の鎮將劉仁願、また能く巧智を以て一統の治を舉げしかば、百済は已に純乎たる唐の領地となりき。今や百済の殘黨の内相争ふに乗じ、新羅をして陸路州柔を取らしめ、鎮將自ら戰船一百七十艘を率ゐて白村江(錦江なり)に屯して、日本の援兵を要撃す。此時に方つてや、唐は已に戰術に於ては純乎たる文明節制の兵にして、日本軍の勇を競うて規律なきが如くならず。其戰艦武器も已に長大、堅牢、精銳にして、また日本の比にあらざりしかば、兩軍相遇ふや、日本軍利あらずして退く。已にしてまた進んで唐軍に迫るや、遂に其圍繞する所となりて船艦廻旋する能はず。全軍顛覆す。是に於てか王豊璋は高麗に走り、其宗室臣民、日本の敗師と共に來るもの男女

倭漢沙門知由、指南車を上る。

聖徳太子の定めたる樂獵の制を破りて遊獵を復して武を練る。

六年、都を近江の滋賀に遷す。百姓之を厭うて風諫するもの多く日夜火あり。

七年、越の國より燃ゆる水と土とを上る。

新羅の僧道行、草薙寶劍を盗んで走る。風雨に逢うて歸る。

八年、藤原鎌足薨す。河内直鯨を唐に遣はす。

九年、朝廷の禮百官行路に相避くるの禮を定む。

初めて水碓を作つて鐵を治す。

十年、大友皇子をして太政大臣たらしめ、皇太子大海人皇子と權を分たす。

空前絶後の國政變革 國民的精神の勃發、國民的存在の確定

二千七百日、日本の力を以て敗殘の百濟を支ふるもの十六ヶ月にして、百濟遂に全く亡び、是よりして三韓の寸土もまた日本の有にあらす。

國民的精神の勃發、國民的存在の確定

是れ實に建國以來の一大事變にして、日本國民の思想は之が爲に一變したり。波濤を踏破して三韓を藩屬としたる國民は、未だ曾つて恐るべきものあるを知らざりき。今や二萬七千の大軍文明節制の兵に遇うて、一敗地に塗れしかば、始めて外國を恐るゝの心を生じ、將士、皆切齒扼腕して對馬の彼方、水天彷彿の處を望み、東西南北を開放して、波濤の寄するがまゝに一任せる日本は、始めて國防の急を感じ、對馬・壹岐・筑紫等に、防人と烽火とを設け、また筑紫に大堤を築き、水を貯へて水城と名づけ、以て唐兵の來襲に備へしが、猶ほ大和朝廷の心を安んずるに足らざるや、更に百濟の歸化人、達率咎林春をして城を長門に築かしめ、達率憶禮福留・達率四比福夫の二人をして、大野及び椽の二城を筑紫に築かしめ、また大和の高安、讃岐の屋島、對馬の金田に各城を築きて、外敵の侵入に備ふ。又唐使劉德高等の來聘するや、大に兵を蒐道に閱して武を示し、以て其侵襲の心を絶たしめんとし、其歸るに及び小錦守君大石・小山坂合部連石積等をして送つて唐に赴かしめ以て其好を修めんとす。又大和の形勢を以て李唐大兵の侵襲に備ふるに足らずとして、水により、山により、尾濃の勢力を後に控へたる近江滋賀の地に都を遷す。白村江の大敗が如何に深く國民を刺激

したるかを見るべきなり。然れども我が軍の敗北の結果は必しも不利のみならず。何となれば日軍敗るゝも、其勇武は此一戦によりて唐軍に識認せられたれば、天智天皇の八年に至り、小錦中河内直鯨等を唐に使はすや、此年唐帝また其使郭務悰をして百濟の遺民二千餘人を日本に送らしむ。かくして唐との修好こゝに成る。而して天智天皇が百濟の民を重用して、五經・兵法・陰陽・醫藥等の官職を與ふるや、三韓の民、日本を慕ひ、持統天皇の前より新羅人の歸化するもの續々絶えずして、其工藝・文物を傳へたればなり。而して其の最も大なる結果は、日本の國民的存在を確固ならしめたるにあり。日本の未だ三韓を失せざるや、彼我人民、互に相交通婚嫁し、三韓の使臣、日本に仕へて、日本の民もまた三韓に奉仕せり。之がため人民が其の祖國に對するの念は熱切なる能はざりき。三韓は我領土なるが如くして、領土は何の邊に盡くるかを知らざるより、國家界域の念薄かりき。今や三韓已に日本の有にあらす。恐るべき大勢力の之を掩有して日本に迫らんとするを見しより、西國・四國に國防の設けられしが如く、國人の胸中に國民的界域を生じ、祖國の念を生じ、愛國の心を固くし、大化の國體變革によりて僅に國家らしき形を具へたる國は、初めて其國民的存在を益國民の胸中に確定したり。語を更へて之を云へば、日本國民は白村江の大敗によりて始めて統一を確定せられたるなり。

空前絶後の國政變革 國民的精神の勃發、國民的存在の確定

第九章 壬申の亂 (紀元千三百)

高麗泉蓋蘇文、天智天皇五年薨、王高麗の滅亡は天智天皇の七年にして唐の總章元年也。

今の濟州島。

高麗全く亡ぶ 斯くて中大兄皇子は外征及び其善後の施設に六年を費し、七年の春正月、始めて天皇の位に即く。之を天智天皇と稱す。是より先高麗の宰相、泉蓋蘇文死し、其子弟権を争ふに乘じ、唐、其將軍李勣をして、百濟の鎮將劉仁願、及び新羅と三道より高麗を攻め、遂に國都平壤を圍むこと月餘にして之を取り、高麗遂に亡ぶ。亡ぶるとき五部、一百七十六城、六十九萬餘戸あり。始祖東明王より二十八王七百五年なり。高麗は三韓中、最も實力あり。其民最も勇武にして、唐の太宗すら之を恐る。今や全く覆亡せしかば、三韓回復の望遂に絶え、最も日本に附近して一國を爲せる耽羅すら、新羅の政令を受くるに至る。然れども白村江の一敗、深く國人を恐怖せしめれば、また回復軍を出すの餘裕ある能はざりき。

天智大海人と適はず 天智の皇位に即くや、古人大兄皇子の女、倭姫を立て、皇后とし、別に四人の妃を立てしが、此外子を生みし宮人四人あり。其一人は伊賀より貢りし采女にして宅子と云ふ。大友皇子は其生む所なり。是より先天智の尙ほ皇太子たるや、額田の女王を寵す。皇弟大海人もまた同じ

佐命の臣鎌足は、之より三年前巳に藤原の姓を得て薨す。

水鏡の記者は曰く太政大臣を東宮とせし十二月の三日御門御馬にたてま

く女王の美を慕ふ。天智之を含むと雖も、猶ほ其筑紫に下りて軍政を督するや、大政を大海人皇子に委し、歸つて位に即くや、大海人皇子を以て皇太子とす。然も遂に大海人に釋然たる能はず。終に位を大友皇子に傳へんと欲す。然れども大海人久しく政局に當りて黨與多し。大友を立てんとせば天智の生前に其権力を作らざるべからず。是に於て十年春、大友を太政大臣として萬機を總攬せしめ、前に筑紫の率に拜せられて其兵を都督せんがために下向せる蘇我の臣赤兄を以つて左大臣とし、中臣の連金を右大臣とし、蘇我の臣果安・巨勢の臣比等・紀の臣大人を御史大夫として之を輔翼せしむ。思へらく、皇位は遂に大友皇子に來らんと。然れども大友皇子の羽翼未だ成らずして、其秋、天智早く已に疾を得て命旦夕に迫り、一日蘇我の安麻呂をして大海人を病床に招かしむ。安麻呂は大海人皇子の好む所のものなり。私に告げて曰く、天皇疾篤し必ず後事を屬せん、殿下之に答ふる宜しく戒心すべしと。天智天皇、果して大海人皇子に屬するに後事を以てす。大海人、天智の己に位を讓るの心なきを察して、其陰謀あらんことを疑ひ、之を辭して曰く、臣不幸にして多病、何ぞ能く社稷を保たん、願くは天下を擧げて皇后に附し、仍ほ大友皇子を立て、儲君とすべし。臣は今より出家して陛下の爲めに功德を修めんと。則ち直ちに内裏の佛殿に於て鬚髮を剃りて法師となる。天智天皇之に贈るに法服を以てし、其吉野山に入るや、諸大臣之を送つて菟道に至つて歸る。或は曰く、是れ虎を野に放つも

つりて山科へ在りて林の中へ入つて失せ給へぬ。何處に在はすと云ふ靴の落ちたりし御を陵にはこめて祀りしなりとは是れ信ずるにたらず。

天武天皇の二年、書生を集めて始めて一切經を川原寺に寫さしむ。

公卿大夫、臣連、伴造等に詔して始めて出身せんとす。人仕へしめ、後進せしむ。婦人は有夫と獨身を問はず。進仕するを許す。

三年、對馬初めて銀を出す。

初めて漢詩を作りて稱せらる。

四年、初めて古星臺を起す。百姓の能く歌ふ男女、侏儒、伎人を貢ぜん。事を諸國に命ず。

是より先き國司百姓に稻を貸して利の法を定め、貧富によりて三等に分ち、二等以下のもち、二等以下のもすこと勿らしむ。

禽獸保護の法を定む。檻穿機槍を用ひて獵する勿らしむ。

壬申の亂

のなりと。大友皇子、大臣の心を疑ひ、蘇我の赤兄・中臣の金・蘇我の果安・巨勢の比等・紀の大人を内裏の西殿、佛像の前に集め、手から香爐を取つて、起ち誓つて曰く、六人心を同じうして天皇の詔を奉ぜん、違ふものは必ず天罰を蒙らんと。是に於てか大臣もまた同じく之に誓ふ。天智天皇は二十歳にして入鹿を誅し、十六年間皇太子として革新の衝に當り、六年、筑紫の軍政を督し、天皇の位にあるもの僅に四年にして、二十六年苦勞の報酬として、其太子があらゆる危難と、あらゆる陰謀に圍繞せらるゝを見つ、憂愁の間に崩じぬ。已にして皇太子天位に即く。之を弘文天皇とす。

壬申の亂

此の時に方つてや、天下禍亂の兆、歴々として存す。大化の革新によりて其人民土地を官沒せられたる地方の國造、縣主等の土豪、及び京官は皆革新を不便として、革新に伴ふ繁文の政を厭忌し、再び復古の機會あらんことを希ひ、而して革新の爲に新に權力を得たる地方の有司は、未だ其地歩を固めて新政を支持する程にあらざりき。之と共に肅慎征討・蝦夷征伐より、前後數回の三韓外征によりて、人民、征賦に勞れ、唐制に模したる近江朝廷の施設を見て、軍國の急務たるを解せずして、不急の土木と爲すもの多かりき。而して是等の不平は皆才幹甚だ露れたる天智天皇の身上に集りて、天下今一層溫和保守的にして、無爲なる君主を望みたりと雖も、天智の雄才と熱心とは、能く此の民怨を抑へて、發するの機なからしめたり。而して大海人皇子は久しく天智の皇弟として、大

化の革新には與つて力ありしと雖も、其衝に當らざりしがため、天下之を怨むるの心薄く、而かも天智に代る六年の執政、太子たる四年の歳月は、能く十分の黨與を朝臣、豪族の間に結ぶに足りしかば若し天智にして位を大海人皇子に譲らんとせば、即ち已む。然らずんば之をして吉野に入らしむるは實に虎を放つて野に入らしむると異ならざりしなり。天智は才幹甚だ銳にして自ら用ふるの風あり。大海人皇子の清濁併呑、臨機應變、一定の目的を追はず。事情によりて進退するに比しては、寧ろ朝臣に不便とせられたること多かりしに、弘文天皇に至りては眼光精耀、風采異常、文藻風流自ら高しとし、氣鋭年少、人に加へんとするの風ありたれば、老練多智の大海人皇子よりも寧ろ多くの黨與を作る能はざりき。而して何れの時代にも存するが如く、朝廷の黨派は既に此際にも存したれば、各々其主とする所を帝位に即けて、以て己の望を達せんとする無數の策士あるを免れず。斯の如くして弘文天皇・大海人の間は、日々に離隔せらるゝと共に、弘文の大臣もまた自ら安んぜずして相危疑す。而して弘文の妃はまた大海人の女なるを以て、其侍嬪等日夜近江朝廷の事情を吉野に報ぜしかば、未だ世路に慣れず、未だ十分の權力なく、未だ大名なき二十五歳の少年皇帝は、あらゆる不平、あらゆる危疑、あらゆる陰謀に圍繞せらるゝを見て、自ら戒心して兵馬を調發し、萬一に備へんとす。已にして功を希ふ舍人朴の井の連雄君、大海人皇子に告げて曰く、私事を以て美濃に至りしに、近江朝廷

壬申の亂

此年牛馬鶏犬猿猴を食ふを禁ず。是より以外は隨意なり。

五年百姓と雖も、才能あるものは仕進するを許す。

此年諸國をして生類を放たしむ。

此年使を諸方に發して金光明經と仁王經を説かしむ。

六年、親王諸王及び、群臣をして毎家一人出家せしむ。

此年百姓、課役を逃れんとして浮浪す。是れは、本土に歸らしめ、本土に浮浪せば、本土と浮浪地の課役を、并せて命ぜしむ。

八年天武天皇諸皇子を集めて曰く、朕今日汝等と盟ひ、千歳事なるらんことを欲すと。即ち諸皇子を抱く。皇

とを欲すと。即ち諸皇子を抱く。皇

十年、多爾が島に遣はせる使人其國を切り、草衣をつ

十一年、境部連石積等に命じて新字一部四卷を新

此年天下を令して男女髪を結ばしむ

壬申の亂 壬申の亂

が美濃・尾張の國司に詔して、山陵を造らんがために豫め人夫を差定せよと云ふを見たり。而して人ごとに兵器を取らしむ。是れ決して殿下の利にあらずと。或はまた曰く、近江の京より倭の京に至るまで、處々に斥候を置き、菟道の橋守に命じて皇太弟の舍人の私糧を運ぶを禁斷したりと。此事なきも、大海人皇子固より發せんとす。今や此事を聞き、揚言して曰く、近江我を苦しめんとせば、我先づ發せんと。村國の連男依・和珥部の臣君手・身毛君の廣をして、美濃安八磨郡の湯沐令、多の臣品治を催促し、郡兵を發し國司に迫り、三千人の兵を發して急に不破關を扼せしめ、自ら東國に入り、其兵に頼つて、近江を襲はんとして、急に草壁・忍壁の兩皇子、村井の連雄君・縣犬養の連大伴・佐伯の連大目・大伴の連友國・稚櫻部の臣五十瀬・書的首根麻呂・書的首智徳・山背の臣小林・山背部の小田・安斗の連智徳・調的首淡海等二十餘人、女官十有餘人を率ゐて、菟田の吾城に至る。大伴朴本の連大國、甘羅村の獵夫二十餘名を率ゐて之に従ふ。美濃王もまた從うて湯沐の米を運び、道に伊勢より米を貢する馬に遇ひ、其馬を取つて走る。已にして大野に至りて日暮れて進む能はず。村家の離を取りて、燒きて燭に代へ、夜半、名張郡の名張驛に至り、因つて村中に唱へて曰く、天皇東國に入りて、人夫を招くと大呼するも、一人應ずるものなし。乃ち去つて伊勢の鈴鹿に至る。此時、高市の皇子・大津の皇子は、鹿深越より、民の直大火・赤染の造徳足・大藏の直廣・隅坂上の直國麻呂・古市の黒麻呂、

竹田大徳・膽香瓦の臣安倍は、大山を越え、共に鈴鹿に會し、直ちに五百人の兵を得て、鈴鹿關を扼す。鈴鹿・不破は北東より近江に通ずる咽喉なり。大海人皇子、已に此の關を取るや、更に東海・東山の軍を募らしむ。見よ其武臣・文臣、皆近江に志を得ざるものにして、また從來の歴史に名を知られざる郡邑の土豪、此革命の風雲に乗じて起りしものなり。

兩軍の兵勢

近江朝廷は固より大海人皇子を疑ふと雖も、斯くも急に發せんとは思はざりしかば、此の報を聞き、舉朝震驚、或は東國に逃れて大海人皇子に投ぜんと欲するものあり。或は山澤に退かんとするものあり。弘文天皇、先づ葦那の公磐楯・書の直藥・忍坂の直大摩侶を東國に、穂積の臣百足・物部の首日向を倭に、佐伯の連男を筑紫に、樟の使主磐手を吉備に遣はして兵を發せしむ。吉備の國守當摩の公廣島、大海人皇子と善きを以て敢て兵を發せず。磐手乃ち之を殺す。筑紫太宰粟隈王、また大海人皇子に好きが故に邊境の備一日も怠るべからざるを口實として兵を發せず。男之を殺さんと欲すれども壯士傍にあるが爲遂に手を空して歸る。東國に向へる磐楯は不破の關に支へられ歸る。斯の如くして兵を三方に募りて、得たるものは中國の兵のみ。大海人皇子已に東海・東山の軍を領せしかば、紀の臣阿閉麻呂・三輪の君子首・置始の連菟をして、兵數萬を率ゐて伊勢・大山より大和に入らしめ、村國の連男依・書的首根麻呂・和珥部の臣君手・膽香瓦の臣安倍をして、不破より直ちに

壬申の亂 兩軍の兵勢

此年諸國に命じ家ごとくに持佛堂を立てしむ。

此年天皇宮にありし王卿を招きて其前に博戯せしむ。

朱鳥元年、天皇、王卿を召して無端事を問ひ解くものに物を賜ふ。無端事は謎語也。高市皇子、伊豫王解きて社會行樂の進歩を見るべし。

壬申の亂 壬申の亂の結果

は、益々其勢力を失して、一種の宮廷的貴族として存するのみ。地方の豪族として新に名を擧げしものは、意外なる小民多くして、政權の分配に於て一大變動を來したり。故に是よりのち神別・皇別等、姓氏の銓考中絶し、之と共に大化の改革中、土豪の兼併を制する項は、漸く空文となり、兼併の弊、私民を置くの風起り、天武天皇の皇后、持統天皇の三年には、直廣肆下毛野朝臣子麻呂が奴婢を放つや、六百人を數えたるほどなりき。此の如く、新族・舊族交も相攻めて、一盛一衰する間に、獨り中臣氏のみは此時より深く其根を植う。初め鎌足の猶ほ死せざるや、其の女、氷上 娘、及び五百重 娘を以て天武に奉じて各々子あり。是れ鎌足は天武を以て太子として之に配したるなり。已にして天智天皇また大友皇子を立てんとすの志あるや、鎌足また其女を以て大友皇子に妻はす。斯の如くして中臣氏の女は兩個の勢力の間に分れたり。而して兩黨相戰ふ時、鎌足已に死して嗣子幼弱、何れにも黨せざりしかば、神武に從屬したる諸大族は、前後互に相夷平せられたるに、獨り中臣氏のみは天武の勝利と共に其血液を宮廷に輸送す。中臣氏は即ち藤原氏なり。

第十章 淨見原の朝廷 (紀元千三百三十一年よ) (り千三百六十年に至る)

朱鳥元年天武天皇病あり之を卜するに草薙劍崇を爲す即日之を尾張熱田の社に送置す。此年男子に歷裳を著けしめ、女子は背垂髮せしむ。

辭世の時に曰く金鳥臨三西舍、鼓摩催二短命、泉路無三賓主、此夕離家向。

天武前後社會の進歩

壬申の亂は保守的反動なりき。然れども果して此反動の勢に乗じて進み得、乎。土豪の勢力は能く大化の詔令に對して憤を洩らし得べし。然れども改進の政は之がために一日も怠るべからず。何となれば社會生産の進歩、人民の欲望は最早や舊時の律法を以て束縛すべからず。治者の識見已に社會の陋習を見ては、又默止すべからざるに至りしが故なり。欽明天皇以後數次歸化せる韓人の工藝は村より村に傳はり、李唐の博大なる文物は三韓を經過せず直ちに日本を刺激し、之に對しては黨派の別ある能はざりき。故國の滅亡より日本に來りし四千の百濟人は其學術工藝を我々に傳へたり。斯くて築城術も來れり。沙門知由によりて國民は始めて指南車(磁石)を用ふるを知れり(天智の五年)。天智天皇によりて始めて漏刻(時計)を得たり(齊明の六年)。天智天皇が武を磨かんだめに牧馬を勸め(天智の七年)しより良馬は天下至る所に是あり。石油・石炭は越後より出で(天智の七年)、東征西伐によりて造船の術進み、水碓を造りて鐵を陶冶するの技を始め(天智の九年)、黃書造本實は水碓を作り(天智の十年)、而して文藝に至りては大友皇子漢詩を作りて、傍人を驚かす程に發達

したり。占星臺を建て、(天武の四年)天文を推測し、宋の元嘉・唐の儀鳳曆の最も密なりしを知りしは天武自ら爲せしなり。開國以來始めて銀を對馬に採掘するに至りて、銅錢銀錢の盛に用ひらるゝに至りしも此頃なり。宮中に於て無端事を語りて之に答ふるものに物を給ふと云ふが如き家居的の快樂の起りしも此頃(天武の時)踏歌の節會と號して官吏相會して且つ歌ひ且つ踏り、歌垣の風を朝廷に移して一種の節會としたるも此時なり。社會の快樂・生産・欲望・智識。斯の如くなれば、天武は如何に保守的の反動に乗じて起ちたるも、朝制・法律は愈々益々改進の方針に出でたり。

天武天皇の改革

故に大學を京に設け、諸國に國學を設けしは此朝なり。男女散髮蓬頭の風を改めて結髮せしめたるも此朝なり。百姓と雖も、才長あるもの、仕進を容したるは此朝なり。下野の民・凶年に遇うて子を賣らんことを請うて國司より奏請するや、之を禁じたるも此朝なり。諸王・諸臣・百僚に詔して、兄弟以上の親、及び其氏族の長の外は之を拜することなからしめ、諸王は母と雖も、王姓ならざれば拜するなからしめ、諸臣もまた、其の母の姓卑しくば之を拜する勿らしめ、犯すものは之を罪したりしも此朝なり。禁式九十二條を設けて、親王以下百姓の服用する金銀珠玉紫錦繡綾の色を別ちたるも此朝なり。百官百姓の宮人を恭敬すること過重にして或は其門に詣りて訴を呈し、或はその家に媚びて賂遺するものを禁じたるも此朝なり。その他伴造・國造の子の進退を定め、文武

然れども概して行はれず。

唯だ遺師、臣、稻置の姓を定めずして已む。

の官、才能あるも、族姓明かならざるものは考擧げざるの制を定め、更に族姓を改めて八種とせるも此朝にして、真人は皇胤に與ふるの姓なり。朝臣は中臣氏等に與ふるの姓なり。宿禰は忌部氏等に與ふるの姓なり。忌寸は秦漢の二民及び百濟の民等に與ふるの姓なり。道師は藥師・畫師に與ふるの姓なり。臣・連・稻置は其前官によりて與ふるの姓なり。國初以來氏族の錄せらるゝもの一千一百八十二氏にして、此時明白に由來を分つべきもの二百餘族あり。皆其歴史によりて新姓を與ふ。餘は散逸紛雜考ふべからず。以て世變を見るべきなり。また親王以下に位冠及び禪・褶・裳を着けざらしめ(此風後に改めらるゝ膳夫・采女等に手襪・肩巾を着くるなからしめ、跪禮・匍匐の禮を改めて、大化以前の立禮を復興したるも此朝なり。刑法を申明し、法を犯す者は禁省朝廷の中を問はず、直ちに犯罪の處に於て糺彈せしめ、重罪を犯すものは請うて之を捕へしめ、抵抗するものは兵を發して之を捕へしめ、犯狀顯然たるに猶ほ伏せざるものは本罪に加ふるの制を定めたるも此朝なり。伊勢王・羽田の公八國・多の臣品治・中臣の連大島、その他判官・録史・工匠をして、天下を巡行して、國境を分畫せしめしめ、この朝なり。婦女の馬に騎るや鞍の一方に偏踞するの風ありしを改めて男子の如くせるもまた可なりとせるは此朝なり。要するに大化より發したる革新の政は、天武天皇の朝に至りて其半ばを成就せるものにして、殊に川島皇子・忍壁皇子及び廣瀨王等を始め、中臣の連大島・平群臣の子首等に命じ、歷代宮

十一年小紫三野王
及宮内省大夫等
に命じて新城の地
を見せしめしが十
三年再び三野王等
を信濃に遣はして
地形を看せしむ。何
れも都せんが爲

中の古事を口碑傳説の間に保つ女官につきて、古事を聞きて之れを筆記せしめて國史を作りしが如きは、最も特筆大書すべき出来事なりとす。而して天武は天智大敗の後を承けしかば、兵馬の訓練に於ては最も意を致し、久しく筑紫の太宰たりし栗隈王を以て兵政長官とし、文武の官をして務めて兵を學び、馬に乗ることを習ひ、馬あるは騎士たり、馬なきは歩卒たらしめ、凡べて訓練準備して萬一の用を缺かざらしめ、若し兵裝缺くるものあらば、親王たると諸臣たるとを問はず之を罰せしむ。故に古來歷朝兵備の行き届きしは此朝を以て最とす。天武天皇はまた自から武を用ひて天下を取りしかば、天下の私黨を禁ずるの一事は秋毫も怠らず。民家の大角小角、鼓吹幡旗弩抛の類を收めて、悉くこれを郡家に納れしめ、また都を信濃に遷さんとして、小紫三野王・小錦下采女の巨築羅等をして、地形を觀察せしめたり。或は天智の故智に倣うて都を中心に移し、以て外敵の襲撃に備へんとせるもの乎。而して諸王諸臣の封邑從來多く西南諸國にありしに、天武天皇の時に至りて多く美濃・近江以北の諸國を以て之に充てしかば、東北は始めて政治上の勢力となるの端を開きたり。

天武天皇神佛を信ず

佛敎は天智天皇在位の時より、已に國敎となりて巨大の勢力を得たりしが、天武天皇の時に至りては、更に一層の勢力を加へたり。蓋し天武は、雄才大略の姿を備へたりと雖も、豪傑往免れざるが如く、鬼神を信ずるを免れざりき。其弘文と戦ふや黒雲を見て之を卜し、天下兩分の兆

となし、已にして弘文に勝つや、事代主神・生雷神、及び村屋神の神託を得たりと云ふ巫祝を信じて、其神位を進めたるが如き、また白雉・瑞雞・瑞稻・甘露等の祥瑞が、天武の時に至りて續々として出で來りしが如き、皆其弱點を示さざるはなし。故に天武の時に至りて、諸神・諸社の盛なる前古比なく、新神の祭られしもの多く此時に始まり、一切經を書寫するも此時に始まり、佛敎の趣旨によりて漁獵に制限を附し、檻奔・機器を以て禽獸魚介を捕へるを禁じたるも此時にあり。牛馬鶏犬猿猴の肉を食ふを禁じたるも此時にあり。生類を放つの令も此時より始まり、使を諸國に發して、金光明經・仁王經を説教せしめたるも此時にあり。天皇親ら寺院に臨みて佛像の前に禮拜せるも此時にあり。僧尼をして宮中に安居せしむるも此時に始まり、諸國の毎戶佛舎を作りて佛像及び經を置きて禮拜供養せしめしも此時にあり。佛敎・神敎靡然として風を爲せぬ。

持統天皇の治世

斯くて天皇は世を治むること十五年にして崩ぜしかば、皇后廣野姬朝に臨みて政治す。之を持統天皇とす。持統天皇は神功皇后の如き勇往斷行の男性的女子ならざりしと雖も、沈靜にして思慮あり。大量にして口舌少なき女性としては、古今東西の歴史に比ひ稀なる女帝にて在はしき。其父天智天皇よりは智慧と氣象とを遺傳し來れり。其婿大海人皇子よりは政治的教育を受けたりしかば才能尋常ならず。大海人皇子流離の間にも從屬して、内助の功少からざりき。其治世は大海人力征の

朱鳥元年天武天皇崩すや大津皇子反る皇子は天武天皇の第三子にして天武天皇の弟太田姫持統天皇の出也。狀貌魁梧博覽にして文能及ぶ武を練るに其父善くして其叔を天智天皇に類する所ありしかば、深く天智の鍾愛する所となる。天武天皇の晩中朝政を聽むの心あり、新羅の僧行心、天文を能くして皇子の反人臣に似ず久しく下位にあらず却つて禍を授けんとす。是に於てか大津皇子謀つて皇太子草壁皇子を殺さんとして誅せらる。其妃山邊皇女徒歩死す。之に赴きて列死す。見るものは泣き墮さるはなし。飛六大寺は大宮、飛

鳥、川原、小梨田、豊浦、坂田を云ふ。

朱鳥元年、筑紫太守高麗新羅百濟の民及僧尼六十二人持統天皇元年、高麗人五十六人投化らしむ。同年新羅人十四人投化す。之を常陸に居る下野に投化す。同じく筑紫太守より、新羅僧尼二十二人送り之を武蔵に投化す。二年、百濟の敬須德那利を甲斐に移らしむ。三年、投化新羅人を下野におく。四年陸奥優曇曇部の蝦夷髪を剃つて僧となる。同年、下毛野朝臣を免ず。白銀六百を本秘。新羅人五十人百濟人二十一人各投化す。又投化新羅人十二人を武蔵に投化す。新羅人を下野におく。同年、筑紫上陽群

淨見原の朝廷 外人、北狄、南蠻の歸服

後を受けて、決して治め易き時にあらざりしも、僅に異志を蓄へたる攝政大津の皇子を誅したるのみにして、失政なく、事變なく、また外戚の權を張る諸臣なく、大化以來の改進黨を取つて、敢へて綱を失せざりしを見ては、實に其の賢女皇たりしを知るべきなり。殊に此時は海波の彼方唐にては、則天武后の世にして、宗室を殺して權勢を張り、帝王を廢置すること奕碁の如くなりしに比して、持統天皇は守成の女皇としては、殆ど間然する所なしと云ふも不可なかりき。是れ壬申の亂に、名門大族多く倒れ、天武天皇に仕へたる地方の勇士は、土豪にして武臣たるに止り、朝權一に草壁・高市二皇子に出で、朝廷權臣なかりしによると雖も、持統天皇の沈勇にあらざれば、争でか斯かる事あるを得んや。天智天皇以來、佛教は已に貴族間の國教となり、天武の時に及びて、其鬼神の、求福の方面に於て著しき發達を爲し、が、持統天皇の時に及びては、其女性的感情に暖められて、慈悲忍辱の方面に於て、著しき發達を爲し、天武天皇の冥福を祈らんがために來るものは何人を拒まざる無遮の大會は六大寺に設けられたり。京師孤獨高齡の民に布帛を與ふること此時より始り、百官をして肉を禁じ、心を攝め、過を悔いて、雨を祈らしむるも此時に始り、天皇巡幸の地は其農時を害するの報として一年の調役を免ずるが如きも此時より始り、頻に罪人を大赦するの例も此時より起りぬ。外人、北狄、南蠻の歸服 斯く佛教の感化は仁愛の政治をしたると共に天下泰平にして兵革なく、外人

を優待するの風は自然に多くの外人を誘致せるより、此頃より外人の歸化するもの續々絶えず。持統天皇の時外人の來るもの前後七八回、皆之を北方に配布す。是れ其本國と相疎からしめ、南人を以て北人に雜居せしむるの政策に外ならず。此時代は朝廷の權力再び増加したる時なりしかば、天武天皇の崩するや蝦夷一百九十餘人、調賦を荷擔して天皇を哭し、佛教の感化は遠く飛んで蝦夷に及び、優曇曇部の脂利古の男麻呂、鐵折と共に髪を去つて法師たらんと乞ひ(三年)、越の蝦夷も亦道信なる沙門を出すに至り(三年)、是より漸々蝦夷を感化するの道開け、また筑紫の太守栗田真人は隼人一百七十四人を獻じたり(三年)。

生産、法制の進歩

泰平はまた生産を進め、伊豫國司田中の朝臣法麻呂は、宇和郡御馬山の白銀及び銚子を獻じ、其他農田の開拓、布帛・綿布・絹等の生産、前古比なきに至れり。また是より先き農夫は多く唯だ五穀を植うるのみにして、其他の草木は之を植うるもの少かりしかば、此朝よりは令を發して桑・苧・梨・栗・蕪菁等の栽培を勸めて、五穀の助となさしめたり。斯くて世は、漸く通貨の必要を感ずること切なるに至りしかば、鑄錢司を置きて貨幣を作り、從來、市場に通用する三韓の貨幣、及び唐の貨幣と參差して用ふるの已むを得ざるに至り、双六の戲も之より起り、又遂に僧觀成をして、鉛粉を造りて美を競ふ婦人の求に應ぜしむるに至りぬ。斯る間にも奴隸良家の民法を改竄補修し、百姓の服制

淨見原の朝廷 生産、法制の進歩

郡の軍卒、大伴部、博麻呂賞す、博麻呂は天智天皇百濟を救ふの役敗れて他の四人と共に唐軍に執へられて歸るを得ず。乃ち己の身を賣つて奴となし、是により四人を用を賣つて本國に歸り、唐に告げしめ、唐にありし後、三十年にして、始めて歸りたる也。其朝廷を尊び國を愛し己を賣つて忠を顯はしし賞として務大肆の位、稻一千束水田四町布帛等を賜ひ、會孫に至るまで之を給し三族の課役を免す。皇女に内親王の號を賜ふ。曰く百姓の弟にして兄の爲めに奴隷に賣らるゝものは良民とす。子にして其の父に賣らるゝものは賤民とす。貸借の同年、民法を發して大化令を補ふ。曰く百姓の弟にして兄の爲めに奴隷に賣らるゝものは良民とす。子にして其の父に賣らるゝものは賤民とす。貸借の同年、民法を發して大化令を補ふ。曰く百姓の弟にして兄の爲めに奴隷に賣らるゝものは良民とす。先祖の時に既に奴婢を免じて其籍を除きたらんに之を己の奴婢とする能はず。新羅人三十七人投來す。

を改め、また國防に要すべき地に城を築き、浮浪を捉へ、戸籍を正し、年々諸國の壯丁を四分して、其一を兵として武を練らしめ、始めて全國皆兵の軍防令を完備するなど、改進の施設一として怠らざりき。然れども皇太子草壁皇子の早く薨じたるより、治世の十二年、草壁皇子の子、珂瑠王に位を禪りしによりて、凡べて持統天皇守成の光榮は消えぬ。何となれば藤原氏專横の端始めて開けたればなり。

第十一章 平城時代(上) (神武紀元千三百六十年より千四百年に至る)

文武天皇の即位、制度益備はる

持統天皇在位十二年にして、位を珂瑠王に讓る。之を文武天皇とす。文武天皇は、持統天皇の皇子なる草壁皇子の二子にして、其位に即くや方に十五歳なりき。即位の時、宣命を發して、皇族・百官、及び天下の百姓に誓ふ。是れ國史に保存せらるゝ最古の宣命なり。諸王以下西面に列を爲して立つや、宣命の大夫、威儀を嚴かにして宣命す。曰く

「現きつ御神と大八島國知ろしめす。天皇が大命らまと詔りたまふ大命を集侍る皇子等王臣、百官等、天下の公民、諸ろく聞食しめ給へと詔る。此時諸親王、先づ唯と稱して、再拜し、之を承諾するの意を示し、諸王以下公民に至るまで、皆斯の如くす。高天原に事始て遠き天皇祖の御世の中今に至るまでに天皇が御子の阿禮坐む彌や繼々に大八島國知らさむつぎてと天都神の御子隨も天に坐す神の依し奉り隨に此の天津日嗣の高御座の業と現御神と大八島國知ろしめす倭根子天皇命の授け賜ひ負せ賜ふ貴き高き厚き大命を受け賜はり恐み坐して此の食國の天の下を調へ賜ひ平げ賜ひ天の下

の公民を恵み賜ひ撫で賜むとなも隨神思しめさくと詔り給ふ天皇が大命を諸ろ聞食さへと詔る。」

平城時代(上) 文武天皇の即位、制度益備はる

文武天皇の母は後元天皇の皇女也。而して父は同じく天智天皇の皇女也。草壁皇子にして、母の皇姉持統天皇は即ち皇祖母たり

此時諸親王また唯と稱して再拜するや、以下百官百姓また斯の如くす。「是を以て百の官人等四方の食國を治め奉れと任せ賜へる國の宰等に至るまでに天皇が朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる國の法を過ち犯す事なく明き清き直き誠の心を以て彌や獎み獎みて緩怠ることなく務め結りて仕へ奉れと詔り給ふ大命を諸る聞食さへと詔る。」諸親王三たび唯と稱して、再拜するや、以下百官百姓また斯の如くす。「故に如此の狀を聞食し悟りて欸しく仕へ奉らむ人は其の仕へ奉つれらむ狀の隨、品々讚め賜ひ上げ賜ひ治め賜はむ物ぞと詔り給ふる天皇が大命を諸る聞食さへと詔る」諸親王四たび唯と稱して再拜し百官百姓また此の如す。

斯の如く君は誓ひ、民は服する最美最善の詔を以て開かれたる治世は、天皇が十五歳の年少なりしにも似ず。文武天皇の餘烈と、賢母持統天皇の恩恵とを以て作られたる勢と、宰相忍壁皇子及び藤原の不比等の勤勉と才識とを以て朝政を輔けしかば、泰平の氣象融々として、文物・生活・政治・愈進み、諸國の民、凶年に際して食に乏しきや、獨り租税を免じ、若しくは物を賜ふのみならず、并せて醫藥を給ふほどなりき。其他因幡・周防は銅鑛を開き、近江は白礬石を出し、伊豫は白鑛及び鑛鐵を採り唐に遊學して玄奘三藏に禪學を學びたる道昭の手を経て、多くの國民は川に橋梁を架し、津津に船を儲へ、路傍に井を穿つの風を知り、對馬と陸奥は金を出し、之が爲に五年三月久しく廢したる年號を建て

文武天皇の元年、諸國に令し今年より三年の間、貸税の利を收めざらしむ。民に税を貸して其の利を重ねて、其年納租せしむるを此年また諸國に令し、毎年放生せしむ。

道昭は河内の人孝徳天皇の白雉四年唐使に從つて入唐し玄非に遇うて業を受く。玄非曰く、

く、經論は深妙にして、如かず禪を學びて、東土に流傳せしめんとは、天下の多し。周遊十餘年、弟子其遺命に於て之を火葬す。元新羅の使者また至る水陸二道の使を發して之を筑紫に迎ふ。

二年、太宰府をして豊後の大野、肥前の基肆、肥後の鞠智(菊池城)の三城を治めしむ。漸く此頃公私の奴婢漸く逃亡して民間に散らるるものあり。此に於てか二年答法を初め、逃者及び容止するものを罰す。博戲遊手の徒も同罪也。

て大寶元年とするに至りぬ。壬申の亂に、一旦東國の勢力を利用したるより、東國の民、初めて歴史上に識認せらるゝに至りしも、多くは美濃・尾張を限りとせしに、今は信濃の民も漸く識認せらるゝに至り、武器を作りて朝廷に奉るに至りて、甲斐の民も亦之に倣ひ、越後の蝦夷も亦物を朝廷に奉るに至り、陸奥は猶ほ采女貢進の區域たる能はざるに、越後は已に筑紫と同じく、此朝より采女を貢進するに至れり。斯くて北方の蝦夷も、多く已に王澤にうるほひて、人種的の争闘も今は稍や混蕩融和し東國と五畿との交通、漸く頻繁となりしかば、初めて岐蘇の山道を開くに至りぬ。また此年太上天皇は參河・尾張等の國々に幸せぬ。是より先即位の翌年文忌寸博士等八人をして兵を率ゐて南筑紫の外洋に國を覓めしめ、翌三年、多櫛・夜久・菴美(今の大島)・度威(吐火羅群島)等の國を我藩屬とせぬ。已にして大寶元年、天皇大極殿に御して朝を受くるや正門に鳥形の幢を立て、左に日像・青龍・朱雀の幢を立て、右に月像・玄武・白虎の幢を立て、蕃夷の使者を左右に陳列せしめ、而して其樂は大平樂を奏したり。前朝以來の理想せる儀文は此に至りて完備し、齊明天皇の時は、瓦蓋の宮を建てんとしなほ得ざりし朝廷、今は壯麗真に雄偉たる王者の宮となりぬ。

大寶令の制定 物質の發達、政權の擴張、斯の如くなれば、法令もまた之に伴ひ、文武天皇の四年、忍壁親王・藤原の不比等・粟田の朝臣真人・伊岐の連博德・伊奈部の連馬養・下毛野の朝臣古麻呂等に、命

(頭娃)助實衣君互
自美肝衝(肝付)
難波等肥人等を従
へて兵を持して剽
略す兵を發して
之を征す。

平城時代(上) 錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民始めて麥粟を知る

るを以て、己に歸伏せる豐前の民二百戸を移して、交錯して相制御せしめ、尾張・上野・信濃・越後等の民二百戸を出羽の柵に移して以て蝦夷に備へ、更に武藏・下野・相模・上總・常陸・上野の富民千戸を選びて陸奥に配して、以て上國の勢威を北方に及ぼさんとしたり。然れども内に於ては、所謂衛士なるものは、徒に空名あるのみ。文弱、兵に習はず、事ある時、宮門を守る能はざる徒のみ。王朝特有の弱點、已に此時より現はれ、しかして民俗猶ほ未だこの政制の進歩に伴ふ能はず。大化の改革以來數ば禁令を下したるに拘らず、諸王・諸臣・豪族の兼併、愈々甚しく、徒に山澤を占めて權を張り、而して實は耕種せず。若し百姓柴草を取るものあれば、その器を掠めてこれを打ち、虐待に至らざるなく、若しこれを訴へんとせば、自ら有司と稱してこれを捕へて、却つてこれを罪せんとす。古へは諸王諸臣豪族のみ此壓抑を爲せしが、今は寺院もまた權勢を得て從つて壓抑者の一となりぬ。百姓に對する虐待かくのごとくなれば、その奴婢に對する虐待さらに甚しきより、走つて他に寄らんとすれば、法律また其のこれを容れたるものを罪せんとす。しかれども此法律あるに係らず、奴婢の虐待に耐へずして走るもの相尋ぎ、畿内、及び近江は、最も多く其の潜伏するところとなりしかば、朝廷より國司に迫つて之を驅逐せしめたり。

錢を貯へ稻を賣る者に官位を與ふ、國民始めて麥粟を知る

また銀錢・銅錢は已に世に行はるゝと雖も、最も開化

大寶元年、粟田朝

臣眞人を遣唐使節
使として、高橋朝
臣笠間を大使とし
坂合部宿禰大分を
副使とす。山上の
憶良亦其中にあり
大寶元年大納言大
伴御行薨す。贈官
臣を贈る。贈官此
に始まる。陸摩多
大寶二年、陸摩多
禰命に違ふ、兵を
發して之を平げ、
戸口を校して吏を
置く。
此年、持統天皇崩
す。翌三年始めて
飛鳥の間に火葬す
大寶四年五月、慶
雲と改む。二年
また東遷の令を出
しぬ。
慶雲二年、天下に
令して神部齋宮の
宮人及び老嫗にあ
らざる婦人は、凡
て結髮せしむ。慶
雲三年、初めて
土牛を作り、儼禮
を起して疫疾を祓
ふ。
此年男女別なく晝
夜相會して亂飲す
るを禁ず。

せる一部に行はるゝに過ぎずして、之を以て實として賣買するのみ。之を以て通貨として物品交易の媒とするもの少きが故に、また通貨としての用を缺き、之を受授するを肯せざるものありしかば、政令を以て其通用を強ひ、從六位以下蓄錢十貫以上を有するものに、位一階を進敘し、蓄錢二十貫以上に二階を進敘し、初位以下五貫を有する毎に一階を進敘する等之が別をなし、以て多少通貨の用を廣め得たりしも、道路に稻を賣らざるの風、古の如く、長途を行くもの食を得ずして道に死するもの少からざりしかば、郡司に命じ郡稻を割き、若くは富豪に募りて、錢あるものに賣らしめて、交通の便益を計らしめ、而して一年の中一白石以上を賣るものは、其名を朝廷に奏聞せしめ、或は田園の賣買は一に錢によらしめ、他の物品と交易せるものは、田園も代物も、共に没官して主客共に罪を得、郡司にして、斯の如きことを看過すること十回に過ぐれば、其任を解かるゝに至りぬ。また從來百姓は唯だ水田に稻を植うるを知つて、麥を植うるを知らず、麥の作用を知らざりしに、元正天皇の朝に至りて、諭告を發して、麥と粟との用を示して、其耕作をすゝめたりき、以て當時人民の生活状態を知るべきなり。

藤原氏の權朝野に繁殖す

持統天皇は比類少なき賢君なりと雖も、また實に女帝なりき。婦人の天皇に繼ぐに十五歳の少帝、文武を以てし、文武の後を承けて、また女皇の元明天皇を以てす。加ふるに文武

平城時代(上) 藤原氏の權朝野に繁殖す

元明天皇即位の翌年、武蔵秩父郡より和銅を献す。因つて和銅と改元す。且つ和銅開珎の銅錢を鑄る。銀錢を鑄るを禁ず。

和銅元年、太宰帥粟田朝臣真人、藤原等八人、尾張守に四八人、三關の國守は二人、後來に至つて隨身兵佐となつて、和銅元年、和銅二年、越後陸奥の蝦夷叛す。遠江、駿河、甲斐、信濃の上野、越前、越中の民を陸奥、鎮守軍となし、佐伯の宿禰石淵を征伐す。紀朝臣諸人より之を征服す。船一十艘也。

平城時代(上) 佛教貴族に行はれて平民に行はれず

天皇に從つて功ありし佐命の親王、中ごろ凋落して其材少なきに方りて藤原氏の才人、宮中・府中に相結託して進む。而して元明もまた五十五歳在位七年にして早く政治に倦み、其皇女を立て、元正天皇とす。皇室の權如何ぞ下に移らざるを得んや。元正の養老四年、藤原氏の統領不比等は病を以て長逝せりと雖も、他日元正天皇に代つて皇位に即くべき文武の皇子、首の皇子は不比等の正妻の子、宮子娘の生む所なり。首の皇子の元明天皇の世に皇太子となるや、不比等はまた縣犬養の三千代によりて生みし所の光明子を以て、首皇子に納れて妃とせり。それ未來の天皇は自家の孫なり。未來の皇后は天皇の叔母にして己の子なり。藤原氏の權は已に固く宮廷に扶植せられぬ。其一門連枝已に斯の如く朝廷の内外に榮え、文武の權を占めしかば、朝野仰望して、之を尊重し、藤原武智麿を南家と稱し、房前を北家と稱し、宇合を式家と稱し、麿を京家と稱す、四人は皆不比等の子なり。斯くの如く藤原氏の權已に植ゑられて其出、首の皇子帝位に即く。之を聖武天皇とす。是に至つて、朝野また藤原氏を如何ともする能はざるに至りぬ。

佛教貴族に行はれて平民に行はれず

當時佛教の信仰、朝廷・貴族を支配して、至らざる所なく、天武天皇の朝に少しく勢を得んとせる國神は、元明・元正兩天皇の世となりては、儀式の外、殆ど忘れられたるが如くなり。諸王・諸臣、競うて佛を信するに至る。藤原の不比等に至りて、鎌足の志を繼ぐと稱

て、興福寺を建て、以て一族の冥福を祈れり。鎌足の賢にして、猶ほ其子定慧を僧侶として入唐せしめ、元正天皇のごときは、元明天皇の爲に冥福を祈らんとして、華嚴經八十卷・大集經六十卷・涅槃經四十卷・大菩薩藏經二十卷・觀世音經二百卷を寫し、二千六百三十八人の僧尼を請じて齋法を設け、また彌勒の佛像及び金泥の願文を作りて、前代帝王の冥福を祈る。是より以下朝廷靡然として風を爲しぬ。然れども當時の佛僧は多く已に營利の僧となりて、中央朝廷の權を負うて、國司・郡司に迫りて寺院を建てしめ、寺院已に成るや、淨財喜捨を迫り、人民未だ信仰を起さざるに、早く田園・山澤を横領して民を使ひ、檀越の舊家も、また寺領を奪はんとして、衆僧と争ひ、羈々として已むときなかりき。是に於てか多くの佛寺を合して一寺となし、以て其成立を期するに至りしも、猶ほ自ら存する能はざるものありき。以て佛教は主として、朝廷に行はれて、未だ人民の間には盛に行はれざりしを見るべきなり。唯だそれ其國家の保護を受くるの故を以て、人民の信仰猶ほ起らずと雖も、其勢威は愈増加し、僧侶となれば公役を逃るゝの特權あるを幸として、無賴遊惰の徒、桑門に入りしかば、佛教は益官教となりて益腐敗し、聖武の時、治部省云ふ、一千二百二十人の僧、其入道の原由知られず、名實相分つべからずと。此時に方つて若し行基出で、平民に結託し、佛教を民間に傳ふるにあらずんば、佛教は殆ど平民社會より掃蕩せらるべかりしなり。

平城時代(上) 佛教貴族に行はれて平民に行はれず

僧行基官教に抗す 行基は當時官教の互に門戸を立て、權勢を恣にするを憤り、山村に逍遙して、佛敎を説き、市街に民を集めて罪福を教へ、諸國を周遊して河津に船を具へ、橋を作ることを教ふ。是に於てか官教を厭離する人民も亦漸く佛敎に向ふに至りぬ。然れども行基の徒は其官教に憤慨する之餘、之を攻撃して已まず。また、官教の僧侶が貴族・權門に媚ふるを卑しとするより、随意に庵室を作りて、隨處に僧寺を建て、周遊乞食して敢て朝廷の力を藉らざりしかば、朝廷官教の徒は、之を以て朋黨を立て、聖道を詐稱し、山河の清を混濁して、煙霧の彩を雜燻すと爲し、乞食を禁じ、道路に禍福を説くを止め、窘迫に至らざる所なかりき。佛敎は斯の如く腐敗せりと雖も其腐敗は適其の勢力の絶大なるを證明せるものにして、漢の沙門道榮、學問僧勝曉等をして、讀經の音を一定せしめたるも此朝にあり。右大辨の高官にある笠の朝臣鷹が、元明天皇の爲に出家したるも、此時にあり。勢威宮中を壓したる縣の犬養の宿彌三千代が出家したるも此時にあり。鷹司の鷹、大膳職の鷓鴣、諸國の鷄猪を放たしめたるも此時にあり。朝廷の百僚、閑暇に苦しみ、唯だ佛敎を信ずるの外なかりき。

王權衰頹の原因

抑も其の初、皇室が諸族の總族長にてありし時は、諸族の長をして其の分派衆派を統御せしめ、諸族をして互に相控制せしめ、其權力平均の上に立ちて以て治安を保つを得、必ずしも總族長自ら直接に諸民と相親近し、若しくは統治するの要なかりしなり。然るに代々大族の專權を経

元明は天智天皇の皇女にして阿閉の皇女と云ふ。持統天皇の妹にして阿閉の皇女と云ふ。持統天皇の妹にして阿閉の皇女と云ふ。持統天皇の妹にして阿閉の皇女と云ふ。

城に遷す經營三年にして成る。七年、大和の孝子及身免ず、孝子貞始を誅するは此に

て、遂に蘇我氏に至りて禍機破裂したる後は、大化の革新となり、皇室は諸の大族を夷平すると共に、自らもまた大族の總長たるの地位を去り、種族以上に超然として真正に國家の主長たるの地に立ちしかば、其眼中に大族と分派との別あるなく、皇室と百姓と直ちに相互らざるべからず。斯くて平民の勢力に委託するにあらずんば、國安は遂に維持すべからざるの勢なりしなり。去れば天智天皇は藤原鎌足を親信したれども、之に政權を任せず。天武天皇も佐命の功臣を優遇したれども、之に重權を與へず。皇室は他の手を經由せず、直ちに人民と相互り、直接に人民を統治したりしなり。然るに、文武・元明・元正の朝を経ては、朝廷唯だ佛事に熱して政治を怠り、姻戚の故を以て藤原氏を重んじ、遂に偏重の權を與へしかば、藤原氏は再び族長の如き權勢を得たり。是れ官制組織の政體に、家長政體を混合するものにして、皇室は已に總族長として諸豪族の權平均の上に立つ能はず、また國家の主長として人民の勢力のみを恃む能はざるに至り。王制未だ全く成就せずして、王權衰頹するもの實に此に存す。

聖武天皇の頃大官の所得及び人民の負擔

去れば王權の安固を計らんに、人民の勢力を増進して其力に依

頼し、皇室と人民との間に横はれる半上落下の權力を制せざるべからざるに、朝廷の政策此に出でず重歛苛收して民を苦しめて已まず。聖武天皇の時僧行基の調査する所によれば、日本の人口四百五十八

此年駿河、甲斐、相模、上下總、野常陸にある高麗郡を置く。是より先豊後伊豫の二國は交通を許さず。然れども不便あるを以て、五位以上を以て發給し、交通を許す。此年白鷺を以て之を授くるを禁ず。巨勢朝臣萬呂の言を充たして、蝦夷に教諭せんがため、陸奥の置賜最上二郡に、信濃、上野、越前、越後の民各百戸を移さしむ。此年多治比の真人縣守を遣唐押使とす。養老元年、人民志まに髪を削り僧服をつけ僧侶に似するを禁ず。行幸し、山陰道は伯耆以北、山陽道は備後以北、南海道は讃岐以北、東國司を以て、近江國の行在所に集めて土風の歌舞を奏せて

む。次で美濃國に相模以西、東海道は相越中以北、陸道は美濃國の國司を以て、近江國の行在所に集めて土風の歌舞を奏せて

平城時代(上) 聖武天皇の頃大官の所得及び人民の負擔

萬四千九十三人と稱す。然るに朝官の俸給は幾何なりしかと云ふに、太政大臣は三千戸、左右大臣は二千戸、大納言は八百戸、正一位三百戸、從一位二百六十戸、正二位二百戸、從二位一百七十戸、正三位一百三十戸、從三位一百戸、其の五位以上は食封の例に預らず。而して一戸とは正丁四人、中男一人(天平十九年封戸人數正丁五人中男一人を一戸とし延喜式正丁四人中男一人を一戸とす)を指すものにして、其田租は稻四十束に當り、其半は之を官に入れ、自餘の半額及び調と、庸とを主人に納れしむ。故に太政大臣は一萬五千人の私民を有し、六千石の祿を有せるなり。封戸の外、別に祿あり、一年を二季に分ちて之を與ふ。其一季に得る所正從一位は純三十疋、綿三十屯、布一百端、鐵一百四十口。是より遞減して少初位には、純一疋、綿一屯、布二端、鐵五十口を賜ふ。此外に位田あり一品には八十町、二品に六十町、三品に五十町、四品に四十町、正一位に八十町、是より遞減して從五位は八町に至る(婦人は三分一を減ず)。此外又職分田あり。太政大臣四十町、左右大臣三十町、大納言二十町、以下大國の守に二町六段、以下遞減して下國の守に一町六段、郡の大領に六町、小領に四町、主政・主帳に各二町を賜ふ。此外又驛田あり。大路に四町、中路に三町、小路に二町を給す。此外また功田あり。賜田あり。彼等が祖先より兼併し來れる土地あり。而して人民は正丁一人ごとに、絹若しくは純八尺五寸(廣二尺二寸)、若しくは綿一斤、若しくは布二丈六尺、若しくは鐵十斤、

若しくは鐵三丁、若しくは鹽三斗、若しくは鯉三十五斤、若しくは澤赤一石二斗等を調として官に納れ、調の副物として、正丁一人に紫、若しくは紅三兩、若しくは麻、胡麻油の類を納め、更に一丁毎に毎年十日公役に服し、若し庸を以て役に代へんとせば、布二丈六尺を納め、而して田租は每一段に稻二束二把を納めしむ。四百五十萬の人口を以て斯の如き公役、租税を擔ふ、決して容易ならず。況んや孝徳天皇大化の年に豪族の兼併を禁じたる詔令は、天武の亂以來、年々歲々其力を失して、今は皇族・王臣・豪族・奸民の押領、愈甚しく、一令を出し、一法を下すごとに、更に甚しかりき。蓋し此時地方の土豪は、早く已に大和朝廷の權を輕んじて、朝臣の文弱を侮り、皇族王臣は其權を負うて法を守らず、法令を發するもの、また法令を犯すものなりしが故なり。是に於てか百姓其苛虐に耐へず、四方に逃散して或は山林に餓死するあり。或は王臣に仕ふるあり。或は寺院に入るあり。或は身を賣つて奴となるあり。社會の綱紀蕩然として崩れぬ。是に於てか一方に於ては令を下して、力田の者を求めて之を褒賞し、一方を於ては浮浪遊行、其郷に歸らざるものを罰し、王臣をして之を容赦すること勿らしめ、十六歳以上の男兒を得度して僧となす勿らしめ、頻に土地を開拓するを勧めしも、其効薄かりしかば、更に貸税の法を行ふに至れり。

社會解體せんとし土地國有の法破る

貸税の法は、宋の王安石等が實行せる青苗・助役の法の如く、また歐洲

第十一章 平城時代(下) (神武紀元千四百年より千四百四十一年に至る)

養老六年、多治比
眞人三宅磨謀叛を
誣告するによりて
種朝臣老、乘輿
を指斥するにより
て配流せらる。養
老七年、十二年
もまた口分田を賜
ふ。
養老八年を改めて
神龜元年とす。陸
奥國
云ふ海道の蝦夷國
して大塚佐伯宿禰
部大將原宇合を式
部大將とし、高
橋朝臣安磨を副將
とし、坂東九國
の兵三萬人を發す
小野朝臣牛養を鎮
守とし、出羽鎮
守の夷狄を鎮せし
近の程を定め伊豆
安房、常陸、佐渡、
隱岐、土佐を遠流

蝦夷軍人の 叛、兵農區分の發端
斯の如く朝廷、百姓共に勞れたる時、南北化外の民起りて平和を破る。
一は東北陸奥の蝦夷にして、一は西南筑紫の軍人なり。軍人は熊襲の族にして、一旦大伴宿禰旅人等の
夷ぐる所となれりと雖も政令到底行はれず。聖武の天平二年に至りて、太宰府奏して大隅・薩摩は建國
以來未だ班田せず、其民有する所の田は悉く墾田にして、祖孫相承け改動を欲せず。若し班授せんと
せば喧訴せんと言ふによりて班田法すら行はれざりき。蝦夷は、多治比の眞人縣守等のために夷げら
れたりと雖も、久しからずして海道の蝦夷また叛す。是においてか藤原朝臣宇合自ら持節大將軍とな
り、副將軍高橋朝臣安麻呂と共に坂東の兵三萬人を發して之を撃ち、七百三十七人を俘にして歸る。
然れども久しからずして再び不穩の形勢あるを以て、天平九年、陸奥持節大使藤原朝臣鷹、鎮守府
將軍大野朝臣東人等と陸奥の多賀城に會し、常陸・上野・下野・上總・下總・武藏、六國の騎兵一千人をし
て、山海兩道より、陸奥に至るの道を開かしめ、賀美郡より出羽最上郡玉野に至る八十里、玉野より
蝦夷の巢窟比羅保許山に至る八十里、總じて一百六十里を開き以て蝦夷を征せんとす。斯の如くして

地として諏訪(信
濃)に合す。伊豫を
中とし、越前、安藝
七道の諸國をして
國の大小によりて
稻四萬以上二十萬
東以下を割取りて
其息利を取つて朝
集使在京等の旅費
神龜二年所司三千
人を出家せしむ。
神龜五年諸國司、
郡司部下に相撲、
騎射、臂力者あれ
ば直に王公卿相の
命あるも貢する能
はず、因つて勅を
下して、私門に媚
ぶるを禁ず。
此年一國毎に金光
明經十卷づつを分
つ、皆寫本なり。
神龜六年、河内古
市郡の人賀茂子虫
唐僧道榮の教によ
りて龜を得て之を
獻す。背上に文字あ
り子虫は從六位上
位なり。道榮は從五
年改元して天平と
す。天平元年、漆部
造君足、中臣臣

坂東八州・筑紫・九州の兵は、數ば攻戰に使役せらるゝが爲、其武幹愈發達して、また朝廷を尊ばず、
唯だ陽に服するのみ。而して聖武の時また納租、及び朝臣の來往を守護せしめんがため、東海・東山・
山陽・山陰・西海の諸道より國司・郡司の子弟弓馬に耐ゆるものを召して健兒と號し、租・調を免せしか
ば、因襲風を爲し、兵農漸く分れんとす。
聖武天皇の奢侈迷信
聖武天皇は、生れながら華美なる生活に慣れしかば、風流高華を好み、或は吉野
に遊びて其櫻花に酔ひ、或は紀伊の玉津島に遊びて、其風光を稱して明光浦の雅名を附し、或は和泉
に遊び、或は難波・播磨に遊び、或は富豪の徒、五畿・近江の國郡司の子弟、儀容あるものを集めて、
美装せしめて獵騎の行列を起し、或は漸々滅却せる歌垣の風を再興せしめて、天皇自から朱雀門に臨
み、長田王以下の諸王をして音頭となりて、難波曲、倭部曲、淺茅原曲等を歌はしめ、都中の士女
をして縱觀せしめ、或は親しく相撲を見るなど一意に行樂を事とす。或は冬は穴ごもり夏は櫛に
すむは上古の風にして、今日の事にあらず。京師は萬國の朝する所、壯麗ならずんば何を以て徳を表せ
んとて、凡て五位已上、及び庶人の營に堪ふる者に草舎板屋を改めて瓦蓋となし赤白に塗らしめんと
す。聖武天皇の信仰により佛敎は愈宮廷に侵入し、佛經轉讀のため印板の技も漸やく起り、災異變
怪あるごとに讀經と祈禱とによりて之を掃はんとし、數ば諸國に詔して金光明經、最勝經を講ぜ

宮處進東人、長尾王が左道を學び國を傾けんとす。遂に死を給ふ。天皇は天武天皇の孫にして高市皇子の子也。其妃吉備内親王男勝夫王、以下四人皆自殺す。其以て流竄せらるるもの多し。僧果戒の日本國現報善戒の日記に此事を記して、元平事左京二年二月大法會を左京元興寺に設きて、三寶を供養す。長行の沙彌を乞ふ。長行の怒つて笏を以て之を擧つて懲らす。人あり之を諷して王異志あり故に大禮の日に此親王ありと云ふ。親王あり能はざりし也。此柿本人麻呂の死。天皇二年、聖武天皇皇后宮に、行幸し踏歌を見る。百官仁義禮智信の五字

平城時代(下) 光明子皇后となる、后位の變化

しめ、數は國家の災異を掃ふと稱して、僧尼を請ぜしめ、神龜二年の如きは一時に三千人を度せしむ。是より宮中に僧侶の出入するもの愈頻繁となり、佛教の教ふる所によりて數は罪人を大赦し、天智天武兩天皇の頃には大赦の例にもれし八逆の罪人すらも、此朝に至つて數は赦されぬ。七十以上の老翁老嫗は數は醫藥と綿布とを賜はりぬ。放生の勅は數は出で、遂に唐僧道榮に欺かれ、背上に天下の文字を示したる靈龜を得て、改元するに至り、信仰の極、左大臣にして宗室たる長屋王すら、乞食沙彌を撃つての故を以て、謀叛の誣告を受けて刑せられんとし、藥を仰いで死す。宗室すら已に斯の如くなれば、是より以後佛僧は殆ど宮中の全權を握るに至りぬ。

光明子皇后となる、后位の變化

佛僧が斯の如き勢力を得たるは、獨り聖武天皇の力のみならず、實に其の後宮の勢力なりき。夫人藤原光明子は不比等の女にして人倫に於ては聖武の叔母なり。年齢に於ては聖武と相同じ。其容貌は光耀麗艶、後宮をして顔色なからしめたり。その才藻は機慧、敏達にして他の及ぶ能はざる所なりき。加ふるに後に藤原氏の勢力を負ひ、聖武の親寵を以てす。言として聽言鼓舞して、佛陀の特寵ありと云ふに遇うては、迷ふ所なき能はず。その佛を信するや、熱切篤實を極め、聖武を鼓舞し、作興し、あらゆる方法によりて佛僧を天下に普及せんとして盡さざる所なかり

を紙片に附して之を分つ。是れ福引の始也。神龜四年、高麗王の使高麗王八人京に入る。高麗王唐に交通久しく絶えしを遣はして入朝せし仁義禮智信の五字を以て之を諷して王異志あり故に大禮の日に此親王ありと云ふ。親王あり能はざりし也。此柿本人麻呂の死。天皇二年、聖武天皇皇后宮に、行幸し踏歌を見る。百官仁義禮智信の五字を紙片に附して之を分つ。是れ福引の始也。神龜四年、高麗王の使高麗王八人京に入る。高麗王唐に交通久しく絶えしを遣はして入朝せし仁義禮智信の五字を以て之を諷して王異志あり故に大禮の日に此親王ありと云ふ。親王あり能はざりし也。此柿本人麻呂の死。天皇二年、聖武天皇皇后宮に、行幸し踏歌を見る。百官仁義禮智信の五字

平城時代文學の發達及び柿本人麻呂

聖武天皇と光明皇后とは獨り佛法の保護者なりしのみならず、また

實に文學をも保護したりき。是より先き皇親・貴族、漢文・漢詩を作るもの少からざりしと雖も、この朝に至りては殊に之を獎勵し、或は五節句に詩人を會し、或は曲水の宴に詩文を闘はしむるなど、文才あるものをして其才を盡さしむるに爲さざる所なかりき。而して聖武天皇と光明皇后とはまた

平城時代(下) 平城時代文學の發達及び柿本人麻呂

口分田を班つは、
事に於て不便な
取めて、更に分
異端を習ひ呪詛
事を作法と稱し
薬を禁ず妖書は詔
の後五十日内は
此時、頭年、風
ありしがため神
天の記起りし也
死に九州より行
ずれ死者數ふべ
から

平城時代(下) 平城時代文學の發達及び柿本人麻呂

堪能なる文學者にして、當時の貴族社會に於ては人後に落ちざる作家なりしが故に、風流溫雅の氣象
藹然として萌し、之がため國初以來貧寒なりし和歌も、絶大の進歩を爲すに至りぬ。和歌は已に神武
天皇の時より、更に遠きに求むれば天照大神の時より之れありき。然れども其著しき發達を爲し
たるは、漢詩と佛教の入り來りし後にありて、天智時代に於て其最初の發達を爲し、聖武の前後に及
びて長足の進歩を爲したり。而して此間文運を擔うて一代を鼓吹したるものは實に柿本人麻呂なり。
人麻呂は石見の人、其詩醇雅、渾厚にして自然、一種の神韻を有し、已に部落人種の嘔啞嘲晰の調を脱
して、未だ文明時代の雕琢綺繪の弊に陥らず。溫籍含著、朗々として誦すべし。殊に雄大邁往なる天
智の時に遇うて、其雄渾の氣を鼓し、壬申の亂を経、兵戈殺伐の慘に遇ひ、新舊社會の大革命を経て
人民流離の狀を目撃したれば、醇雅の中に哀怨あり。古奥の中に感慨あり。貫之が稱して詩聖となせ
しもまた故なきにあらず。人麻呂と前後して又山部赤人あり。其風調神韻、略ぼ相似たり。此二人は
最も能く唐の文學に刺激せられて發達せる平城時代の和歌の健全なるものを代表したるものにして、
文學史上の位置は恰も漢士の三百篇より前漢に至る古詩の如くなりき。然れども人麻呂・赤人より少
しく代を下れば、早く已に強ひて其思想を漢化し、佛化せんとしたるが爲、其神韻を損ぜぬ。近江時
代より、此頃に至る和歌は聖武の皇子、孝謙の時代に至りて萬葉集の名の下に大伴家持のために編集

せられたりと雖も、其中、早く已に佛化せられ、老莊虛無の思想に化せられ、魏・晉・隋・漢の弊を承け
たるもの少からざりしと雖も、概して云へば、平城時代の和歌は、其調自然にして醇雅を失せざりき。
而して此時代の朝廷は、已に部落時代の聲音文字を失して、未だ日本假名を得ず。漢文に意譯を附し
て和歌を詠したるものなるを回顧しては、我文學の奇異なる運命に感ずべきなり。

日本文學の確定

斯の如き文學勃興の氣運は、百千歳平城時代を忘れざらしむる一大紀念を作らしめた

り。即ち文字の發明なり。國初以來日本國民は、東西南北各々別種の不完全なる文字を有したりと雖
ども、國民的の文字を有せざりき。國民的の文字を有せざる國民は、卒然として魏・晉・隋・唐と交通したる
がため、其文明に眩惑して其文字を採用し、朝廷の詔勅、縣官の記録、皆漢文を用ひ、歸化の韓人、
漢人をして史生たらしめ、之がため漢字は一旦國民的の文字たらんとしたりき。然れども日本國民の文
明は、その起原に於て聲音文字の文明に屬す。その思想の變化より、その發音より、聲音文字のため
に馴養せられたる國民は、到底象形文字を以て満足すべからず。且つ國初以來固有の文字は、全く滅
絶せられざりしかば、若し能く一人出で、固有の文字を改修、撰定、整理するものあらば、國民の思
想、文字に一大變化を來して、支那文字を驅逐すべきや明かなりと雖も、唯だ其人なきがため、支那
文字をして跋扈せしめたりしが、今や其人遂に出づ。下道の朝臣眞備是なり。眞備、吉備の人、久し

平城時代(下) 日本文學の確定

太宰大伴が賢
は酒のみ酔ひ
しと云ふが如
沙彌・滿が如
中をへん朝
の跡なきごと
と云ふが如き
海に行きたる
行くと神龜五
月なり往復二
八ヶ月を費す
天平四年、畿
十頭を賣つて
に放ち、生を
此年多治比眞
成を遣唐大使
千代を遣唐大
等を遣はして
其監せしむる
六年、僧尼の
部を論議し兼
佛を論議し兼
得以上の者
之より先き武
之、新字四十
撰して遂に傳
ず、是れ或は

唐に留學して其文物・憲章に通じ、能く長安の才子と才を闘はして彼等を驚かす。天平七年を以て唐より歸るや、唐禮・大衍曆經・孔子及び十哲の像・天文測度の器具・樂器・弓箭を獻じ、禮樂の制定、文教の變革を以て自ら任じ、遂に支那文字を析除して、固有の文字の發音により新に日本文字を定む。是れ今日の眞假名文字なり。是よりして文教獨り貴族宮廷に專有せられず、國民の間に普通するの道を開き、且つ思想を自由に發露するの端を爲せしかば、國民の思想、及び生活に一大變化を起すの端となる。

藤原氏盛にして諸王飢乏んとす

是より先き諸國の國司・郡司の專權日に長じければ、元正天皇の養老三年

六道按察使を設けて、各々二國三國若しくは四國を管せしめしが、當時藤原宇合は安房・上總・下總を管するに過ぎざりき。是れ當時尙ほ耆舊老臣の存するありて、藤原氏は隱然勢力を占むるに過ぎざりしが故なり。然るに聖武天皇の時に至りては、老臣耆舊已に死するあり、老いて事に堪ふる能はざるあり。是に於てか主典以上三百九十六人の朝臣をして、其知る所を撰舉せしめしに、式部卿藤原宇合・民部卿多治比縣守・兵部卿藤原麻呂・大藏卿鈴鹿王・左大辨葛城王・右大辨大伴道足の六人、衆望の歸する所なりしかば、之を擧げて參議として、凡百の朝政を議せしむ。藤原氏の權已に諸王と同じく朝官の間に植ゑられしを見るべし。已にしてまた畿内に總管を設け、諸道に鎮撫使なるものを設くるや、

主戦各一人を置か
此年入唐使平群廣
成路入唐使平群廣
六年入唐使平群廣
上り入唐使平群廣
土人のために拘し
去らるるものに拘し
其餘は病に死し一
百十五人中存する
七人、唐の欽州の
熟昆崙の使に入
り留學生阿倍仲麻呂
によりて歸途につし
十年、前出帆
十二年、右大臣橘
諸兄をして山城國
相樂郡に恭仁宮を
遷移せしむ。天皇
恭仁宮に移る。先馬
牛を屠るを禁ず。
故に禁合を出し七
重の塔一區を作つ
て、金光明經、最
勝王經、妙法蓮華
經各十部を寫し、

文字にあらざりし
のなりしか。其四
十卷の多きあるを
見、且つ遂に後世
に傳はらざりしを
見、推測すべし。
天平五年、諸王飢
乏する者二百三十
人、召して米鹽を
賜ひ且つ其の懶惰
を戒しむ。詔勅に
曰く朕の詔勅に
の父母、獨り按察
にありと。
天平七年、新羅使
上表するに、國號を
王城國と云ふ。因
つて之を退く。因
天平八年、唐人來
る。波斯人一人來
る。天平九年、天下
疫あるの故を以て
天下一大疫、藤原武
藤原武智
此年大倭國を改め
天平十一年、郡司
の數多くして實益
なきを以て舊員を
領少領二主郡各一
は大領主郡上郡各
一人、中郡主郡各
一人、少領主郡各
一人、小郡には少領

新田部親王を大總管となし、藤原宇合副總管たり。多治比縣守は山陽道の鎮撫使たり。藤原麻呂は山陰道の鎮撫使たり。大伴道足は南海道の鎮撫使たり。而して總管・鎮撫使に隨身兵仗を賜ひ、總管は京畿の兵馬を發し、徒黨を作り、老少を劫奪し、貧賤を壓略し、時政を是非し、人物を蔽否する者を搜捕するの權ありしかば、畿内兵馬の實權は殆ど藤原宇合の手中に歸したり。蓋し藤原氏能く法制に通じ、制度を變更するごとに之を以て政權を己に收むるの具となす。是れ他の老臣の及ぶ能はざる所なり。斯るが故に地方の土豪、往々藤原氏の門に媚びて、門戸愈大なるの時、親王・皇族は、産業を治むるを知らず、滔々相率ゐて零落し、天平六年には聖武自ら二百十三人の諸王を殿前に招きて、其怠慢にして産業を治めず、飢乏に陥りしを責めて、米鹽を與ふるに至りき。若し此勢を以てせば、朝廷の政權は直ちに藤原氏の掌中に歸すべかりしなり。

玄昉、橘氏藤原氏と對抗す

時に藤原不比等の妻にして光明皇后の母たる縣犬養三千代が、其先の夫

美努王によりて生みし所の子あり、葛城王と云ふ。葛城王、聖武帝に請うて、王姓を去つて臣屬となり橘の姓を得て諸兄と稱せしが、其權稍々藤原氏と相等しからんとせる時、天下疫瘡流行して、天平九年、勢威赫々たる藤原四家の統領は一時に死せぬ。是に於てか政權一時藤原氏を去つて橘氏に歸せんとせる時、外には下道の眞備等李唐の文明に通ずるの故を以て、大に用ひられ、制度・典憲の柄を

又別に金宇金光明
經を塔に封じ、
僧寺に封じ、
水田十町、
水田十町、
每寺二十僧、
寺名は金光明、
王護國寺と名づ
と云ふ法華、
に公法、
生を禁ず、
益盛なるを以て、
十四年、
廢す、
此年、
大宰府を
に大橋を、
十貫以下、
の錢を上、
是れ國司に、
土産を、
土産を、
十五年、
來りて、
は舊例に、
禮に違ふ、
を内裏に、

平城時代(下) 藤原の廣嗣反す

取つて藤原氏に代らんとし、内には法師玄昉の、才學を以て聖武天皇に幸せらるゝあり、また藤原氏に代らんとす。玄昉は阿刀氏の出にして法相宗の法師なり。才學一代を風靡し、靈龜二年勅を奉じて入唐するや、其才幹忽ち玄宗を引著して、袈裟を與へしめぬ、已にして歸るや、聖武天皇もまた紫の袈裟を賜ひ、封戸田園の外、侍童八人を與へて之を優待し、數ば宮中に入らしめて、凡百の政事、その意見を聽く。是より法相宗は一層宮中の信仰を固めしが、玄昉數ば宮中に入らざるによつて、物議大に起る。

藤原の廣嗣反す

此時藤原宇合の長子、廣嗣大和の守たり。政權漸く他人の手に歸せんとするを慨し、居常怏々として樂しまざりしが、玄昉の宮中に入出して政事に容喙するを見るや、直に上表して玄昉を彈奏し、且つ併せて吉備眞備の憲章變革を攻撃す。然れども廣嗣の攻撃は聖武天皇の視聽を動かす能はず、却つて玄昉の効奏する所となりて太宰少貳として九州に左遷せられしかば、廣嗣痛憤、直ちに城を筑前の遠河郡に構へて兵を擧げ、君側の姦を清むと聲言し、三道並び進みて上國に迫らんとす。聖武之れを聞き、先づ東國に巡遊すと號して、伊勢に避け、東海・東山・山陽・南海・山陰、五道の兵一萬七千人を發して、大野の東人・紀の飯盛を將として之を撃つ。已にして官軍の先鋒佐伯の常人・安倍の虫麻呂等、進んで板櫃河に廣嗣と會す。廣嗣率ゐる所は多く武勇なる隼人なりしと雖も、勇力餘りあつ

太子親し、
命して曰く、
は禮樂併せしむる
の志を示し、
父子の理を天下に
示すものなりと

本地垂迹の説起つて金銅盧遮那佛生す

然れども佛僧の如何ともすべからざるもの一あり。そは國神なりき國神は今や茅屋の中に沈淪し、愚民の間に閉鎖せられ、宏大博識なる僧侶、金壁燦爛たる佛像に比しては其光なしと雖も、猶ほ國民の心より全く滅却せられず。天災地變あるごとに動もすれば復興せんとなす。聖武帝の治世二十五年中、天下に大赦したるもの二十七回、此他、免租・施藥・施米等年々歳々爲さざる所なく、殆ど濫惠の如くなりと雖も、水旱は年々の如くに至り、疾疫は外敵の如くに百姓朝臣を殺し、殊に天平九年の疾に至つては、初めて筑紫より來りて全國に及び、春より秋に至りて死者計ふべからざるに至れり。聖武の佛に仕ふる彼の如く、惠を施す斯の如く、然も災害未だ曾て已まずとせば、是れ或は國神の怒に觸るゝにあらざるか。深く佛を信する聖武帝と雖も、斯く思ふは自然の勢なりしなり。是に於てか前代の僧侶が企て、行ふ能はざりし神佛合體の一事は、漸く政治家的僧侶の間に唱へらるゝに至る。曰く、佛は本體にして、神はその權化したるのみ。必ずしも相反するものにあらず。天竺は佛の本地にして、日本は佛が垂迹したる地のみと。是等の議論は聖武の如き半ば佛

平城時代(下) 本地垂迹の説起つて金銅盧遮那佛生す

教を信じ、半ば國神を信ずるもの、思想に深く合し、靡然として風を爲す。而して當時是等の議論を唱ふるもの、中、行基最も聖武に注目せられたり。行基は元正帝の世にありて雲水を追うて天下を漂泊し、樹下石上に法を説きて官教の腐敗を攻撃せるものにして、其高德清風は、一代を風靡し、官教僧徒が之を以て黨派を立て、妖説を述ぶるものと爲して窘迫せらるる所なきに係らず、遂に聖武天皇をして其聖僧たるを識認せざる能はざらしめて大に用ゐらる。行基已に進む。内には良辨法師の神佛混合を説くあり、外には行基のまた之を懲瀆するあり、聖武遂に意を決して、天照大神と大盧舍那佛の合一を企て、之を伊勢の神社に卜せしに、託宣もまた日輪即ち大日如來なりとありしかば、遂に金銅盧舍那佛の像を近江紫香樂宮に建て、神と佛とに併せて仕へんと欲し、其工を起すや、行基、其弟子を率ゐて四方を勸化して之を助け、已にして其骨柱の建てらるゝや、聖武天下の衆僧を集めて之を落し、自ら其繩を引きて佛に仕ふるの意を示し、其巨工大業、天下の耳目を驚動せぬ。後に至つて之を奈良に移す。奈良の大佛是なり。工を始めたるは天平十五年十月にして同十九年之を鑄造し其開眼式を行ひしは天平勝寶四年にあり。其間十年なり。山林遍歴の小僧行基は、此功を以て大僧正の位に昇り、優待古今に比なく、學術才幹を以て出仕せる玄昉は貶せられ、僅に其餘勢を保つのみにして天平十八年の夏を以て死し、榮枯地を更へしが、行基も亦天平勝寶元年を以て死す。彼死すと雖も

佛敎の信仰愈盛んに、此年陸奥國司百濟敬福が其領内より採掘したる黄金を獻するや、聖武之を以て、盧舍那像建立の功德に出づると爲し、皇后皇子と共に東大寺に行幸し、北面して佛を拜し、自ら三寶の奴と稱するに至りぬ。

神佛隨所に混交す

此の一事は日本國民の宗教思想に一大變革を起したり。所々の神官、才學あるものは最早や國神の信仰の維持すべからざるを察して、機會もあらば佛法と交綏せんと待ち構へ、已に自ら國神を以て佛の權現となしたるものすらあり。佛僧もまた多數人民の國神を固守して移らざるを見て、何の時か交綏の時あれかしと待ち設けたる時なりしかば、天照大神と大日如來の合像たる盧舍那佛の建立は、中央より出でたる號令の如く、至る所に神佛を混濁融和せしめ、遂に天平勝寶元年天照大神の禰宜にして、乘輿と同式の鹵簿を以て東大寺に詣り佛像を拜するあり、皇帝、聖武は自ら沙彌勝滿と號するに至り、是より以下歷朝、唯だ佛に事ふるの外、務なく、事あれば佛に禱り、事平げば佛に謝し、朝廷滔々一大寺院となる。

新羅は名分上に於ても日本を離る

朝廷の狀態此の如くなれば、三韓外域の如きは殆ど全く忘却せしが、天平七年、新羅の使者來りて國號を改めて自今以後王城と稱するに至りては、流石の朝廷も屬藩の禮にあらざるとして其使を逐ふ。已にして九年に至り壬生宇太麻呂等を新羅に遣はすや、其辭令は藩屬國を待

十五年、筑紫に鎮西府を置く蓋し太宰府に更なるが如し。石川朝臣加美大將を其將軍とし、大伴宿禰百世を副將とす。

初め恭仁宮を作るや、平城の大極殿並に歩廊を築ち、其材を用ふ。勢多量るべからず。今年紫香樂宮を作らば、十六年、百官を廟堂に會して恭仁宮善きかを問ふ。恭仁宮の便を云ふも、奈兵衛、藤原仲麻呂を市人問はしむ。市人恭仁宮をよしと云ふ。更にまた都を難波に移さんとす。此年天下の馬御、戸は鐵工、銅工、雜金作、甲作、弓削、矢作、鞍作、馬飼、等にして、馬飼と免すとは平民となす也。

此年始めて巡察使を畿内七道に派す。十七年、太政官に諸司官等を召して、遷都を議す。皆言、遷都不可なり。皆言、本年數ば地震して、本年西府をして、本年より三年の間、生類を殺すを禁ず。

十七年、天皇不豫のため三千八百人を度す。此年巨勢氏奴婢二百三人、良民たらんことを訴ふ之を許す。猶ほ盛なるを見るべし。此年諸國の公卿、大國は四十萬、東國は三十萬、西國は二十萬、南國は十萬、北國は五萬、計して百萬に及ぶ。此年渤海及び鐵利、一千一百餘人、投化す。出羽に安置し、衣食を與へて還す。十九年、一戸正丁五十六人中、男一人、女一人、一戸八十丁、男五十、女三十、丁四十、束を以て限とす。

つゝの禮なりしかば、新羅は之を受けずして却く。是に於てか五位以上、六位以下の官吏四十五人を集めて、其意見を吐露せしめしに、或は兵を發して懲戒せんと云ふものありしが、此時新羅却つて我を襲はんとしたれば、筑紫の海防を嚴にして之を壹岐・對馬に及ぼしめたるのみにして、却つて防守の位置に立ち、遂に征伐を果さず。かくして新羅は其名分に於てもまた我藩屬たらざるに至れり。

藤原の仲麻呂、橘、大伴、佐伯の諸族を壓服す
此の如き内政外交委微の結果として、政令は京官・國司・郡守の上に行はれずして、國司・郡司の令また人民の上に行はれず。盜賊蜂起して人民生を聊せず、中につきて中國・西海の航海發達するに従つて、海賊の憂を生じたり。華美を好む聖武此間に崩じたるを以て阿倍皇女、帝の位に上る。之を孝謙天皇とす。斯る間に政弊愈長じて、豪族僧侶互に政權を争ふに至る。是より先き藤原氏は、其四家の統領の一時に死し、廣嗣の失敗したるがため、一時政權を失したりと雖も、政柄の下に寄生せんとする僧侶の玄防已に死して、行基出づ。更に道徳堅固なる律宗の高僧、鑑真和尚の時代となり、吉備眞備もまた筑前の守に左遷せらるゝに方り藤原氏却つて人才あり。豐成・仲磨・百川・濱成・清河・魚名・永手等、交々進みて顯要の地に立ち、而して橘諸兄、久しく政權を掌握せしが、讒によりて自ら退きしより、政權獨り橘氏にのみ存せざるに至りぬ。こゝにおいてか橘の奈良麿、聖武天皇が盛に造營を起し、違々として民心を失せるに乗じて、陸奥の將軍、佐伯

の全成・大伴の古鷹等を誘うて聖武天皇を廢し、黃文王を立てんとし、事成らずして敗る。今や孝謙新に立ち、藤原氏の勢益盛んにして、大伴・佐伯・下毛野・百濟・橘・石川・紀・文室・多治見の諸大族、藤原氏のために顔色なからんとす。諸藤の中、武智麿の第二子仲麻呂最も巧慧にして、膽氣あり。皇后宮職を改めて紫微中臺とし、自ら其紫微令となりて、樞密に參す。已にして天平寶字元年、皇太子道祖王、淫亂放蕩により孝謙天皇の心を失して廢せらるゝや、仲麻呂、謀して孝謙天皇及び光明皇太后の心、大炊王を皇太子たらしむるにありて、早く之を迎へて田村の第に居らしめ、嫁すに粟田の諸姉を以てす。已にして孝謙天皇諸重臣を會して、何人を以て皇太子とすべきかを問ふや、藤原の豐成・永手等は、鹽燒王を、文室の珍努・大伴の古麻呂等は池田王を立つべしと、各其親近する所を擧げて、之をすゝむ。仲麻呂獨り曰く、唯だ聖意のある所即ち可ならんと。孝謙天皇遂に大炊王を立て。大炊王は舍人親王の子なり。是より仲麻呂紫微内相となり其勢威隆々として同僚を凌ぎ、遂に伊勢神宮の幣帛使は、其同族中臣氏の外、之に補する能はざらしむ。是に於てか橘奈良麻呂・大伴古麻呂等、憤慨措くあたはず、前の備前國守にして刑せられたる、小野東人・多治比禮麻呂・多治比鷹主・大伴池主・大伴兄弟・信濃守佐伯大成・陸奥國守佐伯全成・土佐國守大伴古慈斐等を誘ひ、兵を發して皇太子と仲麻呂とを殺し、皇太后の宮に入りて鈴璽を奪ひ、孝謙天皇を廢して別に天皇を

此年詔す、十三平諸國をして寺を立てしむるの法行れず因つて使を發し、また郡司の勇幹事に堪ふる者を以て之を擡當せしめ、ものあらば、子孫に前年の定領の外十町、尼寺に四十九町、興へしむ。死す。是より先き才能を用ふるの要あるより、國司、郡司に任ぜしむるに、能代を後にして、此年此に於て、兄弟相訴へ、勇勇相代を重んじ、嫡々相受け、傍觀を用ふるなからしむ。天平實字二年姓名を賜はる其惠美は、美なるなし、抑勝は、皇舅の中意、向身は皇舅の中意、此年官號を改易す、育するが如く、

平城時代(下) 仲麻呂、政體を變革し、女皇等僧侶政府を作る

立てんとし、夜太政官の院廷に會し、天地四方を拜し、共に鹽汁を飲みて誓ふ。未だ發せずして上道斐太都、志を翻して之を藤原仲麻呂に告ぐ。仲麻呂急に高麗福信等をして、兵を率ゐて小野東人・道祖王等を捕へしむ。其他の黨與また皆捕へられて、誅戮・流竄略ぼ人物を盡くす。而も仲麻呂猶ほ足れりとせず。其兄、豊成もまた情を知つて告げずとなして之を太宰員外帥に左遷し、且つ諸司、百官、京畿内の百姓邑長以上を集めて顛末を告げ、百姓の内、此陰謀に與かるものを出羽の柵戸に移す。是に於てか天下また仲麻呂に抗するものなく、天平實字二年大和の國守大伴稻公、奇藤を獻す。藤に文字あり藤氏の徳を頌す。以て其權勢を見るべきなり。

仲麻呂政體を變革し、女皇等僧侶政府を作る

天平勝實二年、孝謙位を避け、皇太子をして帝位につかしむ。之

を淳仁天皇とす。仲麻呂の權益張る。仲麻呂更に百官と相議して、孝謙上皇に上臺實字稱徳孝謙皇帝の尊號を奉り、光明皇太后に中臺天平應眞仁正皇太后の尊號を奉り、先帝に勝實感神聖武皇帝の尊號を奉り、而して仲麻呂は尊號の報酬として、惠美の押勝の新姓名と、尙舅の號を得、功封三千戸、功田一百町とを給せられて永く傳世の賜となし、且鑄錢と貸稻との權を賜はりぬ。其男二人は參議たり。三人は衛府たり。其他戚姻親族、皆顯榮に上り、仲麻呂勢に乗じて天下の耳目を一新せんとし、官制に大變革を加へ、太政官を乾政官とし、太政大臣・左大臣・右大臣を改めて

改を以て乾政官とす。大納言を御史大夫とす。而して自ら大保となりて、中衛の大將を兼ね、文武の大權を掌握すれば、皇太后は、別に僧侶政府の如きものを作りて、布令を天下に出して曰く、摩訶般若波羅密多是諸佛の母なり、この四句の喝を唱ふる者は、福德無量なり。ゆゑに天下の老少男女、起坐行歩を論ぜず、文武百官、朝に向ひ司に赴くとき、この四句を念じて怠る勿れ、天下泰平の道此にありと。

藤原仲麻呂、安祿山の亂に備へんがため新羅を擊たんとす。僧侶が太政官の外に更に朝廷の力を恃みて、法王政

治を行はんとするの氣色を示すや、押勝の慧眼なる早く已に之を看破せざるに非ず。然れども彼は家門の顯榮と安全とを謀る。傍に於て、國家の昌榮を進むるを怠るものにはあらず。舉朝滔々、泰平寔安の夢に眠り、また國外の事を思はざる時に當つて、獨り國家を双肩に擔はんとしてし者は歴史家より惡名を負はせられたる仲麻呂なりき。此時に方つて唐の安祿山漁陽の戎を擧げて反し、玄宗西南に蒙塵して、四百餘州大亂となる、事は遣渤海使小野朝臣田守によりて報せらる。國家の危變已に迫る。彼は僧侶の陰謀を知らざるに非ざるも之と事を構ふるの暇あらず。急に國防を治めんとして、先づ太宰府に令を下して曰く、祿山狂狡、恐らくは西侵する能はずして來りて海東を掠めん。宜しく守備を嚴にして以て、不虞に備ふべしと。而して更に七道に命じて兵備を嚴にし、金穀を充實せしむ。此時

分る。光明皇太后
四年、光明皇太后
双六のため産を破
し、命を出して之
を禁ず。京中の孤
兒を集めて之を養
ふ。之より先き太
宰府の防人に坂東
の兵を用ひ、送迎
に之より先き九州
の兵一千人を用ふ
此年諸司、京畿内
の百姓、邑の長以
上を集めて、諸臣
を遣ひ、之を知ら
しむ。天平實字二年、
天平實字二年、投
化の新羅人、僧尼
平民七十四人を武
郡に配して、新羅
東八國及び越前、
能登、越後の浮浪
二千人を移して、
雄勝の櫛戸とす。
坂東八國に勅す陸
奥に若し事あらば
急に援軍を發する
こと。國毎に二千
人以下なれ。而し
て、國司の精悍な
るもの一人を率ゐ
て押領せよと此に
始まる。

此頃は國人漸く錢
の便を覺えて、私
鑄漸く多し、是に
於てか天平實字四
年、新錢を作る。

平城時代(下) 道鏡の人物及び地位

を學びて葛城山に籠居し、難行苦行を積みて略ぼ佛法の奥義に通じ、孝謙天皇佛法を重んずるの勢
に乗じて宮中に入り、幾多の法術を以て天皇の信任を得、光彩門戸に満つ。蓋し此時に方つてや國初
以來の大族は、幾多の内亂によりて其力を失したりと雖も、藤原氏の勢力新に隆にして、政治上の
功名は、また容易に他姓の望みて得る能はざるものとなりき。故に當時功名榮華を望まんに地方に
退きて深く土豪の心を收攬するか、然らずんば首を垂れて藤原氏の勢力に阿附するか、然らずんば僧
侶となりて俗権の上に立つの外なかりき。道鏡は其才、中庸にあらず、其望は尋常にあらず。然れど
も地方に退きて土豪の心を收めんには彼は餘りに門地なく、藤原氏に媚附せんには其の頂骨餘りに強
く、彼が個人的才能を以て進むべきの道は、唯だ僧侶の一路あるのみ。故に大膽不敵なる少年は遂
に道場に入り、枯木・死灰・冷淡・無情の外皮を装うて、功名を求めたりき。この道は曾て玄昉のため
開かれたりと雖も、玄昉は其の才力膽氣、到底道鏡の比にあらず、唯だ學藝を以て進みたるのみ。然
も其一旦失敗するや戒律森嚴、道德堅固なる鑑真和尚の支那より來るあり。浮華、淫濫、名聞、榮利
を事とする僧徒漸く厭はれて、律宗は宮廷より貴族の間、靡然として風を爲したりき。然れども是れ
一時の反動のみ。腐敗せる公卿貴族は、到底永く戒律森嚴なる宗教に安んずる能はず、奢侈にして遊
樂に耽り、倨傲にして肉欲盛んなる社會は、早くも其弱點に媚ぶるの僧侶を求めたり。道鏡の慧眼は此

機微を看過せず。彼は其法術によりて宮廷に進み、其弱點に乗じて之に媚びたりき。玄昉が失墜した
る門戸は再び彼の前に開かれ、假令皇位にあらざるも、其權、皇位にあるよりも大なる孝謙上皇は、
遂に道鏡を信じ言聞かざるなく、謀行はざるなし。道鏡の野心を第一に看破したるものは、藤原
仲麻呂にして、彼は孝謙上皇に向つて、道鏡を劾奏し、決して聖僧にあらず、其祖物部氏の大連の職を
回復せんとするものなりと云ふや、仲麻呂却つて打撃せらる。實に仲麻呂の敗死は多く道鏡の手によ
りしなり。欽明天皇の朝、佛教に敵して蘇我氏の爲に亡ぼされたる者の子孫、今は却つて佛法の力に
よりて蘇我氏を亡ぼしたる者と戦ふを見よ。世變歴々此中に存す。

道鏡皇位を望む

道鏡の成功は以外に早かりき。意外の成功は彼をして一層の望を起さしめ、第一は仲
麻呂の立てし新官制を破壊し、仲麻呂の爲に擁立せられたる淳仁天皇に逆心の名を附して淡路に流竄
し一個の大炊親王となす。彼は宗室を交劔する第一着手として、船親王・池田親王に同じく逆心の名を
附し親王より貶して王として之を流竄せぬ。是より弓削氏勃然として起り、道鏡の弟淨人を始め皆累
進し、弓削牛養は近衛少將となりて越前介を兼ね、弓削秋麿は大藏少輔となり、弓削廣方は武藏介を
以て右兵衛佐を兼ね、弓削薩摩は陰陽助となりたり。彼は更に宮中の權を一族に専有せんとして、新
に内監省を設け、弓削淨人を其卿となして大納言を兼ねしめ、更に檢校兵庫將軍を以て武庫を司ら

平城時代(下) 道鏡皇位を望む